

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2024年4月 1日
(第19期) 至 2025年3月31日

ライフネット生命保険株式会社

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

(E26327)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	8
第2 事業の状況	10
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	10
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	13
3. 事業等のリスク	25
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	33
5. 重要な契約等	39
6. 研究開発活動	39
第3 設備の状況	40
1. 設備投資等の概要	40
2. 主要な設備の状況	40
3. 設備の新設、除却等の計画	40
第4 提出会社の状況	41
1. 株式等の状況	41
2. 自己株式の取得等の状況	49
3. 配当政策	49
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	50
第5 経理の状況	78
1. 連結財務諸表等	79
(1) 連結財務諸表	79
(2) その他	141
2. 財務諸表等	142
(1) 財務諸表	142
(2) 主な資産及び負債の内容	155
(3) その他	155
第6 提出会社の株式事務の概要	156
第7 提出会社の参考情報	157
1. 提出会社の親会社等の情報	157
2. その他の参考情報	157
第二部 提出会社の保証会社等の情報	158
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月17日
【事業年度】	第19期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	ライフネット生命保険株式会社
【英訳名】	LIFENET INSURANCE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 亮介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル
【電話番号】	03-5216-7900（代表）
【事務連絡者氏名】	上級執行役員 河崎 武士
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル
【電話番号】	03-5216-7900（代表）
【事務連絡者氏名】	上級執行役員 河崎 武士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際財務報告基準			
	移行日	第17期	第18期	第19期
決算年月	2022年 4月1日	2023年3月	2024年3月	2025年3月
保険収益 (百万円)	—	20,732	24,698	30,081
税引前利益 (百万円)	—	5,343	8,251	9,179
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	—	3,562	5,734	5,993
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	—	3,808	5,355	1,168
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	71,848	75,687	90,870	92,109
総資産額 (百万円)	88,196	93,814	112,417	116,178
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,030.29	1,085.35	1,131.93	1,146.81
基本的1株当たり当期利益 (円)	—	51.10	75.97	74.63
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	—	—	—	—
親会社所有者帰属持分比率 (%)	81.5	80.7	80.8	79.3
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	—	4.8	6.9	6.6
株価収益率 (倍)	—	22.74	19.90	23.34
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	2,681	6,016	7,279
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	763	△3,443	△14,295
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	△109	9,681	△164
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	8,801	12,137	24,423	17,234
従業員数 (人)	186	208	224	239
(外、平均臨時雇用者数)	(77)	(88)	(84)	(78)

(注) 1. 第18期より国際財務報告基準（以下、「IFRS」）に基づいて連結財務諸表を作成しています。なお、当社は第17期まで「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして日本基準に準拠して連結財務諸表を作成していないため、日本基準に基づく連結経営指標等は記載していません。

2. 希薄化後1株当たり当期利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 従業員には、正社員及び契約社員を含んでいます。また、他社グループからの出向者を含み、当社グループからの出向者を含んでいません。なお、()内に派遣従業員の平均雇用人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
保険料等収入 (百万円)	20,282	25,420	29,207	34,264	41,438
資産運用収益 (百万円)	433	665	992	1,628	499
保険金等支払金 (百万円)	6,031	8,668	12,445	15,547	20,569
経常損失 (△) (百万円)	△3,089	△3,245	△4,934	△4,670	△3,027
当期純損失 (△) (百万円)	△3,114	△3,319	△5,103	△4,720	△3,052
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	16,731	21,655	21,676	26,617	26,652
発行済株式総数 (株)	60,611,136	69,679,538	69,736,419	80,279,827	80,318,340
純資産額 (百万円)	15,806	22,071	15,574	21,063	18,069
総資産額 (百万円)	54,501	67,820	68,600	84,194	89,866
1株当たり純資産額 (円)	260.79	316.75	223.33	262.38	224.98
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△53.87	△50.65	△73.21	△62.54	△38.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	29.0	32.5	22.7	25.0	20.1
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,937	2,783	2,705	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△10,435	△7,749	△245	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	8,879	9,668	△2	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,059	7,761	10,219	—	—
従業員数 (人)	165	174	208	224	239
(外、平均臨時雇用者数)	(73)	(76)	(88)	(84)	(78)
株主総利回り (%)	211.4	93.7	194.0	252.4	290.8
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(142.1)	(145.0)	(153.4)	(216.8)	(213.4)
最高株価 (円)	1,785	1,373	1,447	1,559	2,120
最低株価 (円)	563	471	501	867	1,250

- (注) 1. 2021年3月期から2025年3月期までの経常損失の計上は、主に事業規模の拡大を目的に契約獲得に係る費用を投下したことによるものです。日本基準上は、新規の契約獲得に係る費用を初年度に一括計上する一方、収益となる保険料収入は長期にわたって計上されるため、当期の利益にマイナスの影響を与える構造となっています。なお、2023年3月期の経常損失の拡大は、新型コロナウイルス感染症に関連する保険金等支払金の増加の影響を含みます。
2. 2021年3月期から2022年3月期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。
3. 2023年3月期から2025年3月期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載していません。
5. 株価収益率については、当期純損失を計上しているため、記載していません。
6. 従業員には、正社員及び契約社員を含んでいます。また、他社からの出向者を含み、当社からの出向者を含んでいません。なお、()内に派遣従業員の平均雇用人員を外数で記載しています。
7. 株主総利回りの算出について、当社は剰余金の配当を実施していないことから株価のみを使用しています。なお、使用した株価は、2022年4月4日より東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所マザーズにおけるものです。
8. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものです。

9. 2024年3月期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資損失、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載していません。

2【沿革】

2006年10月、創業者の出口治明と岩瀬大輔は「ふつうの消費者の視点に立った、まったく新しい生命保険会社を創りたい」という考えのもと、生命保険会社の設立を目指した準備会社である「ネットライフ企画株式会社」を設立しました。「ネットライフ企画株式会社」設立以後の当社グループに係る沿革は、以下のとおりです。

年月	事項
2006年10月	東京都港区赤坂に生命保険準備会社として「ネットライフ企画株式会社」を設立
2008年3月	「ライフネット生命保険株式会社」に商号変更
2008年5月	営業開始
2008年10月	定期死亡保険「かぞくへの保険」、終身医療保険「じぶんへの保険」の販売を開始
2008年11月	オンライン生命保険募集代理店を通じた販売を開始
2008年11月	付加保険料率（保険料のうち生命保険会社の運営経費にあたる付加保険料の割合）を全面開示
2009年6月	モバイルサイトでの生命保険申し込み受付サービスを開始
2010年2月	就業不能保険「働く人への保険」の販売を開始
2012年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2012年6月	スマートフォンでの生命保険申し込み受付サービスを開始
2012年10月	医療保険の給付金請求における診断書提出を原則不要とし、簡易な請求プロセスを実現
2015年4月	契約時の必要書類をスマートフォン等で撮影し、ウェブサイトから提出可能となる環境を整備 KDDI株式会社と資本業務提携契約を締結
2015年5月	KDDI株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施
2015年11月	同性のパートナーを死亡保険金受取人として指定可能とする取扱いを開始
2016年3月	業界初、医療保険の給付金請求手続きがオンラインで完結となる環境を整備
2016年4月	KDDI株式会社を通じて「auの生命ほけん」の販売を開始
2016年7月	生命保険会社で初めて「LINEビジネスコネク」を活用した保険相談サービスを開始
2016年12月	申し込み手続きをペーパーレス化
2017年8月	がん保険「ダブルエール」の販売を開始
2019年12月	終身医療保険「じぶんへの保険3」、「じぶんへの保険3レディース」の販売を開始 KDDI株式会社、auフィナンシャルホールディングス株式会社との3社間で業務提携契約を締結
2020年2月	株式会社セブン・フィナンシャルサービスと業務提携契約の締結を発表
2020年4月	「セブン・フィナンシャルサービスの生命ほけん」の販売を開始
2020年7月	海外公募増資を実施
2021年2月	株式会社マネーフォワードと業務提携契約を締結
2021年5月	合弁会社（子会社）「ライフネットみらい株式会社」を株式会社MILIZEと設立
2021年6月	就業不能保険「働く人への保険3」の販売を開始
2021年7月	「マネーフォワードの生命保険」の販売を開始
2021年7月	ライフネットみらい株式会社がオンライン保険代理店事業等を開始
2021年9月	海外公募増資を実施
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズからグロース市場に移行
2022年8月	エーザイ株式会社と資本業務提携契約を締結 auじぶん銀行株式会社と団体信用生命保険に関する業務提携契約を締結
2022年10月	三井住友カード株式会社、ライフネットみらい株式会社との3社間で業務提携契約を締結
2023年2月	Pontaポイントがたまる「auの生命ほけん」の販売を開始
2023年7月	auじぶん銀行株式会社の住宅ローン利用者に向けた団体信用生命保険の提供を開始
2023年8月	三井住友カード株式会社、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及びライフネットみらい株式会社の4社間において資本業務提携契約を締結
2023年9月	公募及びauフィナンシャルホールディングス株式会社・三井住友カード株式会社に対する第三者割当による増資を実施
2023年12月	「Vポイントが貯まる保険」の販売を開始
2024年3月	個人保険の保有契約件数が60万件を突破
2024年4月	認知症保険「be」の販売を開始
2024年5月	新たな経営方針及び中期計画を発表
2024年10月	定期医療保険「じぶんへの保険Z」、「じぶんへの保険Zレディース」の販売を開始
2024年11月	本社を千代田区二番町に移転
2025年1月	ペアローン連生団体信用生命保険の提供を開始

3【事業の内容】

(1) 主な事業内容

当社グループは、当社及び子会社1社（ライフネットみらい株式会社）で構成されています。

当社は、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社です。相互扶助という生命保険の原点を忘れず、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念のもと、生命保険事業を営んでいます。主な事業内容は以下のとおりです。なお、当社は生命保険事業の単一セグメントとなっています。

①保険引受業務

生命保険業免許に基づき、人の生存又は死亡に関して一定額の保険金等を支払うことを約し保険料を収受する保険の引受業務を営んでいます。

②資産運用業務

保険業法、同法施行規則に定めるところにより、生命保険の保険料として収受した金銭その他の資産の運用業務を営んでいます。

③業務の代理・事務の代行業務

他の保険会社等の業務の代理又は事務の代行を行っています。

また、子会社のライフネットみらい株式会社は、保険代理店事業及びサービス開発事業を営んでいます。

(2) マニフェストを基軸とした経営

当社グループは、2008年の開業以来「ライフネットの生命保険マニフェスト」を掲げ、経営理念を「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」と定めています。デジタルテクノロジーを活用しながら、一貫してお客さま視点で商品・サービスを提供し、生命保険の未来をつくるオンライン生保のリーディングカンパニーとなることで、「安心して、未来世代を育てられる社会」の実現を目指します。

ライフネットの生命保険マニフェスト

「正直に、わかりやすく、安くて、便利に。」

第1章 私たちの行動指針

- (1) 私たちは、生命保険の未来をつくる。生命保険は生活者の「ころばぬ先の杖がほしい」という希望から生まれてきたという原点を忘れずに。
- (2) 私たちは、お客さまの声に耳を傾け、お客さまに何が必要かを常に考え行動する。
- (3) 私たちは、自分たちの友人や家族に自信をもってすすめられる商品・サービスだけを届ける。
- (4) 顔の見える会社にする。私たちは、経営のこと、商品のこと、社員のこと、どんな会社なのか、正直に伝える。
- (5) 私たちは、多様性を尊重し、協力しあうことで、変化に対応しつづける。100年後もお客さまに安心を届けられる会社であるために。
- (6) 私たちは、常に誠実に行動する。コンプライアンスを遵守し、倫理を大切にします。

第2章 生命保険を、もっと、わかりやすく

- (1) 私たちは、「生命保険がわかる」情報を提供する。お客さまが自分にあった保障を納得して、選べるように。
- (2) 私たちは、誰もが読んで理解できる「約款」（保険契約書）をつくる。
- (3) 私たちは、お申し込みだけでなく、保険金・給付金を請求するときこそ、わかりやすいと思ってもらえる商品やサービスを届ける。

第3章 生命保険料を、安くする

- (1) 私たちは、保障内容を過剰にしない。必要な備えを、適正な生命保険料で提案する。
- (2) 私たちは、よい商品を安く提供するための工夫を怠らない。
- (3) 私たちは、生命保険料を抑え、その分をお客さまの人生の楽しみに使ってほしいと考える。

第4章 生命保険を、もっと、便利に

- (1) 私たちは、ご契約の検討から保険金・給付金の受け取りまで、あらゆる場面でお客さまの便利を追求する。
- (2) 私たちは、私たちの考えに共鳴してくれたパートナーと協力して、お客さまに商品やサービスを届ける手段を増やす。
- (3) 私たちは、生命保険の枠を超えて、「生きていく」ことを支える情報とサービスに触れる機会を増やす。
- (4) 私たちは、お客さまの期待の先にある「便利な生命保険」を通して、次の時代の当たり前をつくる。

お客さま一人ひとりの生き方を応援する企業でありたい。

そのために、これからも挑戦を続けます。

(3) 商品構成

個人向けの保険商品は、インターネットを通じてお客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただきたいという考えのもと、いずれの商品も複雑な特約や配当のない、シンプルでわかりやすい保障内容となっています。また、パートナー企業との協業として、2016年4月からはKDDI株式会社と「auの生命ほけん」を、2020年4月からは株式会社セブン・フィナンシャルサービスと「セブン・フィナンシャルサービスの生命ほけん」を、2021年7月からは株式会社マネーフォワードと「マネーフォワードの生命保険」を、2023年12月からは三井住友カード株式会社と「Vポイントが貯まる保険」を販売しています。

団体向けの保険商品は、事業領域の拡大の一環として2023年7月に開始した団体信用生命保険事業において、auじぶん銀行株式会社の住宅ローン利用者に向けて団体信用生命保険の提供を行っています。

(主要商品の概要)

定期死亡保険「かぞくへの保険」は、低廉な保険料で大きな保障が得られる「定期型」で、死亡や所定の高度障害状態となった場合に、保険金を受け取ることができる保険です。

終身医療保険「じぶんへの保険3」「じぶんへの保険3レディース」は、入院や手術に備える保険です。加入時の保険料が変わらず、一生涯保障が続く「終身型」で、保障内容に応じて、「エコノミーコース」「おすすめコース」を設けています。また、「じぶんへの保険3レディース」は、女性特有の病気で入院した場合に、手厚い保障が受けられる保険です。

定期医療保険「じぶんへの保険Z」「じぶんへの保険Zレディース」は、入院や手術に備える保険で、お客さまのニーズに合わせて保険期間を10年、20年、30年から設定できます。保障が必要な期間に合わせて備えることができ、今後ライフイベントの多いお客さまに適した保険です。

就業不能保険「働く人への保険3」は、病気やケガで働けなくなった時の生活費に加え、就業復帰後も生じる治療費の負担や収入減少もサポートできる保険です。

がん保険「ダブルエール」は、治療費に備える「治療サポート給付金」と、がん治療に伴う休職や時短勤務等による収入の減少に備える「がん収入サポート給付金」のダブルの保障を受けられる保険です。

認知症保険「be」は、認知症や軽度認知障害（MCI）の早期発見・早期治療をサポートする保険です。

なお、パートナー企業とともに販売している、Pontaポイントがたまる「auの生命ほけん」「セブン・フィナンシャルサービスの生命ほけん」「マネーフォワードの生命保険」「Vポイントが貯まる保険」は、上記の保険商品と同一の保障内容です。

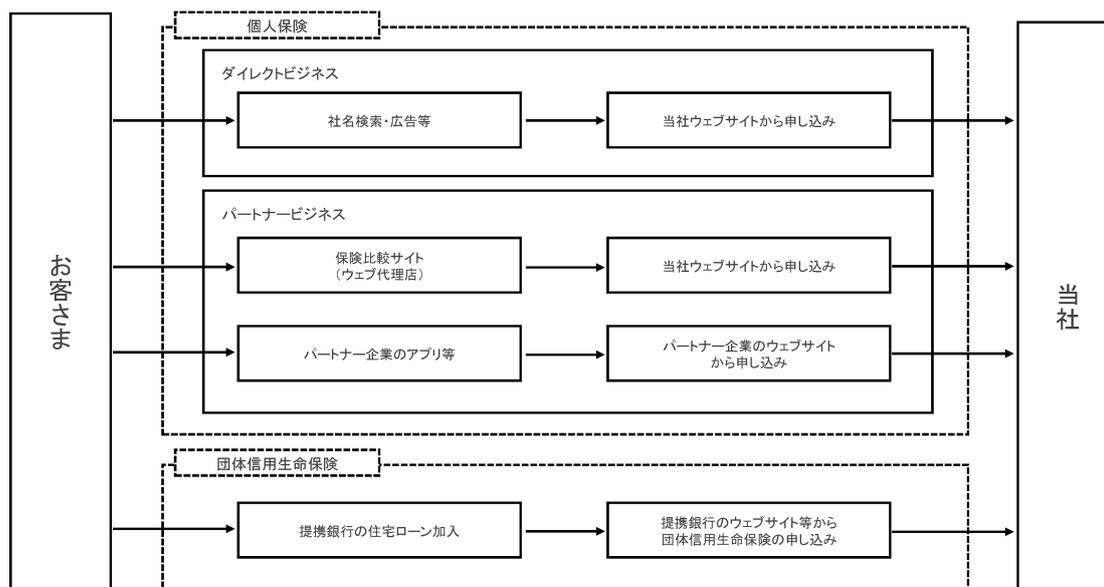
(4) 販売チャネル

当社は、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社です。インターネットを活用することにより、営業職員の人件費や店舗の維持等に係る経費（販売経費）を抑えられることから、営業職員を主体とする従来の生命保険会社と比べ、相対的に低廉な保険料での商品提供が可能となります。

個人保険事業においては、お客さまが当社のウェブサイト等を通じて保険に申し込む「ダイレクトビジネス」と、パートナー企業のウェブサイトやアプリを通じて保険に申し込む「パートナービジネス」の2つの販売チャネルを有しています。当社の店舗であるウェブサイトでは、商品内容の説明に加え、お客さまに適した保障を選んでいただくためのコンテンツを工夫するなど、ウェブサイトを通じて訪れるお客さまにもわかりやすい説明を心がけるとともに、お客さま視点のUI/UX向上のための改善活動を重ね、ストレスフリーな顧客体験を提供しています。コンタクトセンターでは、保険の申し込みや見直しでお悩みのお客さまに向けて、電話、メールやチャットによって、経験豊富な保険プランナーが保険選びをサポートしています。また、開業以来、ダイレクトビジネスで培ってきたオンラインでの生命保険販売の知見を活かし、昨今では様々な業種の企業との協業を拡大しています。幅広い顧客基盤とブランド力を有するパートナー企業の経済圏に保険ビジネスを組み込むことで、より多くのお客さまに当社の商品・サービスを提供しています。なお、当社の保険募集代理店であるKDDI株式会社は、当社のその他の関係会社です。

団体信用生命保険事業においては、KDDIグループの一社であるauじぶん銀行株式会社の住宅ローン利用者に向けて、2023年7月から団体信用生命保険を提供しています。auじぶん銀行株式会社は、2015年に住宅ローンの提供を開始して以降、住宅ローン事業を急速に成長させている魅力的なパートナー企業です。今後DX（デジタルトランスフォーメーション）化を推進する銀行業界において、オンライン生保が大きな役割を果たしていけるよう、提携先銀行の拡大を見据えながら団体信用生命保険事業の成長を目指します。

[主な販売チャネル別アクセス経路]



4 【関係会社の状況】

2025年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合又は 被所有割合	関係内容
(連結子会社) ライフネットみらい 株式会社	東京都 千代田区	100	保険代理店事業 サービス開発事 業	91.1%	当社保険商品の販売 業務提携
(その他の関係会社) KDDI株式会社	東京都 新宿区	141,852	電気通信事業	18.33% (18.33%)	業務提携
(その他の関係会社) auフィナンシャル ホールディングス株式会社	東京都 中央区	35,000	銀行持株会社 保険持株会社	18.33%	主要株主 資本業務提携 取締役1名派遣

- (注) 1. 議決権の所有割合又は被所有割合の () 内は、間接所有割合で内数です。
 2. KDDI株式会社は、有価証券報告書を提出しています。
 3. auフィナンシャルホールディングス株式会社は、KDDI株式会社の子会社であり、中間金融持株会社です。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
生命保険事業	239 (78)

- (注) 1. 従業員には、正社員及び契約社員を含んでいます。また、他社グループからの出向者を含み、当社グループからの出向者を含んでいません。
 2. () 内に、派遣従業員の平均雇用人員を外数で記載しています。
 3. 当社グループの従業員は、全て当社の従業員です。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
239（78）	41.6	6.1	8,269,031

セグメントの名称	従業員数（人）
生命保険事業	239（78）

- (注) 1. 従業員には、正社員及び契約社員を含んでいます。また、他社からの出向者を含み、当社からの出向者を含んでいません。
2. ()内に、派遣従業員の平均雇用人員を外数で記載しています。
3. 平均年間給与は、株式報酬制度の特別奨励金、選択制確定拠出年金の選択金、賞与及び時間外手当等を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

労働組合はありませんが、労使関係は良好です。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合及び男性労働者の育児休業取得率

① 提出会社

当事業年度	
管理職に占める女性労働者の割合	男性労働者の育児休業取得率
28.6%	250.0%

- (注) 1. 管理職に占める女性労働者の割合とは、部門長以上の役職者に占める女性の割合を示しています。
2. 管理職に占める女性労働者の割合は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものです。
3. 男性労働者の育児休業取得率は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものです。
4. 当社は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づく男性労働者の育児休業取得率について、公表義務の対象ではないものの任意で記載しています。
5. 上記の提出会社の数値には、連結子会社との兼務者を含んで算出しています。

② 連結子会社

連結子会社のライフネットみらい株式会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しています。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は次のとおりです。なお、本項における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、2008年の開業以来「ライフネットの生命保険マニフェスト」を掲げ、経営理念を「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」と定めています。デジタルテクノロジーを活用しながら、一貫してお客さま視点で商品・サービスを提供し、生命保険の未来をつくるオンライン生保のリーディングカンパニーとなることで、「安心して、未来世代を育てられる社会」の実現を目指します。

(2) 経営環境

当社グループを取り巻く事業環境として、主に以下の3点を認識しています。

まず、1点目として、オンライン生保市場の継続的な拡大とさらなる成長可能性です。新型コロナウイルス感染症拡大以前から続く金融サービスのデジタル化は、当該感染症により加速し、お客さまの行動様式や企業の事業環境認識に大きな変化をもたらしたと考えています。生命保険業界においても、オンライン化への構造的変化は不可逆なものであり、今後もオンライン生保市場は拡大するものと認識しています。オンラインで保険商品・サービスを提供する競合他社が増加し、競争環境が厳しさを増す中、オンライン生保市場におけるリーディングカンパニーである当社グループが圧倒的な地位を確立し続けるためには、提供価値の一層の磨き上げに加え、新たな価値提供の創出が必要であると認識しています。

2点目は、若年層を起点とするテクノロジー活用の拡大です。開業以来、当社グループは主に子育て世代を中心に若年層のお客さまの支持を得て事業を拡大してまいりました。また、異業種のオンラインビジネスの拡大も相まって、当社グループのお客さまは中高齢層にも広がり、オンライン生保市場の拡大に手ごたえを感じています。一方で、便利なITサービスが次々と登場する中で、時代とともに変化するお客さまの行動様式に適応し、事業規模をより一層拡大するためには、常にその時代の若年層に選ばれることが重要であると考えています。

3点目は、巨大な経済圏を持つ企業のオンライン金融サービスへの参入です。昨今、異業種の企業によるオンライン金融サービスへの関心が非常に高まっていると認識しており、当社グループにおいても、様々な業種のパートナー企業との提携を実現しています。パートナー企業の戦略や経済圏に保険ビジネスが組み込まれることを通じて、オンライン生保市場のさらなる成長可能性が見込めるという認識のもと、今後もパートナー企業にとって魅力ある商品・サービスの開発・提供を行うとともに、当社グループ自身のブランド力の強化を通じてパートナー企業に選ばれる存在であり続けることが重要であると考えています。

(3) 中長期的な経営戦略及び優先的に対処すべき課題

当社グループは、今後も力強い成長を継続しながら、企業価値の向上及び社会課題の解決に取り組むため、2024年5月に経営方針及び2028年度を最終年度とする5年間の中期計画を発表するとともに、これらを通じて当社グループが実現したい社会として「アウトカム目標」を設定しています。

中期計画における経営指標として設定した包括資本（Comprehensive Equity）は、当社グループの定義する指標です。国際財務報告基準（以下、「IFRS」）の連結財政状態計算書の「資本（親会社の所有者に帰属する持分合計）」に、保険サービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益を表す負債である「CSM^{*1}」（保険契約及び再保険契約を合算し税調整後）及び団体信用生命保険（以下、「団信」）の保有契約に対する将来の更新分も含めた将来のIFRS損益の価値である「団信契約価値」を合計したものです。保有する保険契約の将来の利益の評価額を含むことから、当社グループの企業価値を表す指標として定めています。

*1. CSMはContractual Service Marginの略であり、将来において保険サービスを提供するにつれて認識することとなる未稼得利益を表します。

○経営方針の骨子

経営理念	正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する
目指す姿	生命保険の未来をつくるオンライン生保のリーディングカンパニー
大切に する 価値観	Lifenetter Values 1. Manifesto driven お客さまを起点にする 2. Ownership 自ら動く 3. Teamwork 多様な仲間を力にする 4. Growth mindset 変わりつづける 5. Be ambitious 元気に、明るく、楽しく

○中期計画（2024年度～2028年度）の骨子

成長戦略	重点領域 (事業)	Tech & Services ・AIやマイナンバー制度をはじめ様々なITサービスを活用することで、お客さまの利便性を追求する。 Rebranding ・今の時代やお客さまの価値観にあわせて、ライフネットブランドを再構築する。 Embedded ・パートナー企業とともに、保険やサービスをシームレスに届ける。
	人材戦略	重点領域に注力するための組織体制移行の推進 従業員の成長と事業成長の好循環の創出 「ライフネットの生命保険マニフェスト」を基軸とした組織風土の維持・強化
2028年度 目標	経営目標	包括資本（Comprehensive Equity）の2,000億円～2,400億円到達
	財務目標	株価：3,000円以上 1株当たり包括資本成長率：10%程度
	非財務目標 (人材)	エンゲージメントスコア（総合）：継続的に向上 [多様性] 意思決定者 ^{*2} に占める割合：女性 30%以上、30代以下 15%以上 [成長機会] エンゲージメントスコア（成長）：継続的に向上

*2. 意思決定者とは、取締役及び部門長以上の役職者を指します。

○実現したい社会「アウトカム目標」の設定

アウトカム 目標	安心して、未来世代を育てられる社会
参考指標 ^{*3}	オンライン生保の市場浸透率、未来の生活見通し、子育てのしやすさ

*3. オンライン生保の市場浸透率は、生命保険文化センターの「生活保障に関する調査」において、加入意向のあるチャネル及び直近加入契約の加入チャネルについて「インターネットを通じて」と回答した人の割合、未来の生活見通しは、内閣府の「国民生活に関する世論調査」において、「今後の生活の見通し」について「良くなっていく」と回答した人の割合、子育てのしやすさは、内閣府の「社会意識に関する世論調査」において、「社会の満足度（満足している点）」について「子育てしやすい」と回答した人の割合に基づき計測します。

(優先的に対処すべき課題)

①オンライン生保の提供価値の変革

重点領域「Tech & Services」を、当社グループ全体の競争力を高めるための重要な取組みと位置づけ、個人保険事業及び団信事業において、オンライン生保だからこそ実現できるお客さまサービスの変革を実現することを目指します。AI（人工知能）やマイナンバー制度等の技術革新を積極的に生命保険に取り入れ、先進性のある保険サービスの提供に努めます。保険申込のご検討者に対してアプローチ方法を高度化することに加え、お客さまの各種手続き（お申し込み・ご契約中・保険金給付金のご請求等）の利便性を高めることに取組み、生命保険のあり方を変える顧客体験の構築を目指します。また、テクノロジーを活用し、お客さまに対してより良いサービスの提供を行いながら、同時に社内の生産性を高めるための取組みも推進し事業費効率の改善に努めます。

②ダイレクトビジネスの成長再加速への取組み強化

重点領域の「Rebranding」に取組み、ライフネットブランドを今の時代の価値観にあわせて更新することで、オンライン生保のリーディングカンパニーとしての提供価値を一層磨き、競合他社とは一線を画した存在になることを目指します。そのために、主力のダイレクトビジネスにおいて、若年層のお客さまを主要な顧客層として、オンラインモデルを活用した商品の提供及びサービスの強化、「ライフネットの生命保険マニフェスト」（以下、「マニフェスト」）に基づいた当社イメージの再構築、潜在顧客のナーチャリング手法の確立等を進めます。2024年10月に発売し、若年層のお客さまを中心に支持をいただいている定期医療保険を含めたプロダクトマーケティングを強化するとともに、2025年4月にナーチャリングの促進に向けて始動した新組織のもと、お客さまとのコミュニケーションを強化することなどにより、ブランドイメージの再構築に向けた取組みを加速させ、ダイレクトビジネスの業績拡大を目指します。

③協業パートナーとのビジネスの深化と拡充

当社グループは、重点領域「Embedded」に注力し、個人保険事業のパートナービジネス及び団信事業において、各協業先との取組みを強化するとともに新規協業先の開拓に努め、収益機会の拡大を目指します。

まず、個人保険事業のパートナービジネスにおいては、パートナー企業の重点領域や経済圏に保険ビジネスが積極的に組み込まれるよう、各パートナー企業の特性にそった戦略を立案し、推進します。特に、巨大な金融経済圏を有する主要なパートナーであるKDDI株式会社及び三井住友カード株式会社との連携を深めることで、より一層の成長に努めます。さらに、高いブランド力と幅広い顧客基盤を有する新たな企業との協業についても積極的に検討してまいります。将来的には、パートナービジネスがダイレクトビジネスと並ぶ当社グループ事業の成長を支える柱となることを目指します。

次に、団信事業においては、団信のご加入者と契約者である銀行に当社グループと提携するメリットを感じていただけるようオンライン生保ならではの価値を届け、新規の住宅ローン契約の増加に貢献してまいります。現在提携しているauじぶん銀行株式会社への団信提供に加えて、引き続き新たなパートナー銀行の開拓にも取り組みます。魅力ある団信商品を提供することで新規の住宅ローン契約の増加に貢献するとともに、昨今金融サービスにおいてもオンライン化が進展する中で、オンライン生保である当社グループと提携することで銀行のDX（デジタルトランスフォーメーション）化の推進にも寄与することを目指します。

④重点領域を支える人的資本の強化

当社グループは、業界の常識にとらわれず、中長期にわたって力強い成長を実現することを目指して、マテリアリティに掲げる「多様性を大切に」「成長の機会をつくる」を軸に人的資本強化への取組みを推進します。その中で、中期計画の人材戦略においては、個人保険と団信の両事業を横断する3つの重点領域に注力するための組織体制移行の推進、従業員の成長と事業成長の好循環の創出、マニフェストを基軸とした組織風土の維持・強化の3点に努めます。組織体制移行の推進については、全社一丸となって重点領域に取り組めるよう組織の枠組みを超えた活動を強化するとともに人材ポートフォリオの最適化に向けた対応を推進します。次に、従業員の成長と事業成長の好循環の創出について、当社グループは、開業以来多様なバックグラウンドを持つ人材を積極的に採用し、オンライン生保という類のないビジネスモデルを作り上げてきたと考えています。今後は、社内の人材育成に重点を置き、各従業員が持つスキルを活かしながら新たな業務にも挑戦できる環境を整備し、マネジメント層の育成強化にも注力してまいります。さらに、マニフェストを基軸とした組織風土の維持・強化については、マニフェストに基づいた事業運営を行うことが当社グループの経営理念の体現であり、また魅力ある多様な人材の確保に寄与していると認識しています。事業の拡大に伴い組織が大きくなる中で、改めてマニフェストを基軸にした社内風土を醸成し、多様な知見・経験・アイデアを持つ従業員が活躍できる環境と重点領域に注力できる推進体制を強化します。

以上の取組みを推進することで、さらなる成長を目指します。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは次のとおりです。なお、本項における将来に関する事項は、別段の表示がない限り、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) サステナビリティに対する考え方

ライフネット生命は、2008年の開業以来「正直に、わかりやすく、安くて、便利に。」というライフネットの生命保険マニフェストに基づいた経営を行っています。このマニフェストには、相互扶助という生命保険の原点を忘れずに、お客さま視点の商品・サービスの提供を追求する、という強い思いが込められています。

私たちはサステナビリティにおいても、相互扶助の考え方を大切にしています。お客さま、パートナー企業、株主・投資家、従業員に加え、将来の世代も含めた社会を形成するさまざまなステークホルダーとの相互のつながりを大切にしながら、生命保険の新しい価値を提供し続けていくことが、持続可能な社会・環境の実現と当社グループの企業価値の向上に資すると考えています。この考えに基づき、取締役会において「サステナビリティに関する基本方針」を定めています。

(2) サステナビリティ全般

① ガバナンス

当社グループは、サステナビリティに関する取組みを推進するため、2024年10月にサステナビリティ委員会（以下、「当委員会」）を設置しました。当委員会は、代表取締役社長を委員長とし、委員は社内取締役及び執行役員に加え委員長が任命した社員など、サステナビリティの推進関係者で構成します。当委員会では、外部環境の変化やステークホルダーの期待及び要請を踏まえて、サステナビリティに関連する方針及び体制の検討やサステナビリティのマテリアリティ（重要課題）に関する事項などの社会及び環境の持続可能性と当社の企業価値向上に資する事項について全社横断的な見地から議論・助言を行います。当委員会での議論の内容は、取締役会に報告しています。また、代表取締役社長を委員長として関係役員・部門長等で構成される「リスク管理委員会」において、サステナビリティの観点を含めた事業全般のリスクに関してリスク管理を行っています。リスク管理委員会での議論の内容は、取締役会に報告しています。さらに、必要に応じて執行役員会（議長である代表取締役社長と取締役との兼務を含む執行役員で構成）においても協議・報告を行い、重要なものについては取締役会に報告しています。取締役会は、当社グループのサステナビリティに関する取組み等に対して、中長期的な企業価値向上の観点から議論・監督を行うとともに、重要事項については、取締役会で審議し、決定しています。

当連結会計年度の主な取組みとして、当委員会の設置に伴い、取締役会において「サステナビリティに関する基本方針（以下、「当基本方針」）」の策定を決議しました。また、マテリアリティについては、当委員会において各マテリアリティの背景にあるリスクや機会を踏まえ見直しの要否を議論するとともに、中長期的な視点から今後リスクや機会となりうる事項を議論しました。当委員会及び執行役員会における各議題の内容は、取締役会に報告しました。

引き続き、持続可能な社会・環境と中長期にわたる企業価値向上の実現を目指して、当基本方針に基づき、当委員会において議論を重ねながらマテリアリティを踏まえた取組みを推進し、取締役会において実効的な監督を行ってまいります。

② 戦略

当社グループは、持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指して、長期に取り組むべきマテリアリティを特定しています。「生命保険の未来をつくる」をテーマとして、以下の1から10までをマテリアリティとして認識し、「お客さま」「社会」「従業員」のステークホルダーに対して取組みを進めるとともに、経営の基盤となる「ガバナンス」を継続的に強化してまいります。



(マテリアリティの特定プロセス)

2022年度に以下のプロセスを経てマテリアリティを特定しました。まず、「ライフネットの生命保険マニフェスト」及び経営方針等を踏まえながら、株主・投資家からの意見、SASB (Sustainability Accounting Standards Board, サステナビリティ会計基準審議会)をはじめとするガイドライン、ESG評価機関の評価項目等を参考に課題を抽出しました。次に、抽出した課題から、ステークホルダーにとっての重要度及び当社グループにとっての重要度の2つの視点で、マテリアリティ候補を選定し、取締役会及び執行役員会等での議論を経て、マテリアリティを特定しました。マテリアリティの項目においては、年1回の頻度で確認し、外部環境の変化や当社グループの経営戦略を踏まえて必要に応じて見直しを行ってまいります。

当社グループがマテリアリティの背景にあると認識するリスクと機会は以下のとおりです。

事業環境	リスク	機会	関連するマテリアリティ
デジタル技術の進化	<ul style="list-style-type: none"> ・技術革新に追いつけないことによる当社のビジネスモデルの陳腐化、顧客満足度の低下、競争優位性の喪失 ・AIの進化による保険ビジネスへの影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的なテクノロジー活用による新たな価値提供を通じたオンライン生保市場の成長機会の享受 ・顧客サービスや事務等の自動化による業務効率・品質の向上 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正直に、わかりやすく、安くて、便利にする 3. パートナーシップを積極的に活用する 9. リスク管理を高める 10. 企業倫理を大切にする
人口動態の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・主な顧客層である若年層の減少による主力商品の需要の低下、収益性の低下 ・高齢のご契約者が権利義務を遂行するためのサポートコストの増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化に伴う若年層の負担軽減に寄与する商品・サービスの開発 ・少子高齢化時代の課題解決に向けたパートナーとの連携強化による新たな価値の創出 ・働き手の減少を背景とした生命保険のビジネスモデルの変化によるオンライン生保の収益機会の増加 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正直に、わかりやすく、安くて、便利にする 3. パートナーシップを積極的に活用する
消費者のライフスタイルの多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまの保険への向き合い方やニーズの多様化に対応が追いつけないことによる競争力の低下・市場の縮小・収益性の低下 ・家族構成や価値観の多様化を背景とした保険検討機会の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルの多様化に対応する新たな商品・サービスの提供による価値の創出 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正直に、わかりやすく、安くて、便利にする 3. パートナーシップを積極的に活用する
競争環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・異業種やフォロワー企業の参入により、ビジネスモデルや商品・サービスの独自性が失われることによる競争力の低下 ・競争環境激化によるシェア・収益性の低下 ・オンライン生保市場から競合プレイヤーが撤退することによる市場の縮小 	<ul style="list-style-type: none"> ・異業種との提携による新たな顧客提供価値の創出 ・市場の拡大とイノベーションの促進 ・競争激化により競合プレイヤーが淘汰されることによる確固たる地位の確立 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正直に、わかりやすく、安くて、便利にする 3. パートナーシップを積極的に活用する

経営基盤	リスク	機会	関連するマテリアリティ
人材	<ul style="list-style-type: none"> 人材獲得競争の激化により、多様な人材確保が困難となることによるイノベーション創出力と競争力の低下 企業規模の拡大に伴い、組織の方向性の不統一やベンチャーマインドの低下が生じることによる競争力と成長機会の喪失 	<ul style="list-style-type: none"> 高い専門性や起業家精神を有する多様な人材確保による新たな価値の創出 挑戦を通じた個人の成長を組織の成長につなげ、事業成長を促す好循環の創出 個々の多様性を活かしてお互いを創発する仕組みを通じた新たな価値の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 6. 多様性を大切にする 7. 成長の機会をつくる
情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティの脆弱性に起因したシステム障害の発生等による事業停止リスク、事業機会の逸失 顧客情報漏洩等のインシデント発生による業務停止や損害賠償の負担、ステークホルダーからの信用の低下 	—	<ul style="list-style-type: none"> 2. セキュリティを高める 9. リスク管理を高める
ガバナンス・コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> コーポレート・ガバナンスや内部統制機能の不全による事業停止リスク、経済的損失の発生 法令違反等に起因したステークホルダーからの信用の低下、関連コストの増加等による企業価値の毀損 予期せぬ事態へ適切に対応できないことによる事業停止リスク、社会的評価の低下 	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定の透明性の向上によるステークホルダーからの信用の獲得 外部環境の変化に柔軟に対応し、適切なリスクテイクを行うことによる成長機会の獲得とイノベーションの創出 	<ul style="list-style-type: none"> 8. ガバナンスを強くする 9. リスク管理を高める 10. 企業倫理を大切にする

社会的責任	リスク	機会	関連するマテリアリティ
投融資	<ul style="list-style-type: none"> 社会の要請に応えられないことによる社会的評価の低下 投資先の社会課題への対応不足による投資者としての間接的な社会的評価の低下 財務健全性が悪化し、保険金等支払いに影響が出る場合の顧客流失、ステークホルダーからの信用の低下 	<ul style="list-style-type: none"> 投融資を通じた持続可能な社会への貢献 社会的責任を果たす企業としてのレピュテーションの向上 	<ul style="list-style-type: none"> 5. 責任ある投資をする
気候変動	(3) 気候変動を参照	(3) 気候変動を参照	4. 気候変動に対応する

③ リスク管理

当社グループは、リスク管理に係る基本的な考え方を「リスク管理に関する基本方針」に定め、組織体制の確立を率先して行うことにより、サステナビリティに係るリスクも含めた各リスクの評価・改善体制を整備しています。具体的には、リスク管理に関する基本方針において、当社グループが管理すべきリスクを規定し、「統合的リスク管理規程」において各リスクの一次リスク管理部門を定め、リスク管理部が主な二次リスク管理部門として、リスク管理（識別・評価・対応）を統括しています。当社グループは、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効との考えに基づき、代表取締役社長を委員長として関係役員・部門長等で構成されるリスク管理委員会を設置し、リスク管理委員会での議論の内容は、取締役会に報告しています。リスク管理の体制やリスクの詳細は、第2「事業の状況」3「事業等のリスク」をご参照ください。

④ 指標及び目標

a. 実現したい社会「アウトカム目標」の策定

当社グループは、企業価値の向上と社会のサステナビリティの実現を目指して、2024年5月に当社グループが実現したい社会としてアウトカム目標「安心して、未来世代を育てられる社会」を設定し、当目標の進捗を確認するための参考指標を公表しました。経営方針の実現及び中期計画の実行を通じて、アウトカム目標の実現を目指します。詳細は、第2「事業の状況」1「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」(3)中長期的な経営戦略及び優先的に対処すべき課題をご覧ください。

b. 各マテリアリティにおける指標

各マテリアリティにおける指標を設定しています。各マテリアリティにおける指標と実績は以下のとおりです。

マテリアリティ	指標	2023年度	2024年度
1. 正直に、わかりやすく、安くて、便利にする	包括資本（企業価値） ^{*1}	1,598億円	1,670億円
	保有契約年換算保険料 ^{*2}	28,750百万円	34,518百万円
	従業員エンゲージメントスコア（理念戦略） ^{*3}	72	73
	ご契約者の推薦度 ^{*4}	82.5%	82.4%
2. セキュリティを高める	主要な外部認証の取得	対応中	プライバシーマークを取得
	CSIRTの定期的な活動の継続 ^{*5}	継続実施	継続実施
	役職員向け研修の継続	継続実施	継続実施
3. パートナリシップを積極的に活用する	パートナー企業との取組み	<ul style="list-style-type: none"> 三井住友カード株式会社とともに「Vポイントが貯まる保険」を提供 auじぶん銀行株式会社と団信事業を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社マネーフォワードとともに保険を見直しするお客さまへのサービスを強化 三井住友カード株式会社とともに提供する「Vポイントが貯まる保険」のポイント還元対象者を拡大 エーザイ株式会社とともに開発した認知症保険「be」の販売を開始
4. 気候変動に対応する	(3) 気候変動を参照		
5. 責任ある投資をする	連結ソルベンシー・マージン比率の健全な水準の維持	2,192.9%	1,722.2%
	ネガティブスクリーニングの実施	継続実施	継続実施
6. 多様性を大切にする	(4) 人的資本を参照		
7. 成長の機会をつくる	(4) 人的資本を参照		

マテリアリティ	指標	2023年度	2024年度
8. ガバナンスを強くする	取締役会の監督機能強化施策の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会の多様性を維持（独立社外取締役 10名中4名、女性取締役 10名中2名） 指名・報酬委員会の委員長は社外取締役、構成人員は社外取締役過半数（5名中4名）を維持 取締役会のスキル項目に関する対応を実施（取締役に必要なスキルの見直し、スキル項目の選定理由及び新たな経営方針・中期計画とスキル項目の相関関係を開示）^{*6} 社外役員会^{*7}の開催（4回） モニタリング・ボードへの移行に向けて、取締役会の在り方等を検討 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング・ボードへの移行に向けて、独立社外取締役を過半数とする構成へ変更 「取締役会の構成に関する方針」を新たに策定 取締役会の多様性を維持（独立社外取締役 7名中4名、女性取締役 7名中2名） 指名・報酬委員会の委員長は社外取締役、構成人員は社外取締役過半数（5名中4名）を維持 社外役員会の開催（4回） 取締役会への付議事項の見直しを実施
	独立社外取締役比率	40%	57%
9. リスク管理を高める	リスク管理委員会の定期的な開催及び取組みに対するPDCAの実施	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理委員会を3ヶ月に1回開催 全体的なリスクを洗い出したうえで、各リスクを適切に管理するため、規程に基づき、各部門はリスクの状況や対応等についてリスク管理委員会で報告し、レビューを実施 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理委員会を3ヶ月に1回開催 全体的なリスクを洗い出したうえで、各リスクを適切に管理するため、規程に基づき、各部門はリスクの状況や対応等についてリスク管理委員会で報告し、レビューを実施
10. 企業倫理を大切にする	コンプライアンス委員会の定期的な開催及びコンプライアンスプログラムを中心とした取組みに対するPDCAの実施	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守徹底のため、コンプライアンスに関する基本方針に定める事項等に基づき、コンプライアンス委員会を3ヶ月に1回開催し、各部門から報告を行い、レビューを実施 コンプライアンスプログラムを策定し、各種取組みを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守徹底のため、コンプライアンスに関する基本方針に定める事項等に基づき、コンプライアンス委員会を3ヶ月に1回開催し、各部門から報告を行い、レビューを実施 コンプライアンスプログラムを策定し、各種取組みを実施
	従業員へのコンプライアンス研修の継続	継続実施	継続実施

- *1. 包括資本は、2024年5月に公表した当社グループの経営指標です。当社グループは、中期計画において2028年度に包括資本の2,000億円～2,400億円到達を目標として掲げています。
- *2. 年換算保険料とは、1回当たりの保険料（団信は、保有契約をもとに算出される翌月の収入保険料）について保険料の支払い方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額をいいます。当社商品の保険料は全て月払いのみとなっているため、1ヶ月当たりの保険料に12を乗じたものを年換算保険料としています。なお、当連結会計年度末の団信の保有契約年換算保険料は、2025年3月の保険料率をもとに算出しています。
- *3. 従業員エンゲージメントスコアとは、各従業員や組織の状態を可視化するエンゲージメント調査から算出された数値で、最大値は100です。当指標は、複数あるエンゲージメント調査項目のうち、理念戦略に関する項目のスコアです。
- *4. ご契約者にアンケートを実施し、当社の商品・サービスをご家族や友人に「ぜひすすめたい」「どちらかといえばすすめたい」と回答したお客様の割合です。ご契約者からの評価を表す指標として、ネット・プロモーター・スコア（NPS）[®]を採用し、NPSを踏まえてご契約者の推薦度を算出しています。なお、ネット・プロモーター・スコア（NPS）は、ペイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、NICE Systems, Inc. の登録商標又はサービスマークです。
- *5. サイバーセキュリティインシデントを一元管理し対応するCSIRTによる毎月の活動等を指します。
- *6. 2025年6月22日開催予定の第19回定時株主総会終結後の取締役のスキル・マトリックスは、第4[提出会社の状況]4[コーポレート・ガバナンスの状況等]（2）[役員の状況]をご参照ください。
- *7. 社外役員会は、社外取締役で構成された取締役会の実効性評価を踏まえたディスカッションを行う任意の会議体です。

(3) 気候変動（よりよい社会のために未来をつくる）

当社グループは、将来の気候変動による事業活動の影響を把握するため、TCFDが提唱するフレームワークに則り開示を行ってまいります。なお、気候変動に係るガバナンス及びリスク管理は、(2)サステナビリティ全般をご参照ください。

① 戦略

当社グループは、気候変動に関するリスクと機会を以下のとおりと認識しています。気候変動の影響を適切に把握するため、低炭素経済への移行が進むシナリオと、温室効果ガス排出削減が十分に進まず気温上昇が加速するシナリオを想定し、それぞれのシナリオにおける事業環境の変化を分析しています。

各リスク・機会が発生すると想定される時期（時間軸）は、短期を～3年程度、中期を3～10年程度、長期を10年超と設定しています。また、各リスク・機会の影響度は、想定される事業への影響及び財務的影響を総合的に評価し、大・中・小の3段階で設定しています。

リスク	分類	ドライバー	時間軸	気候変動がもたらす影響	影響度	対応策
移行	法規制政策	炭素税の導入及び炭素価格の上昇	中期	温室効果ガス排出に対して炭素税が課税されることで、エネルギーコストが増加する。	小	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量の可視化 非化石証書によるエネルギー消費量削減の検討
	技術	再生可能エネルギーの導入拡大	短期～中期	既存のエネルギー契約を、再生可能エネルギーへ入れ替えることにより、エネルギーコストが増加する。	小	<ul style="list-style-type: none"> LED照明等の省エネ機器の導入
	評判	ステークホルダーからの懸念増加	中期～長期	気候変動対策が不十分である場合、ステークホルダーからの評価が低下し、対応コストが発生する。	中	<ul style="list-style-type: none"> TCFD等の枠組みによる情報開示の充実
	市場	投融資先の関連規制への対応不足	中期～長期	投融資先企業の炭素関連規制等への対応が不十分である場合、自社で保有する投融資資産の価値が下落する。	小	<ul style="list-style-type: none"> ESGを考慮した投融資の実施
物理的	急性	自然災害の増加・深刻化	短期～長期	自然災害の激甚化により、事業拠点やインフラが被災することで、営業活動や契約査定、顧客対応等に支障が生じ、収益が減少する。	中	<ul style="list-style-type: none"> BCP（事業継続計画）の強化
				自然災害の激甚化により、台風や洪水の頻度が増加し、保険金等の支払いが増加する。	小	<ul style="list-style-type: none"> 想定損失額に対する資本十分性の確保
				投融資先企業が被災し企業価値が低下した場合、自社で保有する投融資資産の価値が下落する。	小	<ul style="list-style-type: none"> 高格付けの公社債を中心とした分散投資
	慢性	平均気温の上昇	短期～長期	平均気温の上昇により、熱中症や感染症等の健康被害が増加し、保険金等の支払いが増加する。	小	<ul style="list-style-type: none"> 想定損失額に対する資本十分性の確保 保険収支のモニタリング及びリスク顕在化時の対応基準の整備

機会	分類	ドライバー	時間軸	事業へのインパクト	影響度	対応策
機会	製品及びサービス	DXの加速	短期～長期	気候変動対応の一環としてDX化が進み、消費者の行動様式がオンライン対応へとより変化することで、オンラインでの保険提供機会が拡大する。	大	<ul style="list-style-type: none"> AIやテクノロジーを活用し、便利でストレスフリーな商品・サービス提供の推進 自社ブランディング及びパートナービジネスの強化によるオンライン生保市場の拡大
		消費者行動の変化	中期～長期	平均気温の上昇により熱中症や感染症などの健康被害が増加し、消費者の健康リスクへの関心が高まることで提供する保険の需要が拡大する。	小	<ul style="list-style-type: none"> 多様な健康リスクに対応した商品の検討
	市場	消費者行動の変化	中期	新たなリスクに備える保障ニーズが出現し、新たな商品・サービスの提供により収益が拡大する。	中	<ul style="list-style-type: none"> 新たな保障ニーズに対応する商品・サービスの検討
	資源効率	省エネ製品の導入	短期～中期	オフィスでの省エネ機器導入によりコストが減少する。	小	<ul style="list-style-type: none"> LED照明等の省エネ機器の導入
	レジリエンス	投融資におけるESG指標の活用	中期～長期	投融資においてESG指標を活用することで運用ポートフォリオのレジリエンスが高まり、収益が増加する。	小	<ul style="list-style-type: none"> ESGを考慮した投融資の実施

②指標及び目標

当社グループは、開業以来インターネットを主軸としたビジネスを行うことで、グループ内の業務に加え、お客さまの利便性を追求しながらサービスのペーパーレス化を推進し紙資源の削減を進めています。また、支店・営業所を持たないことにより温室効果ガス排出の抑制に貢献しています。現時点においては、当社グループのビジネスモデルや事業規模を踏まえて、目標値等は定めておりませんが、気候変動が当社グループを含む生命保険業界へ影響を及ぼす可能性があることを事業のリスクとして認識し、今後中長期的な視点で対応事項を検討してまいります。

当社グループの温室効果ガス排出量のうち、Scope1（自社が直接排出する排出量）及びScope2（他社から供給された電気等の使用に伴う排出量）は以下のとおりです。なお、2024年度のScope2の実績について、本社移転の影響に加え、新たにデータセンター（神奈川県足柄上郡）の電気使用量を含めて算出しているため、2023年度から増加しました。

温室効果ガス排出量（Scope1及びScope2）の実績

（単位：t-CO2）

	2023年度*1	2024年度*2
Scope1	24.5	23.1
Scope2*3	233.8	411.1
合計*4	258.3	434.2

*1. 2023年度（2023年4月～2024年3月）は、移転前の本社オフィス（麹町NKビル）の電気使用量及び都市ガス使用量とデータセンター（大阪府大阪市）の電気使用量をもとに算出しています。当実績の対象範囲は、当社及び連結子会社のライフネットみらい株式会社です。

*2. 2024年度（2024年4月～2025年3月）は、2023年度の対象範囲に加え、データセンター（神奈川県足柄上郡）の電気使用量を含めて算出しています。また、2024年11月に本社移転をしたため、移転前（麹町NKビル）及び移転後（二番町センタービル）の両方を含めています。

*3. Scope2の排出量は、GHGプロトコルにおけるマーケット基準での算定結果です。

*4. データセンター（大阪府大阪市・神奈川県足柄上郡）の電気使用量は、契約電源に基づき算出しているため、当社グループが実際に使用した電気使用量と異なる可能性があります。

(4) 人的資本（従業員とともに未来をつくる）

当社は、「生命保険を相互扶助という原点に戻す」という思いとともに、徹底した情報開示と一貫したお客さま視点での運営を目指して、2008年に開業しました。創業者の思いを込めた「ライフネットの生命保険マニフェスト」のもとに集まるメンバーが、生命保険業界で初めてとなる付加保険料率の全面開示や給付金請求手続きのオンライン完結サービスの開始など、生命保険の未来をつくるための様々な挑戦を続けています。これは、従業員同士が多様な知見・経験を活かし、それぞれの価値観を尊重しながら活発な提案や議論を行い、業界の挑戦者としての取組みを推進してきたからこそ実現できるものであると考えています。当社グループは、「多様性」と挑戦を通じた「成長機会」が今後も当社グループの成長を支える重要な要素であると認識し、マテリアリティに掲げる「多様性を大切にする」「成長の機会をつくる」ことに取り組んでまいります。なお、人的資本に係るガバナンス及びリスク管理は、(2)サステナビリティ全般をご参照ください。

①戦略

当社グループは、人材を企業価値向上の源泉と捉え、従業員の可能性を最大限に引き出すため、以下のとおり、人的資本に係る方針を策定するとともに取組みを推進し、従業員とともに生命保険の未来をつくることを目指します。

a. 人材育成方針及び社内環境整備方針

当社グループは、多様性を大切にし、従業員一人ひとりに挑戦と成長の機会を提供することで、「ライフネットの生命保険マニフェスト」の実現を目指します。

多様性を大切にする

時代や環境の変化にすみやかに対応し、お客さまのさまざまなニーズにそって、わかりやすく安くて便利な商品・サービスを提供するために、当社グループは多様性を大切にします。マニフェストのもとに集まった多様な知見・経験・アイデアを持つ従業員が、健康で明るく楽しく働きながら、それぞれの個性を活かして互いに尊重できる組織を目指します。

成長の機会をつくる

マニフェストの実現に向けて、量的な成長と質的な変化をつづけるために、当社グループは従業員の成長の機会をつくります。挑戦の機会を提供することで従業員の成長を後押しし、失敗をも学びにつなげることで組織の知見を蓄え、個人の成長を組織の成長につなげることを目指します。

b. 経営方針、中期計画における人材戦略

当社グループは、2024年5月に経営方針及び2028年度を最終年度とする5年間の中期計画を発表しました。

詳細は、第2〔事業の状況〕1〔経営方針、経営環境及び対処すべき課題等〕(3)中長期的な経営戦略及び優先的に対処すべき課題をご覧ください。

経営方針のうち「大切にしている価値観」は、当社グループの役職員で議論を行い策定しています。事業の成長に伴い、組織が拡大している中で、引き続き創業時の思いを受け継ぐことが重要であるという考えのもと、多様性を尊重しながらもマニフェストの実現に向けて一人ひとりが共通して大切にしている価値観を検討し、「Lifenetter Values」として言語化しました。Lifenetter Valuesの詳細は、ライフネット生命採用ウェブサイトに掲載しています。

Lifenetter Values <https://www.lifenet-seimei.co.jp/recruit/LifenetterValues/>

また、当社グループは、中期計画の重点領域を推進するために、中期計画において人材戦略を策定するとともに、人的資本に係る非財務目標を設定しました。

人材育成方針及び社内環境整備方針を踏まえながら、当社グループが中期計画期間中に重点領域を力強く推進するために取り組むべき組織の課題として、大きく3点認識しています。1点目は組織全体で重点領域に取り組む体制です。当社グループが、同業他社と一線を画したオンライン生保の提供価値を向上させるとともに、異業種のパートナー企業のエコシステムにオンライン生保を積極的に組み込むという新しい取組みを実行するためには、既存の部門等の枠組みに捉われず全社一丸となって事業を推進する体制の一層の強化が必要であると考えています。2点目は挑戦を通じた社内人材育成の強化です。当社グループは開業以来、多様なバックグラウンドを持つ人材を即戦力として積極的に採用してまいりました。一方で、人材の獲得競争が激化するとともに今後労働人口の減少が見込まれる中、社内の人材育成を強化していくことも重要であると認識しています。中期計画期間においては、挑戦を通じた育成を強化することで従業員の成長を促し、従業員の成長を事業成長につなげ、事業成長に伴って従業員にさらなる挑戦の機会を提供するという好循環を目指します。3点目はマニフェストを基軸とした組織風土の維持・強化です。当社グループは一貫したお客さま視点を大切にしているマニフェストを軸に業務運営を推進していますが、より一層の事業拡大を目指す中で、創業当時の思いや創業者を直接知る機会のない従業員が増えています。マニフェスト及びマニフェストを軸として生まれた企業文化を維持・強化することが、オンライン生保という類のないビジネスモデルにおいて先進的なお客さまサービスを提供し続ける土台になると考えています。

②指標及び目標

当社グループは、人的資本に係る戦略を推進するため、指標及び目標を設定しました。指標・目標及び2024年度の実績は以下のとおりです。

人的資本に係る総合的な指標及び目標

指標・目標	2023年度	2024年度
[中期計画目標] 従業員エンゲージメントスコア (総合) ^{*1} の継続的向上	70	72

多様性を大切にする

指標・目標	2023年度	2024年度
[中期計画目標] 意思決定者 ^{*2} に占める 女性の割合 30%以上	23.5%	28.6%
30代以下の割合 15%以上	2.9%	5.7%
PRIDE指標における 「ゴールド ^{*3} 」の継続	「ゴールド」を獲得	「ゴールド」を獲得
産休・育休後の復帰率100%	100%	100%
健康経営優良法人 ^{*4} の認定継続	「健康経営優良法人2024」に認定	「健康経営優良法人2025」に認定

成長の機会をつくる

指標・目標	2023年度	2024年度
[中期計画目標] 従業員エンゲージメントスコア (成長) ^{*1} の継続的向上	66	69
ピアボーナスの活用率 ^{*5} 90%以上	91.4%	93.2%
1on1面談の実施率 ^{*6} 90%以上	96.6%	98.6%
従業員1人当たりの研修時間24時 間以上	20.6時間	24.6時間

*1. 従業員エンゲージメントスコアとは、各従業員や組織の状態を可視化するエンゲージメント調査から算出された数値で、最大値は100です。(総合)はエンゲージメント調査の項目のすべてを含めた全体のスコアであり、(成長)は複数あるエンゲージメント調査項目のうち、成長機会に関する項目のスコアです。

*2. 意思決定者とは、取締役及び部門長以上の役職者を指します。なお、女性管理職比率は、第1[企業の概況]5[従業員の状況](4)管理職に占める女性労働者の割合及び男性労働者の育児休業取得率をご参照ください。

*3. PRIDE指標とは、work with Prideが主催する企業や団体のLGBTQなどのセクシャルマイノリティに関する取組みを評価するための指標であり、ゴールドは最高評価です。

*4. 経済産業省と日本健康会議が運営する健康経営優良法人認定制度に基づき認定されます。健康・医療新産業協議会健康投資ワーキンググループにおいて定められた評価基準に基づき、企業等からの申請内容を審査した上で、日本健康会議において認定されます。

*5. 月に1回以上ピアボーナスのアプリにアクセスした人の割合(年度平均)です。

*6. 年間12回(月に1回)上長と実施する面談のうち、当該年度に実施した割合です。

③目指す姿と具体的な取組み

当社グループは、マニフェスト及び経営理念の実現に向けて、人材育成方針及び社内環境整備方針を踏まえて、以下の5つの課題に対して重点的に取り組みます。

a. 多様性を育む

当社グループは、多様な人材がそれぞれの能力をいかんなく発揮でき、各々の個性や経験・スキルを踏まえた活発な議論により創発が起きる状態を目指します。

定期育成採用(未経験者採用)においては、対象年齢を広く30歳以下としていることに加え、応募書類に性別の記載を求めないなど、年齢・国籍・ジェンダーフリーでの採用を行っています。また、中途採用者においても、約60%

が生命保険会社以外の異業種の出身者です。このような多様な社員が集まる中、社内外の多様性の推進を目的として有志によるダイバーシティチームを組成し、部門横断での活動を積極的に行っています。

また、当社グループは、意思決定者における多様性の推進が、お客さまサービスの拡充を通じた事業成長に重要であると考え、中期計画の人的資本の目標に設定しています。

b. 元気に、明るく、楽しく

当社グループは、一人ひとりの従業員が、前向きに生産性高く働ける環境を整備し、育児・介護等で働き方に制約があっても能力をいかんなく発揮できる状態を目指します。

オフィスにおけるコラボレーションと在宅勤務における集中を組み合わせたフレキシブルワークの環境を整えているほか、フレックスタイム制により、柔軟な働き方を実現しています。加えて、時間外労働の削減にも継続的に取り組んでいます。当社グループでは「制度より風土」の文化が根付いており、男女問わず、育児のための休暇・フレックス等が積極的に活用され、“お互いさま”の精神で助け合う様子がみられます。この文化の維持・継続が当社グループの持続的な成長にとって重要な要素であると考えています。

c. 一体感の醸成

当社グループは、所属部門や役職に関係なく従業員がそれぞれの強みを活かして主体的に行動しながら、高いチームワークを発揮し、ともに成長し続けられる組織を目指します。

全社一丸となって中期計画の重点領域に取り組み、経営理念の実現・経営目標の達成を目指すため、経営陣と従業員の対話の機会として、当社の目指す方向性、業績や取組みの共有の機会を設け、一体感の醸成を図っています。

また、手挙げによる自発的な部門横断活動を実施・推進することに加え、社内SNSや社内イベント、部活動等のカジュアルなつながりの機会を複数設けることで、業務内外におけるフラットなコミュニケーションを促進しています。2024年11月には本社を移転し、経営陣や従業員同士がより一層積極的に対面でのコミュニケーションを図ることができる環境を整え、チームワークを発揮しながら大きな価値を創出することを目指します。

d. 挑戦の機会の提供

当社グループは、従業員一人ひとりが常に挑戦と成長を求められるように役割を付与し、挑戦の結果としての失敗をも学びにつなげ、挑戦し続けられる組織を目指します。

管理職には3～5年の役職任期を設け、任期の間に後進を育成することを重要な職務と位置付けています。本制度の運用により、管理職への早期の登用につなげています。また、各年度における目標設定・評価において、期初と期末の成長の差分を評価する成長度評価を実施しています。月次での1on1面談を通じ、業績目標のみならず、成長目標の達成についても、上長が伴走しながら個人の成長を促す仕組みを構築しています。

e. 組織力を高める

当社グループは、個人の成長が組織の成長につながり、組織の出力が個人の出力の総和より大きくなる状態を目指します。

業績貢献度評価において、各従業員自身の業務推進に加え、後進の育成や組織の成長に貢献する業務推進を目標達成のプロセスに明記するよう求めています。OJTにおいては、業務の標準化・形式知化を推進しているほか、ピアラーニングと称して、専門的な知見を従業員自身が講師となってシェアする社内勉強会を頻繁に実施しています。

(5) その他のサステナビリティに関する事項

①お客さま本位の業務運営（お客さまのために未来をつくる）

当社グループは、相互扶助という生命保険の原点を忘れずに、「正直に、わかりやすく、安くて、便利に。」というライフネットの生命保険マニフェストを経営理念として業務を運営しています。ライフネットの生命保険マニフェストは第1 [企業の概況] 3 [事業の内容] (2) マニフェストを基軸とした経営をご参照ください。

マニフェストを踏まえ、当社グループでは、常にお客さまの声に耳を傾け、お客さまの視点に立った商品・サービスの開発・提供を行うとともに、徹底した情報開示を「正直に」行うことで、お客さま本位の業務運営に努めており、その一環として「お客さま本位の業務運営に関する方針」（以下、「当方針」）を公表しています。また、当方針における取組み状況及び成果指標の数値を定期的に公表しています。さらに、当方針及び成果指標は、必要に応じて見直し、改善を図ることで、より良いお客さま本位の業務運営を目指しています。

当方針並びに当方針における取組み状況及び成果指標の数値の詳細は、ライフネット生命公式ウェブサイト「お客さま本位の業務運営に関する方針」に掲載しています。

お客さま本位の業務運営に関する方針 https://www.lifenet-seimei.co.jp/policy/cs_policy/

また、当社グループは、オンライン生保の円滑な運用においては、情報セキュリティの確保が最重要課題の一つであると認識しています。情報資産を守るために「情報セキュリティ基本方針」を定め、CISO（チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー）を設置し、堅牢な情報セキュリティ体制の構築に取り組んでいます。2024年度は、個人情報保護の管理レベルの一層の向上を目指して、プライバシーマークを取得しました。

情報セキュリティ基本方針は、ライフネット生命公式ウェブサイト「情報セキュリティについて」に掲載しています。また、情報セキュリティ管理体制の整備状況は、第4 [提出会社の状況] 4 [コーポレート・ガバナンスの状況等] (1) コーポレート・ガバナンスの概要⑦情報セキュリティ管理体制の整備状況をご参照ください。

情報セキュリティについて <https://www.lifenet-seimei.co.jp/policy/security/>

②社会課題の解決に向けた取組み（よりよい社会のために未来をつくる）

a. 資産運用に関する事項

当社は、お客さまの保険事故の発生時に確実かつ適切に保険金等をお支払いするために、堅実な資産運用方針を定め、2024年度においても高格付けの公社債を中心とした運用を継続しました。

資産運用方針、投資ポートフォリオ及び運用規模を踏まえて、現時点においては明確なESG（環境・社会・ガバナンス）の投資方針等は定めていませんが、生命保険事業の特性や社会の持続可能性の観点から、当社内において一定の規律のもと、運用実績やリスク等に鑑み、ESGを考慮した投資を実施しています。

b. パートナーシップの活用

当社グループは、より多くのお客さまにマニフェストに基づく商品・サービスの価値を届けることに加え、生命保険の価値提供を高め企業グループの枠を超えた連携により社会の課題を解決することを目指して、パートナー企業との提携を推進しています。2024年度の取組みは、(2) サステナビリティ全般④指標及び目標のb. 各マテリアリティにおける指標のうち「3. パートナーシップを積極的に活用する」をご参照ください。今後も、様々なパートナーシップを活用し、オンライン生保市場の拡大及びお客さまや社会に対して利便性の高い金融サービスの提供を目指します。

③コーポレート・ガバナンスに関する事項（未来をつくるガバナンス）

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、開業以来、コーポレート・ガバナンスの強化と充実に継続的に取り組んでいます。2024年6月23日開催の第18回定時株主総会（以下、「本総会」）終結後の取締役会において、取締役会の監督機能を強化し、監督と執行の分離を一層機能させることを目的として、過半数を独立社外取締役とする構成に変更しました。また、モニタリング・ボードとしての実効性・効率性を高めることを目的として、取締役の員数は10名から7名としています。これにより、取締役会に占める女性取締役比率は29%となり、多様性の一層の推進を図っています。監査等委員会は、全員が独立社外取締役であり、監査等委員会においても独立性の強化を実現しています。

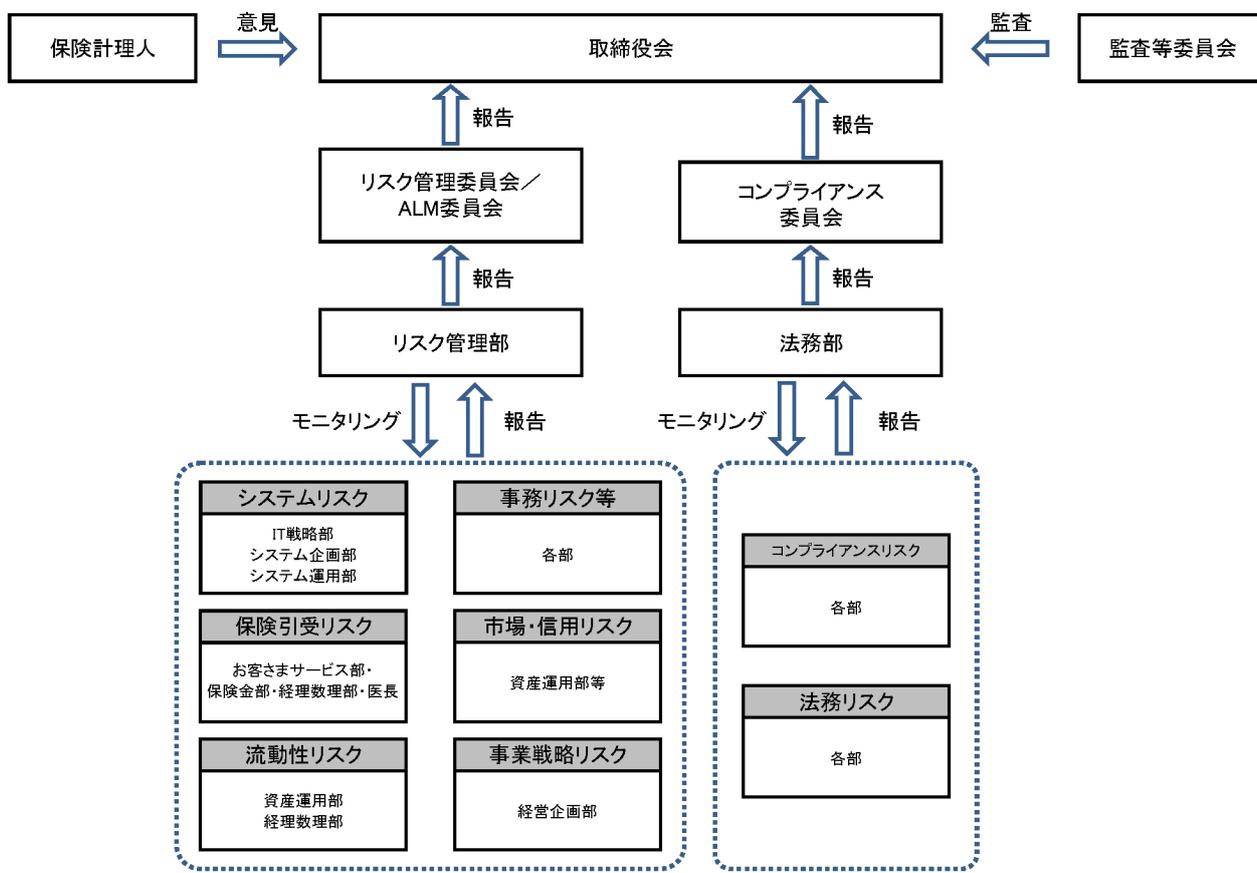
コーポレート・ガバナンスに関する詳細は、第4 [提出会社の状況] 4 [コーポレート・ガバナンスの状況等] (1) コーポレート・ガバナンスの概要をご参照ください。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは次のとおりです。当社グループは、これらのリスクを認識したうえで、事態発生回避及び発生した場合の迅速かつ適切な対応に努めます。なお、本項における将来に関する事項は、別段の表示がない限り、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) リスク管理方針

当社は生命保険会社としての財務の健全性及び業務の適切性を確保しつつ、リスク戦略を実現するため、リスク管理態勢の整備・確立が経営上極めて重要であると認識しています。これらリスク管理に係る基本的な考えを「リスク管理に関する基本方針」に定め、社内の組織態勢を確立することにより、各リスクの評価・改善態勢を整備しています。また、当社の子会社においても、これらリスク管理に係る基本的な考えを、適切な業務運営のため準用することとしています。



*オペレーショナルリスクは事務リスク、法務リスク、コンプライアンスリスク、システムリスク等に分類し管理しています。

(2) リスク管理体制

当社では、社内の組織態勢（図参照）として、管理すべき各リスクの一次リスク管理部門を定め、リスク管理部が主な二次リスク管理部門として、リスクを統括するものとしています。また、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取組みが有効との考えに基づき、関係役員・部門長等で構成される「リスク管理委員会」を設置しています。さらに、生命保険会社にとっては、資産・負債の総合管理がリスク管理の要諦になるとの認識に立脚し、これとは別に「ALM^{*1}委員会」を設けています。その他に、内部統制の体制整備・運営の推進を図るため、コンプライアンス体制の整備や推進状況等を協議・フォローする組織横断的な機関として、関係役員・部門長等で構成される「コンプライアンス委員会」を設置しています。

*1. Asset Liability Management（資産・負債の総合管理）

(3) リスクの分類

当社グループは、主要なリスクについて、事業戦略リスク、保険引受リスク、市場リスク・信用リスク・流動性リスク、オペレーショナルリスク*1に分類しています。以下は、この分類とともに当社グループの主要なリスクを示したものです。

*1. オペレーショナルリスクは事務リスク、法務リスク、コンプライアンスリスク、システムリスク等に分類し管理しています。

リスク分類	主要なリスク
A. 事業戦略リスク	A-1 競争状況に係るリスク A-2 保険獲得キャッシュ・フローの投下に係るリスク A-3 提携先との関係及び提携先の業績に係るリスク A-4 日本国内の人口動態に係るリスク A-5 気候変動に係るリスク A-6 サステナビリティ全般に係るリスク A-7 法規制に係るリスク A-8 社会保障制度等の変更に係るリスク A-9 他の生命保険会社の破綻に係るリスク A-10 オンライン生保業界の風評に係るリスク A-11 技術革新に係るリスク A-12 IFRSにおける繰延税金資産の評価に係るリスク
B. 保険引受リスク	B-1 死亡率・罹患率等に係るリスク B-2 IFRSにおける保険契約の評価に係るリスク
C. 市場リスク・信用リスク・流動性リスク	C-1 金利変動に係るリスク C-2 再保険取引に係るリスク C-3 株価・為替等の変動に係るリスク C-4 社債等に係る信用リスク C-5 流動性リスク
D. オペレーショナルリスク	D-1 システムリスク D-2 法令等違反及び社会規範逸脱に係るリスク D-3 情報漏えいに係るリスク D-4 大規模災害等における事業継続性に係るリスク D-5 事務リスク D-6 保険金・給付金の支払い漏れに係るリスク D-7 人材の確保・維持に関するリスク D-8 訴訟リスク D-9 リスク管理体制に係るリスク

(4) 特に重要性が高いリスク

「(3)リスクの分類」で分類・管理している主要なリスクのうち、発生した場合の影響度及び発生可能性に鑑みて特に重要性が高いと評価されるリスク及びその内容と対応策は以下のとおりです。

a. A-1 競争状況に係るリスク

当社グループは、日本の生命保険市場において、国内生命保険会社、外資系生命保険会社、保険子会社を保有している国内の大手金融機関との競争に直面しています。競争には、価格や商品内容、契約者向けサービス、代理店手数料に関するものが含まれます。新型コロナウイルス感染症拡大以前から続く金融サービスのデジタル化は、当該感染症の拡大を背景に加速し、生命保険業界においても対面チャネルを主力としていた会社が一部オンライン化を推進するなど、新規プレイヤーが参入しており、今後、オンライン生保市場の拡大とともに競争環境の厳しさが増していく可能性は高いと考えています。当社グループが主力としている個人保険事業のダイレクトビジネスにおいて、競争力を維持できない場合には、新契約件数の減少及び解約等の増加によって保有契約件数が減少し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。特に、当社グループは保有契約の持続的な成長を目指していますが、保有契約の成長が限定的になれば、規模の拡大と業務効率の改善による収益性の向上が実現できないこととなります。

当社グループでは、「正直に、わかりやすく、安くて、便利に。」というライフネットの生命保険マニフェストのもと、お客さま視点で商品・サービスの設計・開発を行い、お客さまの当社グループに対するエンゲージメントを高めることで競争力の維持・強化を図っています。その他、積極的な保険獲得キャッシュ・フローの投下や、パートナービジネスにおける協業の推進、団体信用生命保険事業への取組みなど、当社グループの今までの経験を活かした事業の拡大を進め、これまでに築き上げてきたオンライン生保市場での競争優位性を維持・強化してまいります。

b. A-2 保険獲得キャッシュ・フローの投下に係るリスク

生命保険業では一般的に、長期間にわたり平準的に保険料を収受する一方、契約前後の短期間に広告宣伝費・代理店手数料などが集中的に支出されます。当社グループは、認知度の向上や新契約の獲得を目的として、テレビCMや検索連動型広告に代表される各種の広告宣伝を行っており、積極的に保険獲得キャッシュ・フローを投下しています。営業活動の効果が十分に得られない場合、営業活動が適切に行われない場合、又は想定するほどにインターネットを通じた保険商品への購買行動が消費者に浸透しない場合には、保険獲得キャッシュ・フロー効率が低下し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

お客さまのニーズの変化や社会経済環境の動きには様々な短期的要因や長期的要因があり、それらの影響を受けて保険獲得キャッシュ・フロー効率も常に変動します。当社の商品・サービスやマーケティングにおいてこれらへの対応が適切になされない場合、今後、現状の規模での保険獲得キャッシュ・フローの投下を継続したとしても新契約業績が低下し、適正な商品の収益性が確保できないこととなります。当社では、新契約の成長と保険獲得キャッシュ・フロー効率のバランスを定期的にモニタリング・分析を行いながら、保険獲得キャッシュ・フローの投下を判断してまいります。これらのコントロールを通じて、保険獲得キャッシュ・フローの投下に係るリスクの発生可能性を抑制することができると考えています。

c. B-1 死亡率・罹患率等に係るリスク

生命保険料は、予定死亡率、予定罹患率、予定解約率、予定事業費率等の基礎率に基づいて計算されています。このため、例えば、実際の死亡率が予定死亡率よりも高い水準となること、又は、過去の死亡率実績から増加することにより、想定よりも多くの保険金を支払うこととなる可能性があります。また、終身医療保険、定期医療保険、就業不能保険、がん保険及び認知症保険などの非伝統的なリスクを保障する商品に用いる予定罹患率は、死亡率などの伝統的なリスクを保障する生命保険商品の基礎率に比べ、相対的に高い不確実性を内包しています。さらに、当社は、これまで、定期死亡保険・終身医療保険・定期医療保険・就業不能保険・がん保険・認知症保険の保障性商品に限定した生命保険の販売を行っていることにより、リスク・ポートフォリオにおいて、リスクを分散させる効果が相対的に小さくなる可能性があります。

また、2023年7月から開始した団体信用生命保険事業においても、実際の死亡率や罹患率が保険料の計算基礎を上回り損失が発生する可能性があります。団体信用生命保険はそれぞれの契約の保険料率を1年ごとに変更する仕組みであることなどから、その損失を限定的なものとするのが可能と考えていますが、保険料率や商品設計の適切な管理がなされない場合、より長期にわたって当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、新型コロナウイルスを超えるような感染症の大流行や、東京や大阪等の人口密集地域を襲う地震・津波・テロ等の大規模災害を原因として大量の死傷者が発生した場合、当社は保険給付に関する予測不可能な債務を負うリスクにさらされます。当社は、日本基準の会計においては、保険業法上の基準に従って危険準備金を積み立てていますが、これは必ずしもあらゆる大規模災害発生時の支払いを担保するものではなく、保険金・給付金の支払いが危険準備金を超える可能性があります。

これら死亡率・罹患率等に係るリスクは、現状の国民の死亡率や疾病・障害の罹患率の動向等に鑑みれば現時点で

の発生可能性は低いと考えています。当社では、死亡率や罹患率等が適正な範囲を超えることがないよう、商品開発時に保障内容や診査方法等を適切に設定するとともに、死亡率や罹患率等の状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて診査方法等の見直しや商品改定を実施する体制としています。また、ストレステストを実施し、大規模災害が発生した場合の影響や対応を確認しています。

d. C-1 金利変動に係るリスク

当社は、高格付けの公社債などを資産運用の主たる手段として保有しています。今後、市場金利が大幅に上昇する場合、当社が保有している公社債の時価が想定を超えて下落する可能性があります。

また、IFRSの保険契約の評価における割引率や経済価値ベースの保険負債評価に用いる割引率は市場金利に基づいて変動します。これら金利変動に伴う公社債の時価や保険負債等の評価額の変動によって、日本基準の純資産、IFRSの資本、当社が企業価値を表す経営指標として定める包括資本及び経済価値ベースの適格資本が影響を受けます。当社によって対処し得る程度を超えて市場環境が大きく変動した場合、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

現在、グローバルに地政学的な緊張が高まるなか、各国の関税政策を含む経済政策や国際政治の情勢が不透明さを増しており、日本の金利や為替、株価の動向にも大きな影響を与えています。これらの状況において、金利変動の蓋然性は高まっていると認識していますが、当社は現状では十分な資本を確保し、経済価値ベースにおいても保障性商品のみで構成される商品ポートフォリオにより金利変動による影響は限定的と考えています。当社では、金利リスクを含む市場リスクに対しリスク・リミットを設定したうえで、その状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて資産運用方針等を見直す体制としています。現在、金融経済の動向を踏まえ、金利変動リスクの抑制と財務会計上の耐性を高めることを目的として、債券のデュレーションの短期化及び日本基準における会計上の保有目的区分について「その他有価証券」から「満期保有」への割合のシフトを進めています。

e. D-1 システムリスク

当社グループは、インターネットを主な販売チャネルとしており、情報システムの安定運用に依拠して、生命保険の販売、引受け、契約の管理、統計データ及び顧客情報の記録・保存などの事業運営を行っています。また、当社グループの業容拡大、商品・サービス開発の機動性確保及び業務効率化のため、毎年一定規模の情報システム投資を行っています。しかし、事故、災害、停電、ユーザー集中、人為的ミス、妨害行為、内部・外部からの不正アクセス、ウイルス感染やネットワークへの不正侵入、外部からのサービス妨害攻撃、ソフトウェアやハードウェアの異常等の要因により、当社グループの情報システムが機能しなくなる可能性があります。また、情報システムの刷新にあたり問題が発生する可能性もあります。それらの場合、機会損失や追加費用が発生する可能性があります。加えてこれらが原因で、当社グループがお客さまに提供するサービス、保険金・給付金の支払いや保険料の収納、資産運用業務などを一時的に中断せざるを得ない事態が生じる可能性があり、その結果、お客さまの信頼及び当社グループのレピュテーションの低下を招くとともに、行政処分につながるおそれがあり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、開業以来現在に至るまで大規模なシステムトラブルなどは発生しておらず、安定したシステム運用を行っています。想定外の原因により大規模なシステムトラブルが発生する可能性は、今後も低いと考えているものの、他の金融機関と同様に存在すると考えています。当社グループでは、情報システムを安定運用するための基本的な考え方や方策を社内規程等に定め、それらに基づく情報システムの開発、運用状況の監視、バックアップ体制の整備、障害発生時の対策等を行っています。また、外部からの攻撃等に備え、ファイアウォールやウイルス対策ソフト等による不正侵入や不正使用の防止と監視、ソフトウェアの脆弱性診断や、有事に適切な対応を図るためのCSIRT (Computer Security Incident Response Team) の運営等を行っています。

f. D-2 法令等違反及び社会規範逸脱に係るリスク

当社グループは、当社グループ又はその役職員、代理店、外部委託先又は顧客による不正や法令違反、例えば、違法な保険募集、顧客情報の不正利用、顧客による詐欺・なりすまし、その他の不祥事件等により、損失を被るリスクがあります。特に、違法な募集行為や顧客情報の不正利用が発生した場合には、監督当局から行政処分を受けるおそれがあるほか、当社グループへの信頼の低下、ブランドの毀損及び訴訟などの多額の費用負担につながり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、不正や法令違反には該当しない場合であっても、当社グループ又はその役職員が、社会的な規範や期待、要請に反する行為や、商慣習や市場慣行に反する行為、利用者の視点の欠如した行為に至ることにより、顧客を含むステークホルダー、市場の健全性、公正な競争、公共の利益に悪影響を及ぼす可能性があります。それらの場合、当社グループへの信頼の低下、ブランドの毀損及び対応費用の発生につながり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、オンライン生保であるため保険募集に係る不正が発生しづらいことや、事業の範囲や規模が限ら

れること等により、発生可能性は低いと考えていますが、不祥事件等を排除又は減少させるための態勢を整備しています。当社グループでは、コンプライアンス委員会等を通じて法令等の遵守体制の整備や遵守状況の確認を定期的実施し、必要に応じて課題や問題の改善に取り組んでいます。加えて、役職員に対し、テーマ別や階層別の研修を通して、法令等に対する意識浸透を図っています。また、当社グループでは、顧客を含むステークホルダーや社会からの期待に応えるため、経営理念を「ライフネットの生命保険マニフェスト」として定め、役職員への浸透と実現を図っています。その他、顧客からの問い合わせや苦情の分析等を通じて、顧客本位の業務運営の実現状況を定期的に確認しています。

g. D-3 情報漏えいに係るリスク

当社グループは、インターネットを活用した生命保険事業を展開しており、顧客情報（個人情報）を中心とする様々な機密情報を主に電磁的方法により保有しています。当社グループの役職員、代理店、外部委託先による顧客情報の紛失・漏えい・不正利用が発生した場合、若しくは第三者が当社グループの情報システムに侵入して顧客情報を不正取得した場合には、監督当局から行政処分を受けるおそれがあるほか、当社グループへの信頼の低下、ブランドの毀損及び訴訟や顧客への損害賠償などの多額の費用負担により、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

情報漏えいが仮に発生した場合の影響の大きさに鑑み、当社グループは、情報セキュリティ管理の重要性を経営の最重要課題の一つと認識し様々な対策を行っているため、情報漏えいの発生可能性は低く抑制できていると考えています。データの持ち出し等については、データへのアクセスやコピーの制限、ログのモニタリング等の技術的な対策を行っています。また、外部からの攻撃等に備え、ファイアウォールやウイルス対策ソフトによる不正侵入や不正使用の防止と監視、ソフトウェアの脆弱性診断や、有事に適切な対応を図るためのCSIRTの運営等を行っています。

(5) その他の主要なリスク

「(3) リスクの分類」で分類・管理している主要なリスクのうち、「(4) 特に重要性が高いリスク」以外のリスクの内容は以下のとおりです。

a. A-3 提携先との関係及び提携先の業績に係るリスク

当社グループは、個人保険分野において、インターネットを通じた主力のダイレクトビジネスに加えて、収益機会の拡大を目指し生命保険業界内外の企業との業務提携を通じたパートナービジネスの取組みを強化しています。当社グループの提携先が事業上の問題に直面した場合、業界再編などによって戦略を転換した場合、又は当社グループが魅力的な提携相手でなくなったと判断された場合などには、当社グループとの業務提携が解消される、又は提携内容が変更される可能性があります。加えて、今後当社グループ以外の競合会社との提携が進む可能性があります。また、団体信用生命保険分野においては、当社グループの主要取引先であるauじぶん銀行株式会社とは安定的かつ良好な関係を構築できておりますが、同社との団体信用生命保険に関する業務提携契約またはこれに関連する業務提携契約が解消される又は提携内容が変更される可能性があります。その結果、当社グループは事業戦略の変更を迫られ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

b. A-4 日本国内の人口動態に係るリスク

1960年代後半以降、日本国内の合計特殊出生率は総じて減少傾向にあり、依然として低い水準にあります。その中で、15歳から64歳までの人口（以下、「生産年齢人口」）も減少しています。このような人口動態の変化が、日本国内における生命保険市場に悪影響を与える可能性があります。また、当社が販売する生命保険商品の顧客基盤は、主にこの生産年齢人口に属しています。生産年齢人口が今後も減少し続けた場合、当社の主力商品である定期死亡保険に対する需要が減少することになり、中長期的に当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、人口動態の変化などの社会情勢の変化も踏まえながら、お客さまのニーズに応える商品・サービスを開発してまいります。

c. A-5 気候変動に係るリスク

気候変動への対応は、国際社会全体で取り組む大きな社会課題となっており、企業に対しても気候変動への適応と緩和に対する取組みが求められています。当社グループにおいても、気候変動は中長期的な業績に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば温暖化に伴い感染症が増加する場合や、異常気象が健康へ悪影響を及ぼす場合、自然災害等による被害が増加する場合には、保険金・給付金の支払いが増加する可能性があります。また、当社グループが社債等を通じて投資する企業において、自然災害等の被害の増加や、低炭素社会への移行に向けた制度変更、消費者嗜好の変化等による悪影響を受ける場合、当該企業への投資価値が低下する可能性があります。

d. A-6 サステナビリティ全般に係るリスク

社会環境や自然環境の悪化、人権や平和への侵害によって、中長期的な当社グループ事業の成長可能性と持続可能性が低下する可能性があります。そのため、持続可能な社会に向けての取組みは、当社グループにおいても社会的使命を果たしつつ長期的に企業価値を向上させていくため、事業戦略の一部として重要であると認識しています。

当社グループは、第2 [事業の状況] 2 [サステナビリティに関する考え方及び取組] (2) サステナビリティ全般に記載のとおり、マテリアリティを特定するとともに、持続可能な社会の実現に向けた取組みを行っています。これらへの当社グループ自身の取組みが不十分と評価される場合、又は当社グループが社債等を通じて投資する企業の取組みに問題がある場合、追加的なコストの発生や社会的評価の悪化を通じ、当社グループの業績及び企業価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

e. A-7 法規制に係るリスク

当社は、保険業法の規定による生命保険業免許を受けた保険会社であり、保険業法等による規制と金融庁の広範な監督の下にあります。保険会社に適用される法規制の改正は、当社グループの保険販売に影響を及ぼす、又は法規制に対応するための予期せぬ追加コストの発生により当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

例えば、情報漏えいに対する問題意識の高まりなどから、保険募集におけるインターネットの利用を制約するような法規制が導入された場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、保険業法は、内閣総理大臣（原則として金融庁長官に権限委任。以下同じ）に対して、免許の取消し、業務の停止、立入検査、報告又は資料の提出など、保険業に関する広範な監督権限を与えています。特に、保険業法では、当社が、法令に基づく内閣総理大臣による処分を受けた場合、定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書などの基礎書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反した場合、免許に付された条件に違反した場合、又は公益を害する行為をした場合に、内閣総理大臣が保険業法第133条に基づき、当社の免許を取り消すことができると定めています。仮に、当社の免許が取り消されることとなれば、当社は事業活動を継続できなくなり、解散となる可能性があります。

f. A-8 社会保障制度等の変更に係るリスク

生命保険は、相互扶助の原理に基づき、国の社会保障制度を補完する私的保障の中核を担っています。当社の商品も、国の社会保障制度を前提として設計されており、中長期的に社会保障制度の変更があった場合、訴求力を失う可能性があります。

また、私的保障の充実を促す仕組みである生命保険料控除制度が税制改正により縮小若しくは廃止となった場合、当社の新契約件数の獲得、ひいては当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

g. A-9 他の生命保険会社の破綻に係るリスク

当社は、国内の他の生命保険会社とともに、破綻した生命保険会社の契約者を保護する生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」）への負担金支払い義務を負っています。将来的に、国内の他の生命保険会社が破綻した場合や、保護機構への負担金の支払いに関する法的要件が変更された場合には、保護機構に対する追加的な負担を求められ、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、他の生命保険会社の破綻は、生命保険業界全体に対する消費者の評価にも悪影響を与え、生命保険会社に対するお客さまの信頼を損なう可能性があります。この生命保険会社に対する不信感の影響で、当社の新契約件数の減少及び解約等による保有契約件数の減少を招き、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

h. A-10 オンライン生保業界の風評に係るリスク

インターネットを通じた生命保険商品の販売は、様々なメディアにおいて「オンライン生保」という業種・業態として認知を高めつつあります。このような業界認知の向上は、当社グループの認知度向上及び成長にプラスに寄与する側面もある一方、同業他社において個人情報漏えいやシステム障害等の問題が生じた場合は、オンライン生保業界全体に対する消費者の評価に悪影響を与え、新契約件数の減少や解約等による保有契約件数の減少により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、オンライン生保の提携先としての魅力が毀損され、ビジネスパートナーとの協業に悪影響を与える可能性もあります。

i. A-11 技術革新に係るリスク

当社グループは、インターネットを活用した生命保険業務を展開していることから、インターネットとその関連技術に精通し続けることが当社グループの成長において不可欠です。近年、保険業界においては、生成AIやビッグデータ等の先進的なデジタル技術を活用したサービスの高度化や業務効率化が進展しており、当社グループにおいてもAI技術の活用による新たな顧客価値創出に向けた取組みを進めています。しかしながら、今後、技術革新のスピードがさらに加速し、競合他社が当該分野での活用を積極的に進める中で、当社グループの技術導入や活用が相対的に遅れ

た場合、当社グループの提供する保険商品及びサービスが劣後し、業界内での競争力の低下を招き、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

j. A-12 IFRSにおける繰延税金資産の評価に係るリスク

当社グループは、2023年度よりIFRSを任意適用しています。IFRSにおいては、保険契約の評価に係る税務上の将来加算一時差異があり、その解消により回収が見込まれる範囲内で税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対する繰延税金資産を認識しています。当社グループの経営状況の悪化や将来の見通しの変化等により、保険契約の評価に係る将来加算一時差異が減少し、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対する繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産は減額され、その結果、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

k. B-2 IFRSにおける保険契約の評価に係るリスク

当社グループは、2023年度よりIFRSを任意適用しています。IFRSにおいては、保険契約の評価を、報告日時点における将来キャッシュ・フローに関する現在の見積り、現在の割引率及び非金融リスクに係るリスク調整に関する現在の見積りを用いて測定しています。将来キャッシュ・フロー及び非金融リスクに係るリスク調整の見積りについて、保険契約の評価をするにあたっての前提条件の変更があった場合、その影響額は契約上のサービス・マージン(CSM)で調整されます。しかしながら、保険事故発生率、解約失効率、維持費率の著しい悪化、または、非金融リスクに係るリスクの著しい増大により、保険契約グループにおいてCSMで調整しきれない悪化方向の前提条件の変更を行うこととなる場合、その影響額のうちCSMを超える金額については当期の損失として計上されることとなります。その結果、財務会計上の損失が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

l. C-2 再保険取引に係るリスク

当社は、主に保険引受リスクの軽減のため、再保険会社と再保険契約を締結しています。しかし、再保険契約は、取引先の存在が前提となるカウンターパーティ・リスクが伴うことから、現在の契約が履行されない場合や、将来適切な条件で締結できない場合及び再保険の締結自体ができない場合、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

m. C-3 株価・為替等の変動に係るリスク

当社は、運用資産の一部として海外の債券や国内外の株式なども保有しています。これらは、適切なリスクコントロールのうえ投資を実施しているため、市場リスクに与える影響は限定的であると認識していますが、予期せぬ市場の変動等により株価下落・クレジットスプレッド拡大・円高などが進行した場合に、時価が下落することや、予期せぬタイミングで売却することなどにより、当社グループが損失を被る可能性があります。

また、一部において、純投資目的に加えて当社グループの企業価値又は業績の向上を目的とした株式投資を行っており、今後行う可能性があります。投資先の選定にあたっては、必要な検討を実施したうえで投資判断を行っていますが、市場経済の動向や投資先の財務内容及び業績が悪化した場合や為替の変動が発生した場合、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

n. C-4 社債等に係る信用リスク

当社は、主に高格付けの公社債などへ投資しているため信用リスクに与える影響は限定的であると認識していますが、保有する公社債の発行体の業績が著しく悪化し信用力が低下した場合、時価の下落に加え、元金不払い等の債務不履行が生じる可能性があります。また、当社グループが保有するその他の資産についても、取引先の破綻等により、回収不能に陥る可能性があります。それらの場合、当該資産の価値が減少又は消失し、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

o. C-5 流動性リスク

当社グループは、保険金・給付金の支払いに対応するために必要な一定程度の預貯金を含め、手元流動性を確保した資産運用を行っています。しかし、感染症の大流行・地震・津波・テロなどの大規模災害により、急遽、多額の保険金・給付金の支払いが求められた場合、当社グループの資金繰りに悪影響を及ぼす可能性や、不利な条件での資産の売却を強いられ当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、大規模災害が金融市場の混乱につながった場合など、資産の処分が全くできなくなった場合、保険金・給付金の支払いが遅延する可能性があります。その結果、当社グループのレピュテーションが低下し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

p. D-4 大規模災害等における事業継続性に係るリスク

感染症の大流行や、人口密集地域や広範囲を襲う地震・津波・テロ・国家間紛争等の大規模災害が発生した場合、保険引受リスクや流動性リスクへの影響に加え、当社グループの役職員・関係職員の被災・罹患や当社グループ施設の損壊、外部の業務委託先の機能停止等により、当社グループの事業継続への影響や追加費用が発生する可能性もあります。当社グループは、地震等で被災した場合を想定して事業継続計画を策定していますが、この事業継続計画の想定を超えるような大規模災害が発生した場合、当社グループの業務運営に重大な支障をきたす可能性があります。なお、このような状況においては、当社グループが事業を継続できていた場合も、社会・経済全体の活動が低下することにより、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

q. D-5 事務リスク

当社グループが構築した事務リスク管理体制が有効に機能することなく、事務手続き上の重大な過失が起こった場合、当社グループの風評の低下又は財務上の損害をもたらす可能性があるとともに、行政処分を受ける可能性があります。また、当社グループの外部委託先や代理店の不適切な事務処理が原因で、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、2023年度より連結財務諸表についてIFRSを任意適用し、それらの財務諸表を作成するための事務体制を構築していますが、対応の不備等による開示情報の重大な誤謬が発生した場合、当社グループの風評の低下又は財務上の損害をもたらす可能性があります。

r. D-6 保険金・給付金の支払い漏れに係るリスク

生命保険業界全体が保険金等の「不払い問題」を契機に以後継続的に支払い体制の強化を図る中で、当社においても、正確かつ迅速な支払いを行うための不断の努力を重ねています。しかし、事務手続き上の重大な過失や保険金・給付金の支払い漏れが発生した場合、行政処分の如何にかかわらず、当社グループへの信頼の低下等を通じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

s. D-7 人材の確保・維持に関するリスク

当社グループは、時代や環境の変化にすみやかに対応し、お客さまのさまざまなニーズにそった商品やサービスを提供するため、高い専門性を有する多様な人材の確保に努めています。また、事業の成長及び企業価値の向上につながるべく、人材の育成に努めています。しかし、人材の確保及び育成に関する環境整備が不十分な場合、または重大な人事・労務問題の発生により当社グループの信頼が著しく低下した場合、必要な人材が採用できず、また、社外に人材が流出することにより、当社グループの業績及び企業価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

t. D-8 訴訟リスク

当社グループは、主に予防法務に重点を置き、弁護士などと相談しながら訴訟の発生リスクを極小化しており、現在までのところ、重大な訴訟は発生していません。しかし、生命保険事業に関連した訴訟が発生し当社グループが不利な結果を被る可能性もあり、将来にわたって当社グループの社会的信用や業績に影響を及ぼす訴訟や係争が発生する可能性があります。また、同様に、他社が係争中の訴訟を含め、生命保険会社に不利な判決が下された場合に、潜在的な訴訟の可能性や顧客への対応に係る事務コストが高まる可能性があります。

u. D-9 リスク管理体制に係るリスク

当社は、リスク管理に関係するあらゆる事項の報告を行う全社横断的な機関である「リスク管理委員会」を設置し、適切なリスク管理を行っています。しかし、リスクを把握する上で必要となる過去の実績や経験の蓄積が十分ではない可能性があり、当社グループのリスク管理体制が有効に機能しなかった場合、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」）の状況の概要は次のとおりです。

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における日本経済は、インバウンド需要の増加による経済活動の活発化や、雇用・賃金の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、賃金・所得の上昇が物価上昇に追いつかず、個人消費は依然として力強さを欠いています。

金融市場においては、日本銀行が政策金利の段階的な引き上げを実施したものの、国内外の金利差は大きく、当連結会計年度においては円安傾向が継続していました。

生命保険業界においては、金利上昇を受けた貯蓄性商品の予定利率の引き上げや、デジタル技術の活用の拡大、異業種企業との提携の加速など、事業環境が大きく変化しています。

このような環境の中で、当社グループは、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念のもと、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社として開業から17年目を迎えました。当連結会計年度においては、2024年5月に新たに経営方針及び2028年度を最終年度とする5年間の中期計画を策定するとともに、2024年11月には本社を東京都千代田区二番町に移転するなど、持続的な成長に向けた取組みを推進しました。

(契約の状況)

当連結会計年度末の個人保険及び団体信用生命保険を合算した保有契約年換算保険料^{*1}は、前連結会計年度末比120.1%の34,518百万円となりました。内訳について、個人保険は前連結会計年度末比105.7%の26,877百万円、団信は2024年7月における保険料率の更新の影響もあり、前連結会計年度末比229.7%の7,640百万円となりました。

個人保険における保有契約件数、新契約年換算保険料及び新契約件数、解約失効率は次のとおりです。保有契約件数は、前連結会計年度末比106.1%の637,417件となりました。また、当連結会計年度の新契約年換算保険料は、前連結会計年度比101.0%の2,914百万円、新契約件数は、前連結会計年度比101.1%の73,260件となりました。また、当連結会計年度の解約失効率^{*2}は、5.7%（前連結会計年度6.5%）となりました。

^{*1}年換算保険料とは、1回当たりの保険料（団信は、保有契約をもとに算出される翌月の収入保険料）について保険料の支払い方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額をいいます。当社商品の保険料は全て月払いのみとなっているため、1ヶ月当たりの保険料に12を乗じたものを年換算保険料としています。なお、当連結会計年度末の団信の保有契約年換算保険料は、2025年3月の保険料率をもとに算出しています。

^{*2}解約失効率は、解約・失効の件数を月々の保有契約件数の平均で除した比率を年換算した数値です。

(収支の状況)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	増減額
保険収益	24,698	30,081	5,382
保険サービス損益	8,222	9,576	1,354
金融損益 ^{*3}	555	△33	△589
その他の損益 ^{*4}	△527	△363	163
税引前利益	8,251	9,179	928
親会社の所有者に帰属する当期利益	5,734	5,993	258

当連結会計年度の保険収益は、前連結会計年度比121.8%の30,081百万円となりました。内訳について、個人保険に係る保険収益は24,283百万円、団信に係る保険収益は5,797百万円となりました。個人保険については、保険収益を構成する主要な要素のうち、「予想保険金及び維持費^{*5}」は11,170百万円、「消滅したリスクに関する非金融リスクに係るリスク調整の変動」は1,612百万円、「提供したサービスについて認識したCSM^{*6}（以下、「CSMリリース」）」は7,440百万円となりました。保険サービス損益は、主にCSMリリースの増加及び団信に係る利益計上により、前連結会計年度比116.5%の9,576百万円となりました。金融損益は、主に為替差損の計上により、△33百万円となりました。その他の損益は、保険サービスに直接関連しない費用の計上等により、△363百万円となりました。

以上の結果、税引前利益は、前連結会計年度比111.2%の9,179百万円となりました。また、当連結会計年度の親会社の所有者に帰属する当期利益は、主に防衛特別法人税の導入に伴い法人所得税費用が増加したことにより、前

連結会計年度比104.5%の5,993百万円となりました。

なお、当連結会計年度において発生した保険契約の履行に直接関連する費用のうち、保険契約群団の獲得に直接起因する費用（マーケティング、新規契約の査定及びシステムに係る費用等の合計）である保険獲得キャッシュ・フローは前連結会計年度比104.7%の9,814百万円、保険獲得キャッシュ・フローに含まれない費用である維持費は前連結会計年度比111.8%の5,070百万円となりました。

- *3. 金融損益とは、主に金融資産から生じる投資損益、保険金融収益または費用、再保険金融収益または費用の小計です。
- *4. その他の損益とは、保険サービスに直接関連しない費用、保険事業以外の損益を指し、商品開発費用や子会社の損益等が含まれます。
- *5. 維持費とは、保険契約の履行に直接関連する費用のうち、保険獲得キャッシュ・フローに含まれない費用を指し、保険契約の管理及び維持に係る費用や保険サービス提供のための間接費用が含まれます。
- *6. CSMはContractual Service Marginの略であり、将来において保険サービスを提供するにつれて認識することとなる未稼得利益を表します。

（財政状態）

当連結会計年度末の総資産は、116,178百万円（前連結会計年度末112,417百万円）となりました。主な勘定残高として、高格付けの公社債を中心とする投資有価証券は62,180百万円、保険契約資産は30,224百万円となりました。保険契約は一般的には負債として計上されるものの、当社グループは以下の表「保険契約負債の内訳」のとおり、個人保険の保険契約負債はマイナスとなることから保険契約資産として計上しています。その内訳は、個人保険における将来キャッシュ・フロー現価△143,771百万円、リスク調整21,486百万円及びCSM92,059百万円となりました。また、団信においては保険料配分アプローチを適用して測定し、保険契約負債として880百万円を計上しました。

保険契約負債の内訳

（単位：百万円）

将来キャッシュ・フロー現価 （保険金等から保険料を差し引いた収支の現価）	△143,771
リスク調整	21,486
CSM	92,059
個人保険における保険契約負債 合計	△30,224
団信における保険契約負債（保険料配分アプローチを適用して測定する契約に係る保険契約負債）	880

負債は、24,058百万円（前連結会計年度末21,535百万円）となりました。主な勘定残高は、繰延税金負債19,909百万円となりました。

資本は、主に当期利益を計上したことにより、92,120百万円（前連結会計年度末90,882百万円）となりました。

また、行政監督上の指標のひとつとして経営の健全性を判断するために活用する指標である連結ソルベンシー・マージン比率は、当連結会計年度末において1,722.2%（前連結会計年度末2,192.9%）となり、十分な支払余力を維持しています。

（商品・サービスなどの取組み）

当連結会計年度においては、同業他社との差別化を図り持続的な成長を目指すため、特に若年層のお客さまに選ばれる商品・サービスの提供に注力しました。個人保険事業では、2024年10月に定期医療保険「じぶんへの保険Z」「じぶんへの保険Zレディース」を発売しました。また、団信事業では、2025年1月よりauじぶん銀行株式会社の住宅ローン利用者向けに「ペアローン連生団体信用生命保険」の提供を開始しました。

また、個人保険事業においては、当社の中長期的な成長を支える柱となることを目指してパートナー企業との取組みの強化に注力しました。まず、2022年8月に資本業務提携契約を締結したエーザイ株式会社との取組みの一つとして、2024年4月に認知症や軽度認知障害（MCI）の早期発見・早期治療をサポートする認知症保険「be」を発売しました。次に、家計簿アプリ「Money Forward ME」を通じて商品を販売しているマネーフォワードホーム株式会社とは、2024年11月にアプリ内において固定費の見直しを促す新たな機能の提供を開始しました。さらに、2025年2月より、三井住友カード株式会社を通じて販売している「Vポイントが貯まる保険」を新たな顧客基盤に提供する取組みを開始しました。

さらに、当連結会計年度においては外部機関からの多数の評価を獲得しました。「2025年 オリコン顧客満足度®調査」における生命保険ランキングにて、総合第1位に加えて、加入形態別のネット生命保険部門でも第1位を受賞しました。これは、オンライン生保のリーディングカンパニーとしての位置づけを再確認できたことだけでなく、ネット生命保険でNo.1の会社が業界No.1の会社となる時代が到来していることを表しており、金融サービスのデジタル化という構造的なメガトレンドが生命保険領域でも着実に進捗していることの証左であると考えています。

商品では、定期死亡保険「かぞくへの保険」が、「価格.com保険アワード2024年版」において生命保険の部（定期保険）で8年連続第1位を受賞しました。サービスでは、コンタクトセンターとウェブサイトが2024年「HDI格付けベンチマーク（公開格付け調査・生命保険業界）」において業界最多記録（当社調べ）となる12回目の最高評価を受賞しました。さらに、実際に契約手続きをされたお客さまが評価する「J.D. パワー2025年生命保険契約満足度調査」ではダイレクト部門で5年連続第1位を受賞しました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に団信事業における保険料率の更新及び保有契約の増加に伴う保険料の増加により、7,279百万円の収入（前連結会計年度6,016百万円の収入）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、主に投資有価証券の取得により、14,295百万円の支出（前連結会計年度3,443百万円の支出）となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、主にリース負債の返済により、164百万円の支出（前連結会計年度9,681百万円の収入）となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、17,234百万円（前連結会計年度末24,423百万円）となりました。

③生産、受注及び販売の実績

生命保険業においては、該当する情報がないため記載していません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりです。本項における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

①当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営状況の分析等

当社グループは、2024年5月に経営方針及び2028年度を最終年度とする5年間の中期計画を発表しました。これに伴い、経営指標を従来の「ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー」から「包括資本（Comprehensive Equity）」に変更し、経営目標として「2028年度における包括資本の2,000億円～2,400億円到達」を設定しています。中期計画の詳細は、第2[事業の状況]1[経営方針、経営環境及び対処すべき課題等](3)中長期的な経営戦略及び優先的に対処すべき課題をご参照ください。

包括資本の構成要素、成果及び分析は以下のとおりです。

(包括資本について)

2023年度から国際財務報告基準（IFRS）を適用していることから、当社グループの企業価値を表す最も重要な経営指標をIFRSに基づいた「包括資本（Comprehensive Equity）」と決めました。包括資本は、当社グループの定義する指標で、IFRSの連結財政状態計算書の「資本（親会社の所有者に帰属する持分合計）」に、保険サービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益を表す負債である「CSM」（保険契約及び再保険契約を合算し税調整後）及び団信保有契約に対する将来の更新分も含めた将来のIFRS損益の価値である「団信契約価値」を合計したもので構成されます。

(包括資本の計算結果と変動要因分析)

当連結会計年度末の包括資本は、前連結会計年度末比4.6%増加の167,090百万円となりました。IFRS資本は92,109百万円、CSM（税調整後）は61,140百万円、団信契約価値は13,840百万円となりました。

（単位：百万円）

	前連結会計年度末 (2024年3月末)	当連結会計年度末 (2025年3月末)	増減
包括資本	159,802	167,090	7,288
IFRS資本	90,870	92,109	1,238
CSM（税調整後）	62,222	61,140	△1,081
団信契約価値	6,709	13,840	7,131

また、前連結会計年度末から当連結会計年度末までの包括資本の変動要因分析は以下のとおりです。

(単位：百万円)

2024年3月末包括資本	159,802
CSMの変動 ^{*1}	
2024年度の新契約CSM	2,476
利息による増加	646
前提変更等による調整	1,662
CSMリリース	△5,067
団信の変動 ^{*1}	
団信契約価値の変動	8,223
団信契約価値の金利変動影響	△911
資本の変動 ^{*1}	
当期利益 ^{*2}	6,609
その他の包括利益	△4,832
その他	
その他の資本の変動	70
防衛特別法人税の影響	△1,589
2025年3月末包括資本	167,090

*1. 防衛特別法人税導入前における税効果（28.00%）控除後

*2. 親会社の所有者に帰属する当期利益

前連結会計年度末から当連結会計年度末にかけて、包括資本は7,288百万円増加しました。当連結会計年度においては、金利やインフレ率の上昇に加え、防衛特別法人税の導入による法定実効税率の変更等のマクロ環境が包括資本の押し下げ要因となりました。一方、新契約CSM、団信契約価値及び当期利益の計上により包括資本は伸長しました。包括資本の変動要因においては、経営努力によるものとマクロ環境等によるものに分類して認識することで、経営努力による変動となる個人保険及び団信の契約業績の成長等を通じた事業規模の拡大と、それによる事業費の効率改善に注力し、包括資本を持続的に成長させることを目指します。

(重点指標及びその他の指標)

当社グループは、包括資本の持続的な成長を支える重点指標として、成長性指標に個人保険及び団信を合算した保有契約年換算保険料、収益性指標に保険サービス損益を掲げています。

成長性指標である保有契約年換算保険料は、前連結会計年度末比120.1%の34,518百万円となりました。内訳として、個人保険は前連結会計年度末比105.7%の26,877百万円、団信は前連結会計年度末比229.7%の7,640百万円となりました。個人保険においては、前連結会計年度末から伸長したものの、成長の再加速は課題と認識しています。団信においては、2024年7月に保険料率の更新を実施したことや、新規契約の獲得が好調であったことにより力強い成長を実現しました。収益性指標である保険サービス損益は、個人保険からのCSMリリースと団信からの利益計上により前連結会計年度比116.5%の9,576百万円となりました。

その他の指標として、保険獲得キャッシュ・フロー^{*3}を個人保険における新契約件数で除した新契約1件当たりの保険獲得キャッシュ・フロー効率¹は、前連結会計年度の12.9万円から当連結会計年度は13.3万円となりました。金利上昇といったマクロ環境の影響等により、保障性の生命保険商品の需要低下が継続したことから新契約の獲得が想定どおりに進捗しなかったことに加え、新商品発売を踏まえ戦略的な営業投資を実行したことから、保険獲得キャッシュ・フロー効率は低下しました。また、保険獲得キャッシュ・フローを除く経費を経過保有契約年換算保険料で除した割合を示す保険獲得キャッシュ・フローを除く経費率は、前連結会計年度の18.4%から当連結会計年度は16.7%となりました。主に、団信における保険料率の更新と好調な新規の契約獲得により保有契約が大きく増加したことでスケールメリットが働き、保険獲得キャッシュ・フローを除く経費率が改善しました。

*3. 保険獲得キャッシュ・フローとは、保険契約群団の獲得増加に直接起因する費用であり、主に、従来の営業費用に新契約査定に係る費用及びシステムに係る費用を加えたものです。

(中期計画の財務目標及び非財務目標)

当社グループは、中期計画において経営目標に加え、財務目標と非財務目標を掲げています。詳細は第2[事業の状況]1[経営方針、経営環境及び対処すべき課題等](3)中長期的な経営戦略及び優先的に対処すべき課題をご参照ください。

まず、財務目標は、企業価値の持続的な成長を通じた株主・投資家の皆さまに対するリターン²の向上を目指し

て、2028年度に「株価3,000円以上」と「1株当たり包括資本成長率10%程度」を掲げています。株価は当連結会計年度末で1,742円（前連結会計年度末1,512円）となり、1株当たりの包括資本は前連結会計年度比104.5%の2,080円となりました。財務目標の達成に向けては、事業成長による企業価値の向上に加え資本市場からの評価を改善することが重要であると認識しています。そのため、中期計画の重点領域の推進に加え、株主価値への強力なコミットメント、IFRSに連動した企業価値指標の設定、経営・ガバナンス体制の強化、投資家層の拡大・市場流動性の向上に継続的に取り組み、目標の到達を目指します。

次に、人的資本に係る非財務目標は、「エンゲージメントスコア（総合）の継続的向上」「意思決定者に占める女性の割合30%以上、30代以下の割合15%以上」「エンゲージメントスコア（成長）の継続的向上」を掲げています。エンゲージメントスコア（総合）は72（前連結会計年度70）、多様性の指標である意思決定者に占める女性の割合は28.6%（前連結会計年度末23.5%）及び30代以下の割合は5.7%（前連結会計年度末2.9%）、成長機会を示すエンゲージメントスコア（成長）は69（前連結会計年度66）となりました。人的資本に関する取組みの詳細は、第2[事業の状況]2[サステナビリティに関する考え方及び取組](4)人的資本をご参照ください。

b. ソルベンシー・マージン比率

(a) ソルベンシー・マージン（支払余力）の考え方

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株式市場の暴落など、通常の予測の範囲を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための経営指標・行政監督上の指標のひとつです。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計（ソルベンシー・マージンの総額＝支払余力）を、定量化した諸リスクの合計額で除して求めます。なお、ソルベンシー・マージン比率が200%以上であれば、行政監督上、健全性についてひとつの基準を満たしているとされます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100 (\%)$$

(b) 連結ソルベンシー・マージン比率

当連結会計年度末のソルベンシー・マージン比率は、1,722.2%となり、支払余力は引き続き高水準を維持しています。

(単位：百万円)

項 目	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)
(A) ソルベンシー・マージン総額	45,669	46,017
資本金等	86,661	92,724
価格変動準備金	—	—
危険準備金	—	—
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	—	—
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90% (マイナスの場合100%)	△240	△502
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	—	—
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	17,687	19,170
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△58,438	△65,374
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) リスクの合計額		
$\sqrt{(\sqrt{R_1^2 + R_5^2 + R_8 + R_9})^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4 + R_6$	4,165	5,343
保険リスク相当額 R1	2,357	2,875
一般保険リスク相当額 R5	—	—
巨大災害リスク相当額 R6	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	891	1,164
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R9	—	—
予定利率リスク相当額 R2	4	4
最低保証リスク相当額 R7	—	—
資産運用リスク相当額 R3	2,324	3,153
経営管理リスク相当額 R4	167	215
(C) ソルベンシー・マージン比率		
$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,192.9%	1,722.2%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に団信事業における保険料率の更新及び保有契約の増加に伴う保険料の増加により、7,279百万円の収入（前連結会計年度6,016百万円の収入）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、主に投資有価証券の取得により、14,295百万円の支出（前連結会計年度3,443百万円の支出）となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、主にリース負債の返済により、164百万円の支出（前連結会計年度9,681百万円の収入）となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、17,234百万円（前連結会計年度末24,423百万円）となりました。

当社の資本の財源及び資金の流動性については以下のとおりです。

当社は、保険料収入を主な資金の源泉としています。また、保険金・給付金の支払いに対応するために必要な一定程度の預貯金を含め、手元流動性を確保したうえで資産運用を行っています。

当連結会計年度においても、高格付けの事業債などの円金利資産を中心とした運用を継続しました。また、適切なリスク管理のもとで国内外の株式や債券などを対象とした運用を通じて、資産の多様化を行っています。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成しています。この連結財務諸表の作成にあたり採用した重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、第5[経理の状況] 1[連結財務諸表等] [連結財務諸表注記] 6. 重要な会計上の見積り及び判断をご参照ください。

5【重要な契約等】

当社は、2015年4月、KDDI株式会社（以下、「KDDI」）と資本業務提携契約を締結しました。また、2019年12月には、KDDIの金融事業に係る組織再編が行われ、KDDIが保有する全ての当社株式がauフィナンシャルホールディングス株式会社（以下、「auFH」）に承継されたことに伴い、auFHを加えた3社間で業務提携契約を締結しました。

2022年8月には、auじぶん銀行株式会社（以下、「auじぶん銀行」）との間で団信に関する業務提携契約を締結しました。当業務提携契約に基づき、2023年7月より、当社はauじぶん銀行が提供する住宅ローンに係る団信の引受保険会社となり、auじぶん銀行の住宅ローン利用者向けに団信の提供を開始しました。

また、2023年8月に、当社及びライフネットみらい株式会社（以下、「当社グループ」）と株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友カード株式会社（以下、「SMBCグループ」）の4社間における資本業務提携基本契約を締結しました。付加価値の高い保険商品と決済サービスとの連携を通じて当社グループ及びSMBCグループのサービスを幅広いお客さまに提供し、デジタル保険マーケットを牽引することを目的としています。

なお、令和6年4月1日施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和5年12月22日 令和5年内閣府令第81号）第3条第4項の経過措置により、この府令に規定された記載すべき事項のうち、府令の施行前に締結された契約に係るものについては、記載を省略しています。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は、1,351百万円です。設備投資の主な内容は、保険事業及び保険関連事業に関するシステム費用、及び本社移転関連費用です。

(注)新オフィスにおける使用権資産の取得は含んでいません。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は、以下のとおりです。

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
		建物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他の 有形固定資産 (百万円)	使用権資産 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都千代田区)	本社事務所 等	382	—	139	1,187	1,659	3,369	239(78)
データセンター (神奈川県足柄上郡)	サーバー等	—	—	9	—	—	9	—
データセンター (大阪府大阪市)	サーバー等	—	—	17	—	—	17	—

(注) 1. 本社の建物を賃借しています。年間の地代家賃は、275百万円です。

2. 帳簿価額のうち、ソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定は含んでいません。

3. 従業員数には、正社員及び契約社員を含んでいます。また、他社からの出向者を含み、当社からの出向者を含んでいません。()内に、派遣従業員の平均雇用人員を外数で記載しています。

なお、ライフネットみらい株式会社への兼務出向者も含んでいます。

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他の 有形固定 資産 (百万円)	使用権資 産 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
ライフネット みらい株 式会社	本社 (東京都千 代田区)	生命保険事 業	ソフト ウェア 等	—	—	—	—	—	—	—	2

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (2025年3月31日)	提出日現在 発行数（株） (2025年6月17日)	上場金融商品取引所名	内容
普通株式	80,318,340	80,318,340	東京証券取引所 グロース市場	1単元の株式数は100株です。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
計	80,318,340	80,318,340	—	—

(注) 当事業年度において、発行済株式総数は、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により増加しました。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月8日 (注) 1	34,898	51,395,136	20	12,220	20	12,220
2020年7月20日 (注) 2	9,200,000	60,595,136	4,502	16,723	4,502	16,723
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注) 3	16,000	60,611,136	8	16,731	8	16,731
2021年4月1日～ 2021年6月30日 (注) 3	14,000	60,625,136	7	16,738	7	16,738
2021年8月6日 (注) 4	37,402	60,662,538	21	16,760	21	16,760
2021年7月1日～ 2021年9月30日 (注) 3	12,000	60,674,538	6	16,766	6	16,766
2021年9月15日 (注) 5	9,000,000	69,674,538	4,885	21,652	4,885	21,652
2021年10月1日～ 2021年12月31日 (注) 3	5,000	69,679,538	2	21,655	2	21,655
2022年8月2日 (注) 6	56,881	69,736,419	21	21,676	21	21,676
2023年8月8日 (注) 7	43,408	69,779,827	21	21,698	21	21,698
2023年9月14日 (注) 8	3,902,900	73,682,727	1,784	23,483	1,784	23,483
2023年9月14日 (注) 9	5,940,100	79,622,827	2,833	26,317	2,833	26,317
2023年9月27日 (注) 10	657,000	80,279,827	300	26,617	300	26,617
2024年8月8日 (注) 11	38,513	80,318,340	35	26,652	35	26,652

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬の付与を目的とした新株式の有償発行による増加です。
- | | |
|-------|--------------------|
| 発行価格 | 1,192円 |
| 資本組入額 | 596円 |
| 割当先 | 当社の取締役（社外取締役を除く）4名 |
2. 海外市場における募集による新株式の有償発行による増加です。
- | | |
|-------|----------|
| 発行価格 | 1,027円 |
| 発行価額 | 978.85円 |
| 資本組入額 | 489.425円 |
| 払込金総額 | 9,005百万円 |
3. 新株予約権の行使による増加です。
4. 譲渡制限付株式報酬の付与を目的とした新株式の有償発行による増加です。
- | | |
|-------|---------------------------------|
| 発行価格 | 1,171円 |
| 資本組入額 | 585.5円 |
| 割当先 | 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）4名 |
5. 海外市場における募集による新株式の有償発行による増加です。
- | | |
|-------|-----------|
| 発行価格 | 1,133円 |
| 発行価額 | 1,085.76円 |
| 資本組入額 | 542.88円 |
| 払込金総額 | 9,771百万円 |
6. 譲渡制限付株式報酬の付与を目的とした新株式の有償発行による増加です。
- | | |
|-------|---------------------------------|
| 発行価格 | 770円 |
| 資本組入額 | 385円 |
| 割当先 | 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）4名 |
7. 譲渡制限付株式報酬の付与を目的とした新株式の有償発行による増加です。
- | | |
|-------|---------------------------------|
| 発行価格 | 1,009円 |
| 資本組入額 | 504.5円 |
| 割当先 | 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）4名 |
8. 国内における一般募集及び海外市場における募集による新株式の有償発行による増加です。
- | | |
|-------|----------|
| 発行価格 | 954円 |
| 発行価額 | 914.64円 |
| 資本組入額 | 457.32円 |
| 払込金総額 | 3,569百万円 |
9. 有償第三者割当増資による新株式の発行による増加です。
- | | |
|-------|------------------------------------|
| 発行価格 | 954円 |
| 資本組入額 | 477円 |
| 払込金総額 | 5,666百万円 |
| 割当先 | auフィナンシャルホールディングス株式会社及び三井住友カード株式会社 |
10. オーバーアロットメントによる売出しに関連した有償第三者割当増資による新株式の発行による増加です。
- | | |
|-------|----------|
| 発行価格 | 914.64円 |
| 資本組入額 | 457.32円 |
| 払込金総額 | 600百万円 |
| 割当先 | 野村證券株式会社 |
11. 譲渡制限付株式報酬の付与を目的とした新株式の有償発行による増加です。
- | | |
|-------|---|
| 発行価格 | 1,822円 |
| 資本組入額 | 911円 |
| 割当先 | 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）2名
当社の執行役員（取締役兼務の執行役員を除く）7名 |

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	5	26	36	145	18	4,605	4,835	—
所有株式数 （単元）	—	27,454	24,399	232,283	477,057	69	41,800	803,062	12,140
所有株式数の 割合（%）	—	3.42	3.04	28.92	59.40	0.01	5.21	100.00	—

（注）自己株式398株は、「個人その他」に3単元、「単元未満株式の状況」に98株含まれています。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
auフィナンシャルホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋1-19-1	14,726,100	18.33
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス 証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区虎ノ門2-6-1)	13,135,887	16.35
ARIAKE MASTER FUND (常任代理人 立花証券株式会社)	C/O HARNEYS FIDUCIARY (CAYMAN) LIMITED, 4TH FLOOR HARBOUR PLACE, 103 SOUTH CHURCH STREET, POBOX10240, GRAND CAYMAN KY1-1002, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋茅場町1-13-14)	5,313,600	6.61
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4-5-15	4,014,000	4.99
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス 証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区虎ノ門2-6-1)	3,749,006	4.66
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1-4-5 決済事業 部)	3,368,323	4.19
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	東京都千代田区二番町4-5	3,250,000	4.04
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1-9-7)	2,681,002	3.33
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人 BOFA証券株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1-4-1)	2,408,337	2.99
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東 京支店)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6-27-30)	2,384,700	2.96
計		55,030,955	68.51

(注) 1. 2020年7月17日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、スパークス・アセット・マネジメント株式会社が2020年7月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、大株主の状況には含めていません。なお、その変更報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
住所	東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス6階
保有株券等の数	株式 2,049,400株
株券等保有割合	3.99%

2. 2022年1月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、エフエムアール エルエルシーが2022年1月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、大株主の状況には含めていません。なお、その変更報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者 エフエムアール エルエルシー
 住所 米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245
 保有株券等の数 株式 2,721,543株
 株券等保有割合 3.91%

3. 2022年4月5日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるJPモルガン証券株式会社、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが2022年3月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、大株主の状況には含めていません。なお、その変更報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3 東京ビルディング	株式 1,228,000	1.76
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3 東京ビルディング	株式 613,271	0.88
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウォーフ、バンク・ストリート25	株式 15,600	0.02
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10179 ニューヨーク市 マディソン・アベニュー383番地	株式 5,150	0.01

4. 2023年11月24日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、オアシス マネジメント カンパニー リミテッドが2023年11月16日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、大株主の状況には含めていません。なお、その変更報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者 オアシス マネジメント カンパニー リミテッド
 住所 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、
 メイブルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド
 保有株券等の数 株式 10,614,900株
 株券等保有割合 13.22%

5. 2024年5月23日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーが2024年5月17日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、大株主の状況には含めていません。なお、その変更報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者 エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー
 住所 260 オーチャードロード #12-06 ザヒーレン シンガポール 238855
 保有株券等の数 株式 16,647,400株
 株券等保有割合 20.74%

6. 2024年8月1日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である三井住友カード株式会社が2024年7月25日現在で以下の株式を所有している旨が記載されています。このうち、三井住友カード株式会社が所有する株式につきましては、上記の大株主の表に記載していますが、三井住友DSアセットマネジメント株式会社につきましては、2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、大株主の状況には含めていません。なお、その変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	東京都港区虎ノ門1-17-1 虎ノ門ヒルズビジネスタワー26階	株式 584,800	0.73
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4-5-15	株式 4,014,000	5.00

7. 2025年4月15日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ありあけキャピタル株式会社が2025年4月8日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、大株主の状況には含めていません。なお、その変更報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者	ありあけキャピタル株式会社
住所	東京都中央区日本橋兜町5-1
保有株式等の数	株式 5,717,900株
株式等保有割合	7.12%

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 300	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 80,305,900	803,059	—
単元未満株式	普通株式 12,140	—	—
発行済株式総数	80,318,340	—	—
総株主の議決権	—	803,059	—

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
ライフネット生命保険 株式会社	東京都千代田区 二番町5番地25	300	—	300	0.00
計	—	300	—	300	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

株式の種類等 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

区分	株式数 (株)	価額の総額 (百万円)
当事業年度における取得自己株式	53	0
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から2025年6月17日（有価証券報告書提出日）までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていません。

(4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	398	—	398	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から2025年6月17日（有価証券報告書提出日）までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていません。

3【配当政策】

当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項の決定機関を取締役会とすることができる旨を定款に規定しています。当社は、将来的には剰余金の配当を含めた株主還元策の実施を検討することとしていますが、日本基準において累積損失を計上していることに加え、中長期の収益性の向上を目指して成長基盤の強化を優先することから、現時点での剰余金の配当を含む株主還元の具体的な実施時期等は未定です。今後も、認知度向上、新しい商品・サービスの開発等の成長施策、システム投資等に資本を有効活用し、事業の拡大と利益の創出に努めます。なお、当社は、連結財務諸表においてIFRSを任意適用していますが、剰余金の配当を含む株主還元の実施については日本基準による個別計算書類に基づくこととなります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念を「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」と掲げ、高い社会性・公共性を有する生命保険会社として、経営の透明性の確保と、経営組織体制の監督及び実効性を高めることによるコーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、持続的な企業価値向上の実現を目指しています。

②企業統治の体制等の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの強化のため、監査等委員会設置会社として、コーポレート・ガバナンス体制を構築しています。取締役会は、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っており、経営監視機能、業務執行の監督の客観性及び中立性を高める目的において、過半数を社外取締役としています。取締役会から独立した監査等委員会は、取締役の業務執行の状況について監査を行っています。また、取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や役員報酬の制度設計等を目的に、全ての独立社外取締役を委員とし、独立社外取締役を委員長とした任意の指名・報酬委員会を設置しています。さらに、経営の意思決定・監督と業務執行を分離し意思決定機能強化を図るため、執行役員制度を導入しています。

このように、外部の視点を取り入れながら、重層的かつ実効的なコーポレート・ガバナンス体制を構築し、その強化と充実を図ることで、持続的な企業価値向上の実現を目指しています。

(a) 取締役会

取締役会は、取締役会規則に基づき、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っています。議長である代表取締役社長を含む取締役7名（うち、社外取締役5名、そのうち、独立役員4名）で構成されており、構成員の氏名は以下の表のとおりです。

(2025年6月17日現在)

役職名等	氏名
代表取締役社長（議長）	森 亮介
取締役副社長	木庭 康宏
社外取締役（独立役員）	長谷部 潤
社外取締役	甲谷 比呂
社外取締役（監査等委員）（独立役員）	林 敬子
社外取締役（監査等委員）（独立役員）	山下 知之
社外取締役（監査等委員）（独立役員）	阿部 絵美麻

取締役会の活動状況は、以下のとおりです。

取締役会は原則毎月開催し、必要に応じて臨時で開催することとしています。当事業年度において、取締役会を13回開催しており、個々の取締役の出席状況については以下の表のとおりです。なお、取締役甲谷比呂は、2024年6月23日開催の第18回定時株主総会において新たに選任されたため、同日以降に開催された取締役会について記載していません。

氏名	開催回数	出席回数
森 亮介	13回	13回
木庭 康宏	13回	13回
長谷部 潤	13回	13回
甲谷 比呂	10回	10回
林 敬子	13回	13回
山下 知之	13回	13回
阿部 絵美麻	13回	13回

2024年6月23日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した近藤良祐、横澤淳平、齊藤剛及び山崎隆博は、在任中に開催された取締役会3回のうち、3回全てに出席しております。

具体的な検討内容は以下のとおりです。

- ・中期計画及び予算の策定に関する事項
- ・サステナビリティに関する事項
- ・IRに関する事項
- ・コーポレート・ガバナンスに関する事項
- ・取締役会実効性評価に関する事項
- ・取締役の指名・報酬、執行役員の選任に関する事項
- ・内部統制システムの運用状況に関する事項
- ・コンプライアンスに関する事項
- ・リスク管理に関する事項
- ・お客さまからの苦情・相談に関する事項
- ・内部監査に関する事項
- ・決算に関する事項
- ・子会社の管理に関する事項
- ・その他会社法、関係法令及び定款等による規定事項、経営上の業務執行の重要事項

(b) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議をしています。監査等委員会委員長を含む監査等委員である取締役3名（全員が独立役員である社外取締役）で構成されており、構成員の氏名は以下の表のとおりです。各監査等委員は、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、監査等委員会事務局スタッフも活用しながら、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、監査等委員でない取締役、各部門へのヒアリング、業務及び財産の状況の調査に加え、会計監査人及び内部監査部門等から報告を受けるなど緊密な連携を保ち、取締役の業務執行の状況について監査しています。

(2025年6月17日現在)

役職名等	氏名
社外取締役（監査等委員）（独立役員） （監査等委員会委員長）	林 敬子
社外取締役（監査等委員）（独立役員）	山下 知之
社外取締役（監査等委員）（独立役員）	阿部 絵美麻

監査等委員会の活動状況は、（3）「監査の状況」に記載しています。

2025年6月22日に開催予定の第19回定時株主総会の決議事項として、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」及び第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、これらの議案が承認可決された場合、横澤淳平及び河崎武士が新たに取締役に、原夏代が新たに取締役（監査等委員）に就任します。これらにより、取締役会の構成は、以下の表のとおりとなる予定です。

役職名等	氏名
代表取締役社長（議長）	横澤 淳平
取締役副社長CFO	河崎 武士
社外取締役（独立役員）	長谷部 潤
社外取締役	甲谷 比呂
社外取締役（監査等委員）（独立役員） （監査等委員会委員長）	阿部 絵美麻
社外取締役（監査等委員）（独立役員）	山下 知之
社外取締役（監査等委員）（独立役員）	原 夏代

議長、役付取締役等は、同定時株主総会終了後の取締役会で決定する予定です。また、監査等委員会委員長は、同定時株主総会終了後の監査等委員会決定する予定です。

(c) 執行役員制度

当社は、意思決定・監督と業務執行を分離し意思決定機能強化を図るため、執行役員制度を導入しています。執行役員は代表取締役社長によって選任され、代表取締役社長により決定された担当に従い、業務を執行し、原則として、1週間に1回執行役員会を開催しています。執行役員会は、議長である代表取締役社長と執行役員8名（うち、取締役との兼務1名）で構成されており、構成員の氏名は以下の表のとおりです。また、執行役員会には、監査等委員会事務局長も出席しています。

(2025年6月17日現在)

役職名等	氏名
代表取締役社長（議長）	森 亮介
取締役副社長	木庭 康宏
上級執行役員	河崎 武士
上級執行役員	近藤 良祐
上級執行役員	横澤 淳平
執行役員	伊藤 裕樹
執行役員	片田 薫
執行役員	肥田 康宏
執行役員	松浦 勉

なお、2025年6月22日に開催予定の第19回定時株主総会后、執行役員会の構成は、以下の表のとおりとなる予定です。

役職名等	氏名
代表取締役社長（議長）	横澤 淳平
取締役副社長CFO	河崎 武士
執行役員	伊藤 裕樹
執行役員	片田 薫
執行役員	金杉 貴仁
執行役員	萩原 康裕
執行役員	肥田 康宏
執行役員	松浦 勉

(d) 指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や、役員報酬の制度設計等を目的に、任意の指名・報酬委員会を設置しています。取締役（監査等委員である取締役を含む。以下、同じ。）の選任や解任、代表取締役及び役付取締役の選定や解職、役員報酬の制度及び監査等委員でない取締役の個

別の報酬等の内容等について審議のうえ、取締役会に提案しています。指名・報酬委員会は、全ての独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。以下、同じ。）4名及び予め取締役会が定める代表取締役1名から構成されます。また、委員長は委員の中から互選によって選定されます。構成員の氏名は以下の表のとおりです。

(2025年6月17日現在)

役職名等	氏名
社外取締役（監査等委員）（独立役員） （指名・報酬委員会委員長）	山下 知之
社外取締役（独立役員）	長谷部 潤
社外取締役（監査等委員）（独立役員）	林 敬子
社外取締役（監査等委員）（独立役員）	阿部 絵美麻
代表取締役社長	森 亮介

指名・報酬委員会の活動状況は、以下のとおりです。

2024年度の指名・報酬委員会は9回開催しており、個々の取締役の出席状況については以下の表のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
山下 知之	9回	9回
長谷部 潤	9回	9回
林 敬子	9回	9回
阿部 絵美麻	9回	9回
森 亮介	9回	9回

主な審議・報告内容は以下のとおりです。

- ・監査等委員でない取締役候補者の選任
- ・監査等委員である取締役候補者の選任
- ・社内取締役の目標・評価項目
- ・取締役会の構成
- ・サクセッションプラン
- ・スキル・マトリックスの検討
- ・2024年度の役員報酬
- ・2025年度以降の役員報酬

なお、2025年6月22日に開催予定の第19回定時株主総会直後に開催が予定されている取締役会の決議等により、全ての独立社外取締役及び予め取締役会が定める代表取締役1名から構成される指名・報酬委員会の構成は、以下の表のとおりとなる予定です。

役職名等	氏名
社外取締役（監査等委員）（独立役員） （指名・報酬委員会委員長）	山下 知之
社外取締役（独立役員）	長谷部 潤
社外取締役（監査等委員）（独立役員）	阿部 絵美麻
社外取締役（監査等委員）（独立役員）	原 夏代
代表取締役社長	横澤 淳平

(e) アドバイザリーボード

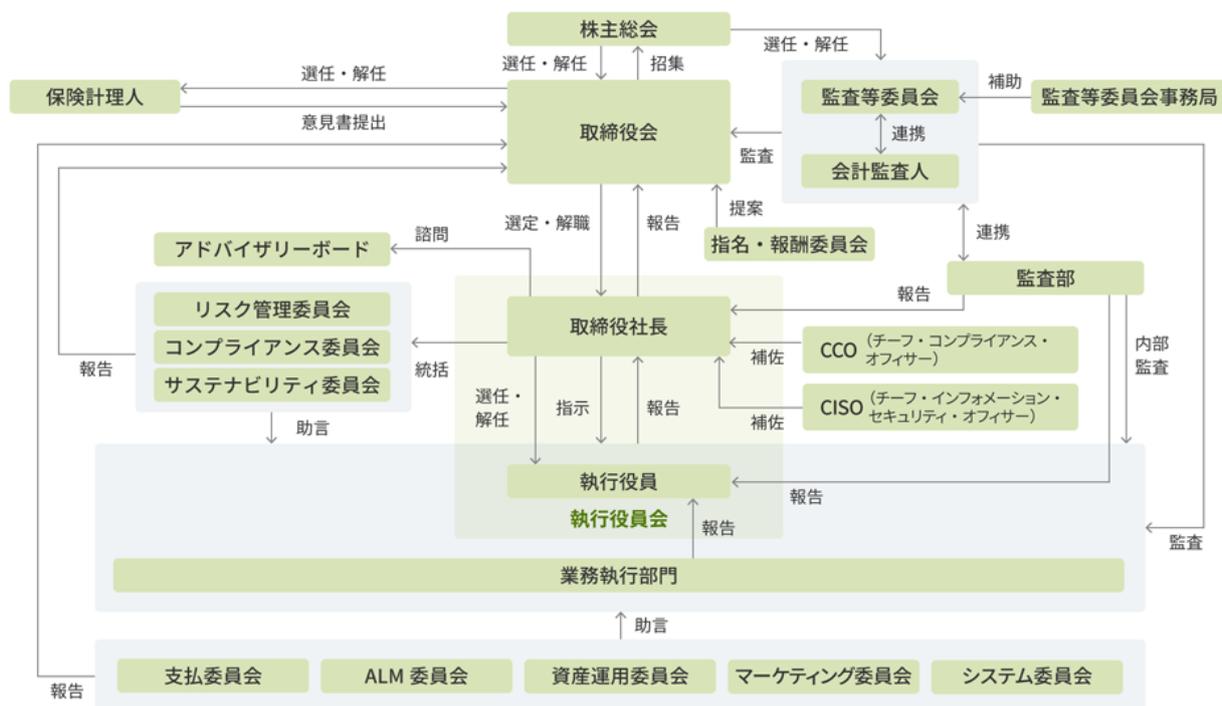
当社は、当社の経営全般に対する多面的な意見及び提言を社外の有識者から得ることを目的として、アドバイザリーボードを設置できることとしています。

(f) 各種委員会

当社は、経営上重要な事項に対し有益な助言を得ることを目的として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、サステナビリティ委員会、支払委員会、ALM委員会、資産運用委員会、マーケティング委員会、システム委員会の各委員会を設置しています。これらは主として業務執行部門への助言機能を担っています。コンプライアンス

委員会、リスク管理委員会及びサステナビリティ委員会は代表取締役社長を委員長として、当社のコンプライアンスとリスク管理をモニタリングし、サステナビリティに関する取組みを推進しています。

[コーポレート・ガバナンスの体制] (2025年6月17日現在)



③取締役会実効性評価の概要

取締役会の実効性と適正性を確保するため、2016年度より原則として年1回、自己評価の形式により取締役会の実効性評価を実施しています。結果は取締役会に報告され、審議を行い、改善案を策定し、取締役会のさらなる機能向上につなげています。また、取締役会だけでなく、監査等委員会、任意の指名・報酬委員会及び社外役員会も含めたガバナンス体制全般に関して評価を実施しています。

2024年度の実効性評価の概要は以下のとおりです。

・評価プロセス

取締役会実効性評価アンケートを、取締役会メンバーである全取締役に配付し、回答を得ました。また、当社では取締役会に全執行役員を陪席させているため、執行役員にもアンケートを配布し、回答を得ました。

加えて、取締役会議長である代表取締役社長（以下、「議長」）が全社外取締役に対して個別のインタビューを行い、アンケートへの回答結果を踏まえて意見を聴取しました。

なお、アンケートへの回答内容及び個別のインタビュー内容は、取締役会事務局がとりまとめて取締役会に報告し、報告内容を踏まえたディスカッションを全取締役および全執行役員が参加のうえ行っています。

・評価項目

取締役会の全体評価、取締役会の付議基準の見直し、サステナビリティ、コーポレート・ガバナンス、株主・投資家との対話（IR）、中期計画等および2025年度予算、その他主要アジェンダのディスカッション、取締役会の運営等（役員間のコミュニケーション、議長と社外取締役の1on1ミーティング、情報提供・トレーニング、取締役会の運営に関する他社事例の調査、取締役会後アンケート）、監査等委員会の運営等、任意の指名・報酬委員会の運営等、社外役員会の運営等

・実施者

全取締役（7名） ※取締役を兼務している執行役員2名を含む。

取締役を兼務していない執行役員（7名）

・スケジュール

2025年3月・4月 取締役会実効性評価アンケート実施、個別インタビュー実施

2025年5月 報告、改善案策定

・結果と課題

取締役会の全体評価としては、中期計画で掲げる3つの重点領域のそれぞれについて、同業他社にはないユニークなポジションやブランディングをつくるための議論等を十分に重ねられたと評価されています。一方で、経営目標を達成するための戦略についてより具体的な議論を行うべきであり、さらなる取組みの余地があるとの指摘もあったため、引き続き取締役会の実効性向上に努めていきます。

主要アジェンダのディスカッションは、前年度の実効性評価の評価結果からセッティングした本来時間をかけるべき本質的なアジェンダについて柔軟かつ闊達に議論できており、総じて取締役会の機能強化に資するものであったと評価されています。一部のアジェンダについてはディスカッションの目的自体が明確でない点や表層的な内容にとどまったとの指摘もあったため、改善を進めていきます。取締役会付議基準の見直しにより議論が不十分になったと指摘された事項はありませんでした。

株主・投資家との対話（IR）は、報告頻度を上げたことでよりタイムリーに状況を共有できたと総じて高く評価されていますが、今後は情報共有をもとに議論をより発展的に深めていく必要があるとの意見もありました。サステナビリティは、サステナビリティ委員会を設置等した段階ではあるものの取締役会への情報共有は適切に行われていると評価されています。また、会社全体に活動を浸透させていく必要もあるとの意見があったため、対応を検討していきます。

トレーニングについては、外部の専門家を招いて研修を実施し、特に社外取締役に対して有益なフィードバックを受けており、今後の取締役会の活動に生かしていきたいと考えています。

④内部統制システムの整備状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、取締役会において決定された重要事項に関する業務執行が適切に行われることを担保するため、経営機構、職務分掌、行動規範等に係る社内規程類（取締役会規則、職務権限規程、コンプライアンス・マニュアル等）を定め、運用しています。特に、コンプライアンス及びリスク管理についてはその重要性に鑑み、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、内部統制の体制整備・運営の推進を図っています。

当社が、「内部統制システムに関する基本方針」において、整備することを定めている体制は以下のとおりです。

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 反社会的勢力への対応に関する体制
4. システムリスクを含むリスク管理に関する体制
5. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
6. 監査等委員会の職務を補助すべき社員に関する体制
7. 取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）及び社員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制
9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
11. 子会社の内部統制システムに関する事項

⑤コンプライアンス体制の整備状況

当社は、以下の内容を定めた法令等遵守に関する基本方針を定めることにより、コンプライアンス体制を整備し、コンプライアンスを推進しています。

(a) 法令等遵守に係る取組方針

当社は、免許を受けた生命保険会社として大きな社会的責任と公共的使命を担っていること及び当社のマニフェストを踏まえ、業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保するために、役員・社員が法令等を厳正に遵守することを経営の最重要課題の一つとして位置付けています。

また当社は、コンプライアンス関連情報の適時かつ的確な認識・把握のための組織横断的な機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、定期的開催しています。

(b) 法令等遵守に係る具体的取組方策

当社は、法令等遵守に関する基本方針に加えて、以下の取組みを行っています。

まず、遵守すべき法令等を具体的に解説した「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、その内容について役員・社員に周知しています。また、毎年、コンプライアンスの実践計画書である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、「コンプライアンス・プログラム」に則り、適切な指導・管理等を行っています。

役員・社員は、コンプライアンス違反の疑義が生じた場合には、法務部、監査等委員会又は内部通報規則に定める窓口に報告等をできることとし、また、当社は、報告したことを理由として報告者に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならないことを明示的に定めています。

⑥リスク管理体制の整備状況

当社は、生命保険会社としての財務の健全性及び業務の適切性を確保しつつ、リスク戦略を実現するため、リスク管理体制の整備・確立が経営上極めて重要であると認識しています。これらリスク管理に係る基本的な考えを「リスク管理に関する基本方針」に定めつつ、リスク管理のための社内規程を制定し、社内の組織体制を確立することにより、当社が抱えるリスクの評価・改善体制を整備しています。また、当社の子会社においても、これらリスク管理に係る基本的な考えを、適切な業務運営のため準用することとしています。

当社では具体的には、リスク管理に関する基本方針において、当社が管理すべきリスクを、保険引受リスク、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクと規定しています。また、統合的リスク管理規程において、各リスクの一次リスク管理部門を定め、リスク管理部が主な二次リスク管理部門として、リスクを統括するものとしています。当社のリスク管理は、原則として計量化できるものについてはVaR^{*1}リミットを設定して管理し、計量化できないものについては想定し得るリスクシナリオを考え、当社の事業に与える影響の大きいリスクから優先して対応するものとしています。その上で、リスク管理部は、計量化手法の限界及び弱点を十分に認識し、計量化できるリスクの範囲を広げるものとしています。

また、当社は、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取組みが有効との考えに基づき、関係役員・部門長等で構成される「リスク管理委員会」を設置し、定期的に開催しています。さらに、「ALM^{*2}委員会」を設置し、資産・負債の総合管理に努めています。

*1. Value at Risk

*2. Asset Liability Management (資産・負債の総合管理)

⑦情報セキュリティ管理体制の整備状況

当社は、契約者の氏名・生年月日・住所等や契約内容等の個人情報、機微情報等を長期間にわたり保有しており、法令や社内規程等を遵守し、適切な情報資産保護管理を行うことが、お客さまからの信頼を確保するための大前提であると認識しています。

このような認識に基づき、当社は、情報セキュリティ及びシステムリスクを管理するための社内規程を制定し、リスクの評価・改善体制を整備しています。加えて、情報セキュリティ及びシステムリスクについては、その適切な管理に高い専門性が求められることを勘案し、関係する有識者を加えた会議体を設け、定期的に経営陣への報告を実施しています。

また、当社は、みなさまの大切な個人情報を適切に取り扱うことが企業としての重要な社会的責任であると認識し、個人情報の保護に係る方針を定め、役員・社員・派遣社員等の全員が、個人情報の保護に万全をつくしています。この方針に従い、個人情報の保護に関する法令・指針等を遵守しつつ、個人情報の取得、利用及び提供を適切に行うとともに、安全対策による適切な管理を行っています。また、個人情報を保護するための体制を必要に応じて見直し、継続的に改善しています。

⑧子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社の適切な業務運営を目的として、当社の子会社に関する諸手続及び管理体制を子会社管理規程に定めています。また、上記「内部統制システムに関する基本方針」の1から10に定めた当社における体制及び当社に関する事項については、子会社の適切な業務運営に必要な範囲において準用するものとしています。

⑨株主総会の決議要件

当社の定款において定める事項は、以下のとおりです。

(a) 株主総会決議事項を取締役会決議としている事項

○取締役の責任免除等

取締役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めています。

また、第15回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる経過措置を定款に定めています。

○自己株式の取得

資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めています。

○剰余金の配当

資本政策の機動性を確保することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、取締役会の決議によって定める旨及び「期末配当の基準日は、毎年3月31日」とし、「中間配当の基準日は、毎年9月30日」とする旨を定款に定めています。

(b) 株主総会の特別決議要件の変更

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定めています。

⑩取締役の定数

当社は、定款において、取締役（監査等委員である者を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とすることを定めています。

⑪取締役の選任決議

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定めています。また、累積投票によらない旨を定款に定めています。

⑫責任限定契約

取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、当社は、業務執行取締役等である者を除く取締役と、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役の最低責任限度額としています。

⑬役員等賠償責任保険契約

当社は、保険会社との間において、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金及び争訟費用等並びに公的調査に対する対応費用が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しています。被保険者は保険料を負担していません。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、填補限度額を定めるほか、犯罪行為、法令違反認識行為等、一定の免責事項を定めています。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

(1) 2025年6月17日（有価証券報告書提出日）現在の役員の状況は、以下のとおりです。総数7名のうち、男性5名、女性2名（役員のうち女性の比率29%）となります。

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	森 亮介	1984年3月10日生	2007年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 2012年9月 当社 入社 2013年5月 当社 企画部長 2016年1月 当社 執行役員経営戦略本部長 2017年4月 当社 執行役員営業本部長 2017年6月 当社 取締役執行役員営業本部長 2018年6月 当社 代表取締役社長（現任） 2024年6月 ライフネットみらい株式会社 取締役（現任）	(注) 2	103, 093
取締役副社長	木庭 康宏	1979年4月9日生	2002年4月 厚生労働省 入省 2010年9月 当社 入社 2013年10月 当社 法務部長 2015年6月 当社 執行役員チーフ・コンプライアンス・オフィサー 2016年1月 当社 執行役員コーポレート本部長チーフ・コンプライアンス・オフィサー 2017年4月 当社 執行役員経営戦略本部長 2017年6月 当社 取締役執行役員経営戦略本部長 2019年7月 当社 取締役執行役員営業本部長 2021年5月 ライフネットみらい株式会社 取締役 2021年6月 当社 取締役副社長執行役員営業本部長 2022年1月 当社 取締役副社長執行役員 担当：経営企画部、商品開発部、資産運用部 2023年1月 当社 取締役副社長執行役員 担当：事業開発部、商品開発部、団信事業部、資産運用部（現任）	(注) 2	71, 134
取締役	長谷部 潤	1965年11月9日生	1990年4月 大和証券株式会社 入社 2010年7月 株式会社コロプラ 取締役 2019年1月 株式会社Speee 社外取締役（現任） 2020年4月 株式会社東京リレーションズ 代表取締役社長（現任） 2020年4月 deLy株式会社 社外取締役（現任） 2020年11月 株式会社トリドリ 社外取締役（現任） 2022年6月 当社 社外取締役（現任）	(注) 2	-
取締役	甲谷 比呂	1984年7月30日生	2007年4月 KDDI株式会社 入社 2021年10月 auフィナンシャルホールディングス株式会社 経営企画部 副部長 2022年4月 同社 経営企画部長 2022年4月 auアセットマネジメント株式会社 取締役 2024年4月 auフィナンシャルホールディングス株式会社執行役員（現任） 2024年6月 当社 社外取締役（現任）	(注) 2	-
取締役 (監査等委員)	林 敬子	1960年8月11日生	1986年4月 東京国税局 入局 1990年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1994年3月 公認会計士登録 2006年7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）パートナー 2013年10月 デロイト トーマツ グループ D&I推進責任者D&I担当パートナー 2016年7月 日本公認会計士協会 常務理事 2018年11月 トーマツチャレンジド株式会社 代表取締役 2020年6月 当社 社外取締役 2020年6月 株式会社明電舎 社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年2月 日本フィルコン株式会社 社外監査役 2021年3月 日本ビルファンド投資法人 監督役員（現任） 2021年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年4月 早稲田大学大学院会計研究科 教授（現任）	(注) 2	2, 400

取締役 (監査等委員)	山下 知之	1975年9月14日生	1998年4月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2000年2月 タワーズペリン（現 ウィリス・タワーズワトソン）入社 2004年6月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店（現 ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社 2010年1月 同社 投資銀行部門アドバイザーグループヴァイス・プレジデント 2012年3月 マクラガン・パートナーズ・アジア・インク（現 エーオンソリューションズジャパン株式会社）入社 2015年4月 同社 在日代表 2017年1月 エーオンヒューイットジャパン株式会社（現 エーオンソリューションズジャパン株式会社）マクラガン・金融法人部門ヘッド 2019年7月 同社 代表取締役社長（現任） 2021年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 2	12, 100
取締役 (監査等委員)	阿部 絵美麻	1979年12月31日生	2002年4月 ビーコンコミュニケーションズ株式会社 入社 2013年12月 弁護士登録 2014年1月 株式会社ブックスキャン 入社 2015年11月 株式会社コロブラ 入社 2016年8月 マックス総合法律事務所（現 宮益坂ザ・ファーム法律会計事務所）入所（現任） 2018年12月 株式会社ノエビアホールディングス社外取締役（現任） 2022年3月 B-R サーティワン アイスクリーム株式会社 社外取締役（現任） 2023年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年3月 株式会社インターメスティック 社外監査役（現任）	(注) 2	1, 800
計					190, 527

(注) 1. 取締役長谷部潤、甲谷比呂、林敬子、山下知之及び阿部絵美麻は社外取締役です。

2. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、2025年6月22日開催予定の第19回定時株主総会終結の時までです。また、各監査等委員である取締役の任期は、2025年6月22日開催予定の第19回定時株主総会終結の時までです。

3. 当社では、執行役員制度を導入しています。取締役を兼務していない執行役員は、以下のとおりです。

氏名	役職及び担当
河崎 武士	上級執行役員 担当：経営企画部、経理数理部
近藤 良祐	上級執行役員 担当：パートナービジネス事業部
横澤 淳平	上級執行役員 担当：IT戦略部、システム企画部、システム運用部、データサイエンス推進室
伊藤 裕樹	執行役員 担当：ダイレクト企画部、カスタマーコミュニケーション部
片田 薫	執行役員 CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー） CISO（チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー） 担当：人事総務部、法務部、リスク管理部
肥田 康宏	執行役員 担当：マーケティング部、ブランドマネジメント部
松浦 勉	執行役員 担当：CXデザイン部、お客さまサービス部、保険金部

- (2) 2025年6月22日に開催予定の第19回定時株主総会の決議事項として、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」及び第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、これらの議案が承認可決された場合、横澤淳平及び河崎武士が新たに取締役に、原夏代が新たに取締役（監査等委員）に就任します。なお、総数7名のうち、男性は5名、女性は2名（女性比率29%）となります。また、役付取締役等は、同定時株主総会終了後の取締役会で決定する予定です。

役職名	氏名
代表取締役社長	横澤 淳平
取締役副社長CFO	河崎 武士
取締役	長谷部 潤
取締役	甲谷 比呂
取締役（監査等委員）	阿部 絵美麻
取締役（監査等委員）	山下 知之
取締役（監査等委員）	原 夏代

- (注) 1. 取締役長谷部潤、甲谷比呂、阿部絵美麻、山下知之及び原夏代は社外取締役です。
2. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、2025年6月22日開催予定の第19回定時株主総会終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までとなります。また、各監査等委員である取締役の任期は、2025年6月22日開催予定の第19回定時株主総会終結の時から、2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
3. 新任の取締役である横澤淳平、河崎武士及び原夏代の略歴等は以下のとおりです。

役職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役	横澤 淳平	1980年6月18日生	2003年4月 NTTデータネットワーク株式会社（現 株式会社NTTデータ フィナンシャルテクノロジー）入社 2008年5月 当社 入社 2018年4月 当社 営業本部KDDI事業部長 2020年7月 当社 お客さまサービス本部事務企画部長 2021年4月 当社 執行役員システム戦略本部長 2021年6月 当社 取締役執行役員 担当：お客さまサービス本部、システム戦略本部 2023年6月 当社 取締役執行役員 担当：システム戦略本部 2024年1月 当社 取締役執行役員 担当：システム戦略本部、データサイエンス推進室 2024年6月 当社 上級執行役員 担当：IT戦略部、システム企画部、システム運用部、データサイエンス推進室（現任）	54,688
取締役	河崎 武士	1979年4月16日生	2002年4月 シティバンク、エヌ・エイ在日支店（現 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）入行 2005年3月 日興コーディアル証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 2014年2月 株式会社地域経済活性化支援機構入社 2020年8月 当社 入社 2021年7月 当社 経営企画部長 2022年6月 当社 執行役員 担当：経営企画部、経理部、数理部 2024年6月 当社 上級執行役員 担当：経営企画部、経理数理部（現任）	4,774
取締役 (監査等委員)	原 夏代	1966年7月6日生	1989年4月 株式会社埼玉銀行 （現 株式会社埼玉りそな銀行）入行 1995年10月 監査法人トーマツ （現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2000年4月 公認会計士登録 2018年7月 デロイト トーマツ グループ及び 有限責任監査法人トーマツ ボード議長室長 2019年6月 デロイト トーマツ グループ D&Iリーダー 2019年7月 デロイト トーマツ グループ及び 有限責任監査法人トーマツ パートナー（現任） 2020年4月 デロイト アジア パシフィック リミテッド 監査保証業務タレントリーダー（現任）	-
計				59,462

取締役原夏代は社外取締役です。

4. 2025年6月22日付で、取締役を兼務していない執行役員の構成は、以下のとおりとなる予定です。

氏名	役職及び担当
伊藤 裕樹	執行役員 担当：ダイレクト企画部、 カスタマーコミュニケーション部
片田 薫	執行役員 担当：団信事業部、人事総務部
金杉 貴仁	執行役員 担当：商品開発部、事業開発部、 データサイエンス推進室
萩原 康裕	執行役員 CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー） CISO（チーフ・インフォメーション・セキュリティ・ オフィサー） 担当：法務部、リスク管理部、監査部
肥田 康宏	執行役員 担当：マーケティング部、ブランドマネジメント部
松浦 勉	執行役員 担当：CXデザイン部、お客さまサービス部、保険金部

② 取締役のスキル・マトリックス

2025年6月22日に開催予定の第19回定時株主総会の決議事項として、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」及び第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、これらの議案が承認可決された場合、横澤淳平及び河崎武士が新たに取締役に、原夏代が新たに取締役（監査等委員）に就任します。この場合の各取締役（監査等委員である取締役を含む。）について、その有する知識・経験・能力は、以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位	各取締役が有する知識・経験・能力						
		企業経営 サステナ ビリティ	金融	テクノ ロジー	マーケ ティング アライ アンス	人的資本 企業文化	財務会計 資本市場と の対話	法務 リスク管理 ガバナンス
横澤 淳平	代表取締役社長		○	○	○			
河崎 武士	取締役副社長 CFO	○	○			○	○	○
長谷部 潤	社外取締役	○	○	○			○	
甲谷 比呂	社外取締役		○		○		○	
阿部 絵美麻	社外取締役 (監査等委員)	○						○
山下 知之	社外取締役 (監査等委員)	○	○		○	○	○	○
原 夏代	社外取締役 (監査等委員)	○	○			○	○	○

(注) 1. 役付取締役等は、同定時株主総会終了後の取締役会で決定する予定です。

2. 上記の一覧表は、各氏が有する知識・経験・能力の全てを表すものではありません。

③ 取締役会の構成に関する方針（2025年6月17日現在）

当社は、経営理念の実現に向けて、取締役会がより良い経営上の重要な意思決定と職務執行の監督の役割を果たすことが重要であるとの認識のもと、取締役会の役割を適切に果たすための取締役会の構成に関する方針を、任意の指名・報酬委員会において審議のうえ、取締役会が制定しています。その内容は、次のとおりです。

取締役会の構成に関する方針

1. 取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）の員数
取締役会の議論の活性化を図るとともに的確かつ迅速な意思決定を行うため、取締役の員数は原則として5名以上11名以内とする。
2. 取締役会における独立社外取締役比率
取締役会の監督機能を強化し、監督と執行の分離を一層機能させるため、取締役会における独立社外取締役比率は過半数とする。
なお、「独立社外取締役」については、一般株主と利益相反が生じるおそれのないこと。この場合において、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことについては、当社が別途定める「役員の選解任方針」における「3. 独立社外役員の独立性基準」及び東京証券取引所の独立性基準に則る。
3. 取締役会の多様性
スキル・マトリックスで定めた知識・経験・能力を有する人物をバランス良く選定するとともに、ジェンダー・年齢等を考慮し、多様な役員で構成する。
4. 取締役の兼職社数
当社の取締役としての役割・責務を適切に果たすために、当社を含む上場会社の取締役・監査役の兼職社数は5社以内とする。
5. 社外取締役の在任年数
社外取締役の独立性を確保するため、社外取締役の在任年数は最長10年とする。

以上

④ 役員の選解任方針（2025年6月17日現在）

当社は、任意の指名・報酬委員会において審議のうえ、取締役会が制定した「役員の選解任方針」において、次のとおり、監査等委員でない取締役候補者の選任方針、監査等委員である取締役候補者の選任方針、独立社外役員の独立性基準及び取締役の解任基準を設けています。

役員の選解任方針

1. 監査等委員でない取締役候補者の選任方針

- (1) 社内の監査等委員でない取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議のうえ、取締役会において、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。
- ・経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有すること。
 - ・十分な社会的信用を有すること。
- (2) 社外の監査等委員でない取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議のうえ、取締役会において、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。
- ・各取締役の知識・経験・能力を一覧化したスキル・マトリックスに定める専門分野における高い見識や豊富な経験を有し、当該専門分野での相応の実績を挙げていること。
 - ・経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るという観点からの助言を行うために必要な資質を有すること。
 - ・「独立社外取締役」については、一般株主と利益相反が生じるおそれのないこと。この場合において、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことについては、「3. 独立社外役員の独立性基準」及び東京証券取引所の独立性基準に則る。

2. 監査等委員である取締役候補者の選任方針

- 監査等委員である取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議のうえ、監査等委員会の同意を得て、取締役会において、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。
- ・各取締役の知識・経験・能力を一覧化したスキル・マトリックスに定める専門分野における高い見識や豊富な経験に基づき、取締役の職務の執行の監査及び監督を客観的かつ的確、公正かつ効率的に遂行できること。
 - ・十分な社会的信用を有すること。
 - ・「独立社外取締役」については、一般株主と利益相反が生じるおそれのないこと。この場合において、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことについては、「3. 独立社外役員の独立性基準」及び東京証券取引所の独立性基準に則る。

3. 独立社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役又はその候補者が、以下のいずれかに該当する場合、独立社外取締役としての独立性を有しないものとみなす。

- (1) 当社又は当社の子会社の業務執行者
- (2) 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度における当社との年間取引額が、その連結売上高の2%以上となる者をいう。）又はその業務執行者
- (3) 当社の主要な取引先（直近事業年度における当社との年間取引額が、当社の売上高の2%以上となる取引先をいう。）又はその業務執行者
- (4) 当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
- (5) 当社の議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している当社の大株主、又はその業務執行者
- (6) 当社から役員報酬以外に多額（直近事業年度において個人の場合は年間1,000万円以上、又は、法人・組合等の団体の場合は総収入の2%以上をいう。）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、又は法律専門家
- (7) 過去10年間のいずれかにおいて(1)に該当したことがある者
- (8) 過去3年間のいずれかにおいて(2)から(7)までに該当したことがある者
- (9) 上記(1)から(8)までに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者

4. 取締役の解任基準

当社は、取締役が下記の解任基準に該当する事実が生じた場合、指名・報酬委員会において審議のうえ、対象となる取締役が監査等委員である場合は監査等委員会の同意を得て、取締役会にて、対象となる取締役の解任議案を株主総会に上程することを決議する。

（解任基準）

- (1) 公序良俗に反する行為を行った場合
- (2) 健康上の理由により、職務の継続が困難となった場合
- (3) 職務懈怠等により、その機能を十分に発揮していないと認められる場合

以上

⑤ 社外役員の状況

当社は、社外取締役5名を選任しています（2025年6月17日現在）。当社は、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンス体制の構築を目的として社外取締役を選任しており、経営者としての豊富な経験、金融・会計・法律等に関する高い見識に基づき、客観性及び中立性ある助言並びに取締役の業務執行の監督及び監査が行われていると考えています。

なお、当社は、任意の指名・報酬委員会において審議のうえ、取締役会が制定した「役員の選解任方針」において、独立社外役員の独立性基準を設けています。当該基準は、④役員の選解任方針に記載しています。

長谷部潤は、金融、ファイナンスにおける豊富な経験、インターネットサービス、テクノロジーセクターにおける経営者としての幅広い事業知見に基づき、取締役会で必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関与し、監督機能を果たしています。

長谷部潤は、株式会社Speee社外取締役、株式会社東京リレーションズ代表取締役社長、dely株式会社社外取締役、株式会社トリドリ社外取締役を兼職しています。

長谷部潤と当社との間に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

甲谷比呂は、KDDI株式会社（以下、「KDDI社」）におけるコンシューマ事業の豊富な経験、経営戦略・事業計画の策定やファイナンスにおける幅広い知見に基づき取締役会で必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしています。

甲谷比呂は、auフィナンシャルホールディングス株式会社執行役員を兼職しています。

auフィナンシャルホールディングス株式会社（以下、「auFH社」）は、当社の主要株主であり、当社のその他の関係会社です。当社は、auFH社とその親会社であるKDDI社の3社間で業務提携契約を締結しています。当社は、当事業年度において、auFH社との間に研修関係の取引があります。また、当社は、当事業年度において、KDDI社及びauペイメント株式会社との間に保険販売に関する代理店手数料等の取引、au Reinsurance Corporationとの間に再保険契約に係る取引、auじぶん銀行株式会社との間に団体信用生命保険関係の取引及び資金の預入に関する取引があります。

林敬子は、会社経営者としての経験、公認会計士として経理財務に関する高い専門性に基づき取締役会で適宜発言し、当該知見による監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関与し、監督機能を果たしています。

林敬子は、株式会社明電舎社外取締役（監査等委員）、日本ビルファンド投資法人監督役員、早稲田大学大学院会計研究科教授を兼職しています。

当社は、当事業年度において、学校法人早稲田大学に、人材育成を通じた社会貢献を目的として100万円を寄付していますが、その金額は僅少であるため、林敬子は独立性を有していると判断しています。その他、林敬子と当社との間に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

山下知之は、会社経営者としての経験、金融、ファイナンスに関する豊富な経験と幅広い知見に基づき取締役会で適宜発言し、当該知見を活かして特にガバナンスの強化、経営戦略の策定等に関して取締役の職務執行に対する監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関与し、監督機能を果たしています。

山下知之は、エーオンソリューションズジャパン株式会社代表取締役社長を兼職しています。

山下知之と当社との間に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

阿部絵美麻は、弁護士としての経験、法律・ガバナンスに関する高い専門性を有していることから、当該知見を活かして、特にガバナンスでの強化等に関して取締役の職務執行に対する監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関与し、監督機能を果たしています。

阿部絵美麻は、宮益坂ザ・ファーム法律会計事務所弁護士、株式会社ノエビアホールディングス社外取締役、B-Rサーティワン アイスクリーム株式会社社外取締役、株式会社インターメスティック社外監査役を兼職しています。

阿部絵美麻と当社との間に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、長谷部潤、林敬子、山下知之及び阿部絵美麻を、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるお

それのない独立役員として届け出ています。

当社の株式を所有する社外取締役の所有株式数は、①役員一覧の所有株式数欄に記載のとおりです。

2025年6月22日に開催予定の第19回定時株主総会の決議事項として、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」及び第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、これらの議案が承認可決された場合、原夏代が新たに社外取締役に就任しますが、林敬子が任期満了により退任となり、社外取締役は5名となります。

原夏代には、公認会計士として財務会計に関する高い専門性、ダイバーシティ&インクルージョンに関する幅広い経験や知見を有していることから、当該知見を当社の監査や取締役会の活動に反映することにより、監査及び監督機能のさらなる強化を果たすこと及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等をする役割を期待しています。

原夏代は、2025年6月26日付で株式会社タカラトミー社外監査役、2025年6月27日付でカシオ計算機株式会社社外取締役（監査等委員）に就任予定です。

原夏代と当社との間に、人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、原夏代を、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ています。

⑥ 社外取締役による監督と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、内部監査部門の内部監査実施計画及び内部監査に関する基本方針の改定を承認するとともに、内部監査で指摘した問題点のうち重大と判断されるものの報告を受けています。

監査等委員会による監査では、会計監査人からの監査計画及び監査結果に係る説明を受けるとともに、内部監査部門とは業務監査結果等に係る情報交換を行う等、協力態勢を整備しています。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会による監査の状況

当社は、全員が社外取締役である監査等委員3名で監査等委員会を構成しています（2025年6月17日現在）。また、4名（2025年3月31日現在）のスタッフ（専任1名、兼務3名）からなる監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務遂行をサポートする体制としています。

監査等委員は、監査等委員会監査等基準等に準拠し、監査の方針に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、監査等委員会事務局スタッフも活用し、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しています。また内部統制システムについて、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しています。さらに、取締役の競業取引、利益相反取引、会社が行った無償の利益供与等に関して、上記監査のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況の詳細な調査を実施しています。加えて、会計監査人に対しても、独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

具体的な検討内容は以下のとおりです。

項 目	委員	局長
重要会議への出席 取締役会 指名・報酬委員会 執行役員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、支払委員会、 資産運用委員会、ALM委員会、サステナビリティ委員会等	○ ○	○ ○
役員・従業員との意見聴取・意見交換 代表取締役を含む全執行役員、子会社社長、経営企画部（内部統制システム関係） 主要部門長、リスク管理部長（複数回）、法務部長（複数回）、保険計理人	○	○ ○
重要書類の閲覧・確認 事業報告等、計算書類等、有価証券報告書等 重要契約、高額稟議書等	○	○ ○
役員の選任等報酬等に関する審議と意見形成	○	
会計監査人関係 監査計画説明、四半期決算説明、KAMに関する意見交換、品質管理体制説明等 監査報酬同意審議、監査人の再任・不再任の審議	○ ○	○
内部監査部門（監査部）との連携 内部監査計画説明、監査結果報告（監査実施都度）、次年度内部監査計画に関する意見交換	○	○

(注)表中の「委員」は監査等委員を、「局長」は監査等委員会事務局長を示しています。

監査等委員林敬子は、公認会計士として、また大学院教授として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。監査等委員山下知之は、公認会計士として、また、証券会社の投資銀行部門に勤務、M&Aや資金調達等の財務アドバイザー業務に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

当事業年度において、監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については以下の表のとおりです。

氏 名	開催回数	出席回数
林 敬 子	13回	13回
山下 知之	13回	13回
阿部 絵美麻	13回	13回

2024年6月23日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した山崎隆博は、在任中に開催された監査等委員会3回のうち、3回全てに出席しております。

②内部監査の状況

当社は、代表取締役社長のもと、被監査部門から独立した監査部（内部監査部門）を設置しており、その構成は4名（部長1名、スタッフ3名）（2025年3月31日現在）です。監査部は、他の業務執行ラインから分離された独立的か

つ客観的な立場から内部監査を実施し、業務運営の適切性、リスク管理の有効性、法令遵守の状況などを確認、評価し、改善に関する提言等を行うとともに、内部監査結果を代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会等に報告しています。

当事業年度は、団体信用生命保険業務、経理・財務に関する管理態勢、顧客保護等管理態勢について業務監査を実施しました。これら内部監査の結果については、当社の代表取締役社長、取締役会、監査等委員会及び当社の内部統制機能を所管する部署等へ報告するなどにより、内部統制システムの向上に努めています。

また、監査部は、会計監査人との定期及び随時の会合において、会計監査人による監査の状況について意見交換を行うとともに、主な内部監査の実施状況、内部監査結果等を報告するなど、緊密に連携しています。

さらに、監査等委員会についても内部監査の結果報告を随時実施しており、監査等委員会監査等基準に基づく監査等委員会からの報告要請への対応など、密に連携しています。

③会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

会社法監査及び金融商品取引法監査について有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しています。

(b) 継続監査期間

2007年以降

(c) 業務を執行した公認会計士

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりです。

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 廣瀬 文人

いずれの指定有限責任社員・業務執行社員も継続監査年数は7年以内です。

(d) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他12名

(e) 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の独立性・専門性等を有することについて確認することにより、監査法人を適切に選定しています。

また、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の方針として、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反する懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他監査品質、品質管理が適格性、独立性を欠く等、適正・適切な監査を遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定する旨を定めています。取締役会は、監査等委員会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出します。

(f) 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人の再任に際して、当該監査法人及び関連部署より意見の聴取を行うとともに、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針（公益社団法人日本監査役協会/会計委員会）」の「第1部 会計監査人の評価基準策定に関する実務指針」の各項目をベースとした「会計監査人の監査の相当性判断」に関するチェックリストに基づいて、監査法人の評価を行っています。

④ 監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	64	3	69	6
連結子会社	—	—	—	—
計	64	3	69	6

当社における前連結会計年度の非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務であり、当連結会計年度の非監査業務の内容は、経済価値ベースのソルベンシー規制に関するアシュアランスレディネス業務です。

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

当社は、監査法人に対する監査報酬額について、2024年7月17日開催の監査等委員会において、関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討の上、会社法第399条第1項の同意をするとともに、当社定款に基づき、2024年7月17日開催の取締役会において決議しています。

(e) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、適切と判断し、会計監査人の報酬等につき同意を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

当社は、2023年6月25日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しています。

なお、取締役会は、役員報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や制度設計等を目的に、全ての独立社外取締役及び代表取締役1名で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の指名・報酬委員会に、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項を諮問し、提案を受けたうえで、当該決定方針を決議しています。

また、取締役会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

当社の監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針（2025年6月17日現在）は、以下のとおりです。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針
<p>（取締役の報酬制度概要）</p> <p>当社の役員報酬制度は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて、健全なインセンティブとして機能するよう設計しております。</p> <p>当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）の報酬額は、2021年6月20日開催の第15回定時株主総会決議に基づき、年額25,000万円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の範囲内で決定します。</p>
<p>（取締役の報酬等の内容の決定体制）</p> <p>当社は取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や役員報酬の制度設計等を目的に、全ての独立社外取締役及び代表取締役1名で構成され、委員長を独立社外取締役とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。</p> <p>取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関しては、任意の指名・報酬委員会において審議の上、当社取締役会にて決定します。</p>
<p>（報酬の種類及び割合の決定）</p> <p>当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）の役員報酬は、「固定報酬」に加え、短期の業績等に連動する「業績連動報酬」及び企業価値の持続的な向上を目的とした「譲渡制限付株式報酬」で構成されております。また、社外取締役の役員報酬は、「固定報酬」のみで構成されております。</p> <p>なお、対象取締役の「固定報酬」、「業績連動報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」の割合につきましては、健全なインセンティブとして機能するよう適切な支給割合を決定します。</p>
<p>（固定報酬）</p> <p>取締役の個人別の報酬額の設定については、各取締役の業務内容及び責任範囲等を勘案し、第三者による国内企業経営者の報酬水準に関する調査等も踏まえ決定し、毎月現金で支給します。</p>
<p>（業績連動報酬）</p> <p>当社は、役員報酬制度と経営方針を整合させ、業績の向上と企業価値の増大に向け対象取締役の意識を高める仕組みとして、事業の単年度業績に対する貢献に報いることを目的とした業績連動報酬制度を導入しています。</p> <p>業績連動報酬は、固定報酬額を基準に算出した業績連動報酬の基準額を前提に、取締役会が定める財務指標（当社の企業価値の向上を表す指標等）及び非財務指標（お客さま満足度等）を用いて、単年度の目標に対する達成度合いに応じて支給額を決定します。</p> <p>なお、業績連動報酬は年1回現金で支給します。</p>
<p>（譲渡制限付株式報酬）</p> <p>当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。</p> <p>当年度（将来）の役務提供に対する対価として、いわゆる事前交付型譲渡制限付株式報酬を付与するものであり、対象取締役に対し付与する株式数は、固定報酬額を基準に算出した譲渡制限付株式報酬の基準額を、取締役会における割当決議日の前営業日の当社普通株式の終値で除した株式数（年20万株以内）とし、対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員その他これに準ずる地位又は従業員の地位のいずれの地位からも退任又は退職する時点、または、譲渡制限付株式割当契約に基づき取締役会が決定した時点で譲渡制限を解除します。</p>

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の監査等委員でない取締役の報酬等は、2021年6月20日開催の第15回定時株主総会において、年額25,000万円

以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とすることが決議されています。当社の監査等委員でない取締役は、同日現在で6名（うち社外取締役は2名）であり、当事業年度末日現在で4名（うち社外取締役は2名）です。

当社の監査等委員である取締役の報酬等は、2021年6月20日開催の第15回定時株主総会において、年額5,000万円以内とすることが決議されています。当社の監査等委員である取締役は、同日現在で3名（うち社外取締役は2名）であり、当事業年度末日現在で3名（うち社外取締役は3名）です。

③ 業績連動報酬等に関する事項

当社の業績連動報酬は、固定報酬額を基準に算出した業績連動報酬の基準額を前提に、任意の指名・報酬委員会において審議のうえ取締役会が財務指標及び非財務指標を定め、目標に対する達成度合いに応じて支給額を決定しています。

財務指標については、当社の中期計画において定めている2028年度目標と整合的であることや、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることから、1株当たり包括資本（CE）成長率等を定めています。また、非財務指標については、お客さま満足度及び従業員エンゲージメントスコアを定めています。

財務指標及び非財務指標の水準に応じた係数により算出された業績連動報酬の支給率は、任意の指名・報酬委員会の提案を経て基準額に対して78.7%となりました。当該支給率に、業績連動報酬の基準額を乗じた金額を最終的な業績連動報酬の支給額として決定しました。

④ 非金銭報酬等の内容

2021年6月20日開催の第15回定時株主総会において、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」）を対象とする株式報酬制度を設定し、上記の報酬枠の範囲内にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬として金銭債権を支給することが決議されています。当社が発行又は処分する普通株式の総数は年20万株以内（ただし、株式分割や株式併合が行われた場合等には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）と、1株当たりの払込金額は対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において取締役会において決定しています。

さらに、2022年6月26日開催の第16回定時株主総会において、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、「対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員その他これに準ずる地位又は従業員の地位のいずれの地位からも退任又は退職する時点までの期間」と決議されています。対象取締役は同日現在で4名であり、当事業年度末日現在で2名です。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く)	124	67	18	38	4
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	4	4	-	-	1
社外役員	28	28	-	-	4

- (注)1. 上表には、無報酬の監査等委員でない社外取締役2名を含んでいません。また、2024年6月23日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない社内取締役2名と、同定時株主総会終結の時をもって辞任した監査等委員である社内取締役1名を含んでいます。なお、当事業年度末日現在の監査等委員でない取締役は4名（うち社外取締役は2名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は3名）です。
2. 監査等委員でない取締役の報酬等のうち業績連動報酬は、当事業年度の費用計上額を記載しています。
3. 監査等委員でない取締役の報酬等のうち譲渡制限付株式報酬は、非金銭報酬であり、当事業年度の費用計上額を記載しています。
4. 監査等委員である取締役の報酬等は、固定報酬のみ支給しており、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は支給していません。
5. 非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬の割当の際に付された条件の概要は、以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員その他これに準ずる地位又は従業員の地位のいずれの地位からも退任又は退職する時点までの期間

(2) 譲渡制限の解除条件

本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。ただし、当社取締役会が社会通念上相当であると認められないと判断した場合、当社は譲渡制限の解除を延期することができる。この場合、当社は譲渡制限の解除時期を指定するものとする。

(3) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、第18回定時株主総会の開催日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、本譲渡制限期間中であっても、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

⑥ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社の投資株式は、保有目的が純投資目的である投資株式と、純投資目的に加えて当社の企業価値又は業績向上を目的とする投資株式があります。いわゆる政策保有のみを目的とした株式は原則として保有しません。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当事業年度末現在において、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、上場株式は保有していません。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	2	9
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の 株式	1	70	1	260

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (百万円)	売却損益の 合計額 (百万円)	評価損益の 合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の 株式	—	—	△190

④当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

⑤当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	変更した事業年度	変更の理由及び変更後の保有又は売却に関する方針
株式会社アドバンス クリエイト	250,000	70	2023年3月期	当社と当社との資本業務提携契約を解消し、当社が保有していた当社株式がすべて売却され、当社が保有していた同社株式の一部を売却し、売却しなかった株式は生命保険会社における資産運用業務として配当利回りなどの収益を得ることを目的として継続保有することとしたため、保有目的を純投資目的に変更しました。同社株式は2024年9月期において無配となっており、2025年3月末時点の同社株式の株価は保有目的の変更時点と比較して下落しておりますが、復配及び株価の回復を期待して引き続き保有を継続する方針です。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、IFRSに準拠して作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けています。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っています。その内容は以下のとおりです。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加しています。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っています。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産			
現金及び現金同等物	8	24,423	17,234
デリバティブ資産	10	0	—
投資有価証券	9	51,564	62,180
その他の金融資産	11	1,073	1,237
未収法人所得税	16	17	5
保険契約資産	35	32,378	30,224
再保険契約資産	35	571	869
有形固定資産	12	62	549
使用権資産	17	110	1,187
無形資産	13	1,892	2,073
その他の資産	15	322	616
資産合計		<u>112,417</u>	<u>116,178</u>

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債及び資本			
負債			
デリバティブ負債	10	171	186
その他の金融負債	18	1,485	1,228
保険契約負債	35	685	880
再保険契約負債	35	78	11
引当金		34	141
リース負債	17	110	1,294
繰延税金負債	16	18,610	19,909
その他の負債	21	357	407
負債合計		<u>21,535</u>	<u>24,058</u>
資本			
資本金	23	26,617	26,652
資本剰余金	23	26,550	26,585
利益剰余金	23	33,481	39,475
自己株式	23	△0	△0
その他の資本の構成要素		4,221	△603
親会社の所有者に帰属する持分合計		<u>90,870</u>	<u>92,109</u>
非支配持分		11	11
資本合計		<u>90,882</u>	<u>92,120</u>
資本及び負債合計		<u>112,417</u>	<u>116,178</u>

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
保険収益	25	24,698	30,081
保険サービス費用	28	△16,081	△19,575
再保険損益		△394	△929
保険サービス損益		8,222	9,576
金利収益		450	974
金融資産の減損損失(純額)		△5	△5
その他の投資損益		225	△915
投資損益	26	670	53
保険金融収益又は費用	26	△126	△105
再保険契約に係る保険金融収益又は費用	26	11	17
その他の収益	27	22	82
その他の費用	28	△547	△431
その他の金融費用		△2	△13
税引前利益		8,251	9,179
法人所得税費用	16	△2,527	△3,186
当期利益		5,723	5,992
当期利益の帰属			
親会社の所有者		5,734	5,993
非支配持分		△10	△0
当期利益		5,723	5,992
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	31	75.97	74.63
希薄化後1株当たり当期利益(円)	31	—	—

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
当期利益		5,723	5,992
その他の包括利益			
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		△481	△1,216
保険金融収益又は費用		63	△4,010
再保険契約に係る保険金融収益又は費用		38	402
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		△378	△4,824
税引後その他の包括利益	30	△378	△4,824
当期包括利益		5,344	1,168
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		5,355	1,168
非支配持分		△10	△0
当期包括利益		5,344	1,168

③【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
						その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	保険金融費用積立金
2023年4月1日残高		21,676	21,663	27,747	△0	56	4,543
当期包括利益							
当期利益		—	—	5,734	—	—	—
その他の包括利益	30	—	—	—	—	△481	102
当期包括利益合計		—	—	5,734	—	△481	102
所有者との取引額							
新株の発行		4,918	4,871	—	—	—	—
自己株式の取得		—	—	—	△0	—	—
株式報酬取引		21	21	—	—	—	—
支配継続子会社に対する持分変動		—	△6	—	—	—	—
所有者との取引額合計		4,940	4,886	—	△0	—	—
2024年3月31日残高		26,617	26,550	33,481	△0	△424	4,645

	親会社の所有者に帰属する持分				
	注記	その他の資本の構成要素	合計	非支配持分	合計
		合計			
2023年4月1日残高		4,600	75,687	16	75,704
当期包括利益					
当期利益		—	5,734	△10	5,723
その他の包括利益	30	△378	△378	—	△378
当期包括利益合計		△378	5,355	△10	5,344
所有者との取引額					
新株の発行		—	9,789	—	9,789
自己株式の取得		—	△0	—	△0
株式報酬取引		—	43	—	43
支配継続子会社に対する持分変動		—	△6	6	—
所有者との取引額合計		—	9,827	6	9,833
2024年3月31日残高		4,221	90,870	11	90,882

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
						その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	保険金融費用積立金
2024年4月1日残高		26,617	26,550	33,481	△0	△424	4,645
当期包括利益							
当期利益		—	—	5,993	—	—	—
その他の包括利益	30	—	—	—	—	△1,216	△3,608
当期包括利益合計		—	—	5,993	—	△1,216	△3,608
所有者との取引額							
自己株式の取得		—	—	—	△0	—	—
株式報酬取引		35	35	—	—	—	—
所有者との取引額合計		35	35	—	△0	—	—
2025年3月31日残高		26,652	26,585	39,475	△0	△1,641	1,037

	親会社の所有者に帰属する持分				
	注記	その他の資本の構成要素	非支配持分	合計	
		合計			
2024年4月1日残高		4,221	90,870	11	90,882
当期包括利益					
当期利益		—	5,993	△0	5,992
その他の包括利益	30	△4,824	△4,824	—	△4,824
当期包括利益合計		△4,824	1,168	△0	1,168
所有者との取引額					
自己株式の取得		—	△0	—	△0
株式報酬取引		—	70	—	70
所有者との取引額合計		—	70	—	70
2025年3月31日残高		△603	92,109	11	92,120

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		8,251	9,179
減価償却費及び償却費		631	948
減損損失(又は戻入れ)		53	0
投資損益(△は益)	26	△670	△71
その他の金融費用		2	13
固定資産に係る損益(△は益)		5	3
保険契約及び再保険契約		△3,032	△3,009
その他の資産の増減額(△は増加)		△197	△427
その他の負債の増減額(△は減少)		372	△270
その他		43	63
小計		5,459	6,430
利息の受取額		398	812
配当金の受取額		159	37
利息の支払額		△1	△13
法人所得税の支払額又は還付額(△は支払)		0	12
営業活動によるキャッシュ・フロー		6,016	7,279
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		△783	△1,177
投資の取得による支出		△20,547	△25,314
投資の売却及び償還による収入		18,035	12,665
その他		△147	△468
投資活動によるキャッシュ・フロー		△3,443	△14,295
財務活動によるキャッシュ・フロー			
リース負債の返済による支出		△108	△164
株式の発行による収入	23	9,789	—
自己株式の取得による支出		△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー		9,681	△164
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		12,253	△7,180
現金及び現金同等物の期首残高		12,137	24,423
現金及び現金同等物に係る換算差額		32	△8
現金及び現金同等物の期末残高		24,423	17,234

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

ライフネット生命保険株式会社（以下、「当社」）は日本に所在する企業です。当社が登記している本社、主要な営業所の住所は東京都千代田区二番町5番地25号です。

当社及び子会社（以下、合わせて「当社グループ」）は、日本において生命保険事業を営んでいます。

主な事業内容は、保険引受業務及び資産運用業務です。なお、当社グループは、生命保険事業の単一セグメントとなっています。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨に関する事項

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、IFRSに準拠して作成しています。

本連結財務諸表は、2025年6月17日に代表取締役社長森亮介によって承認されています。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は取得原価を基礎として作成しています。ただし、以下の項目は各報告日において別の基礎に基づいて測定されています。

項目	測定の基礎
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品（ヘッジ手段を含む）	公正価値
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	公正価値
保険契約及び再保険契約	履行価値

3. 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨とし、百万円未満を切り捨てて表示しています。

4. 未適用の新基準

連結財務諸表の承認日までに公表されている基準書及び解釈指針の新設又は改訂のうち、当社グループが早期適用していない主なものは以下のとおりです。当社グループに与える影響は現在評価中です。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループの 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第18号	財務諸表における 表示及び開示	2027年1月1日	2028年3月期	財務諸表における表示及び開示に関する現行の会計基準であるIAS第1号を置き換える新基準。純損益計算書の財務業績に関する表示及び開示に関する規定を新設。併せてIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の改訂等が行われている。

5. 重要性がある会計方針

当社グループは以下の会計方針を、特段の記載がない限り、本連結財務諸表に記載されているすべての期間に適用しています。

(1) 連結の基礎

子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループが、企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、企業に対するパワーによりそのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合、当社グループはその企業を支配しています。子会社の財務諸表は、支配開始日から支配終了日までの間、連結財務諸表に含めています。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えています。

グループ内の債権債務残高及び取引、並びにグループ内取引によって発生した未実現収益及び費用は消去しています。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させています。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しています。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されています。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識することとしています。

(2) 外貨換算

外貨建取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しています。

外貨建貨幣性資産及び負債は、報告日の直物為替レートで機能通貨に換算しています。

外貨建ての公正価値で測定する非貨幣性資産及び負債は、その公正価値が算定される日における直物為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建ての取得原価に基づいて測定している非貨幣性項目は、取引日の直物為替レートを用いて換算しています。

為替換算差額は、純損益で認識しています。

ただし、その他の包括利益を通じて測定する資本性金融資産については、その他の包括利益として認識しています。

(3) 保険契約及び再保険契約

① 分類

当社グループが重要な保険リスクを引き受けている契約は、保険契約として分類しています。また、当社グループが、保険契約に係る重要な保険リスクを移転している契約については、再保険契約として分類しています。なお、修正共同保険式再保険契約については、IFRS第17号「保険契約」（以下「IFRS第17号」）における保険契約の定義を満たさないため、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」）に基づき会計処理を行っています。当社グループは、保険契約及び再保険契約により財務リスクにもさらされています。

② 投資要素

当社グループは、保険契約又は再保険契約に投資要素がある場合には、保険収益及び保険サービス費用から除外しています。当社グループは、投資要素を識別する際には、保険事故が発生するかどうかにかかわらず、すべての状況において、保険契約者に返済することが要求される金額を算出しています。かかる状況には、保険事故が発生する場合や、保険事故が発生せずに契約が満了を迎えたり解除されたりする場合も含まれます。

③ 集約のレベル

当社グループは、測定にあたって保険契約をグループに集約しており、これらは保険契約のポートフォリオを識別することによって決定しています。各ポートフォリオは、類似したリスクにさらされていて一括して管理されている契約で構成され、各ポートフォリオを販売商品、販売チャネル、発行年度によって分割した上で、保険契約の収益性に基つき以下の3つのグループに分類しています。

- －当初認識時に不利な契約
- －当初認識時において、その後に不利となる可能性が高くない契約
- －ポートフォリオ内の残りの契約

各グループは認識及び測定に関する会計方針が適用されるレベルを表しています。当初認識時に各グループを設定しており、その後にグループの構成の再評価は行っていません。

再保険契約の各グループは、対応する保険契約のグループに分類し、さらに再保険協約によって分割しています。

④ 認識

当社グループは、発行した保険契約グループを以下のうちの最も早い日から認識しています。

- －契約グループのカバー期間の開始時。カバー期間とは、保険契約の境界線内のすべての保険料に関して、当社グループが保険事故に対するカバーを提供する期間です。
- －不利な契約グループについては、当該グループが不利となった日

当社グループは、再保険契約グループについては、原保険契約の当初認識時に認識しています。これは、当社グループの比例再保険契約に適用しています。ただし、その再保険契約グループのカバー期間の開始が原保険契約の当初認識よりも遅い場合には、その再保険契約グループのカバー期間の開始時点で認識しています。再保険契約グループのカバー期間は、当社グループが原保険契約のうちの再保険に出再した部分から生じる保険金請求がカバーされる期間です。

ある会計期間に発行又は開始した保険契約グループを認識した後、新契約を発行する、又は開始する際には、グループ内のすべての契約が同一事業年度内に発行又は開始されたものとなるのであれば、新契約はその契約グループに追加しています。

⑤ 契約の境界線

契約グループの測定には、そのグループ内の各契約に係る境界線内のすべての将来キャッシュ・フローを含めています。保険契約者が保険料を支払う義務を負う報告期間中、又は当社グループがサービスを提供する実質的な義務を有している報告期間中に存在する実質的な権利及び義務から生じるキャッシュ・フローは、契約の境界線内にあります。

サービスを提供する実質的な義務は、以下のいずれかの場合に終了します。

- －当社グループが、特定の保険契約者のリスクを再評価する実務上の能力を有していて、その再評価したリスクを完全に反映する価格又は給付水準を設定できる場合
- －当社グループが、当該契約を含むポートフォリオのリスクを再評価する実務上の能力を有していて、そのポートフォリオのリスクを完全に反映する価格又は給付水準を設定でき、かつ、その再評価日までのカバーに対する保険料の価格にその再評価日後の期間に係るリスクを考慮していない場合

契約の境界線は、報告日ごとに再評価されるため、時の経過に伴い変更する可能性があります。

⑥ 測定

当社グループは、当初認識時にカバー期間が1年以内である保険契約グループの一部に保険料配分アプローチ（以下、「PAA」）を適用しています。それ以外のPAAを適用せずに測定しているすべての保険契約については、一般的な測定モデルを適用しています。

PAAを適用せずに測定している保険契約

保険契約—当初測定

当初認識時に、当社グループは保険契約グループを、(a) 履行キャッシュ・フロー（見積将来キャッシュ・フロー（貨幣の時間価値及び関連する金融リスクを反映するように調整）及び非金融リスクに係るリスク調整で構成される）及び(b) 契約上のサービス・マージン（以下、「CSM」）の合計額で測定しています。

当社グループが関連する契約グループを認識する前に支払った保険獲得キャッシュ・フローは、保険契約資産として表示しています。その契約グループを認識する際には、このようなキャッシュ・フローをそのグループの測定に含め、過去に認識した資産の認識の中止を行います。

保険契約グループの非金融リスクに係るリスク調整は、キャッシュ・フローの金額及び時期に関して非金融リスクから生じる不確実性の負担に対して要求する対価です。

保険契約グループのCSMは、当社グループがその契約に基づきサービスを提供するにつれて認識することとなる未稼得利益を表しています。保険契約グループの当初認識時に、履行キャッシュ・フロー、保険獲得キャッシュ・フローについて認識の中止を行った資産、及び当初認識時に発生するキャッシュ・フローの合計が正味のインフローである場合には、そのグループは不利ではありません。この場合、CSMはその正味のインフローと同額で正負が逆の金額として測定します。その結果、当初認識時に発生する損益はありません。一方、その合計額が正味のアウトフローである場合には、そのグループは不利な契約となります。この場合、その正味のアウトフローは、損失として純損益で認識します。

保険契約—事後測定

各報告日現在の保険契約グループの帳簿価額は、残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の合計です。残存カバーに係る負債は、(a) 将来の期間において契約に基づき提供されることとなるサービスに係る履行キャッシュ・フロー及び(b) 報告日の残存CSMで構成されています。発生保険金に係る負債は、まだ支払われていない発生保険金（発生しているがまだ報告されていない保険金を含む）及び費用に係る履行キャッシュ・フローで構成されています。

保険契約グループの履行キャッシュ・フローは、報告日時点で、将来キャッシュ・フローに関する現在の見積り、現在の割引率及び非金融リスクに係るリスク調整に関する現在の見積りを用いて測定されます。

当初認識後の各契約グループのCSMは、9月30日及び3月31日に、6ヶ月ごとに計算されます。

各6ヶ月間の末日のCSMの帳簿価額は、その6ヶ月間の期首の帳簿価額に以下のものを調整した金額です。

—当期間にグループに加えられた新契約のCSM

—当期間中にCSMの帳簿価額に対して発生し、計上した利息（基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しない名目キャッシュ・フローに対して、当初認識時に決定した割引率で測定）

—将来のサービスに係る履行キャッシュ・フローの変動（ただし、以下の場合を除く）

＞ 履行キャッシュ・フローの増加がCSMの帳簿価額を上回る場合。この場合、その超過額は損失として純損益で認識し、損失要素が発生します。

＞ 履行キャッシュ・フローの減少が損失要素に配分される場合。これにより、過去に純損益で認識した損失の戻入れが発生します。

—当期間にサービスを提供したことにより、保険収益として認識した金額

将来のサービスに係る履行キャッシュ・フローの変動は、以下で構成されています。

- －将来のサービスに関して当期間に受け取った保険料及び関連するキャッシュ・フローから生じた実績調整（当初認識時に決定した割引率で測定）
- －残存カバーに係る負債の将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変動（当初認識時に決定した割引率で測定。ただし、貨幣の時間価値、金融リスク及びそれらの変動に伴う影響を除く）
- －当期間に支払われると見込まれた投資要素と、当期間に支払われることとなった実際の投資要素との差額（当初認識時に決定した割引率で測定）
- －将来のサービスに関連する、非金融リスクに係るリスク調整の変動

再保険契約

当社グループは、同じ会計方針を適用して再保険契約グループを測定していますが、以下の修正を加えています。

各報告日の再保険契約グループの帳簿価額は、残存カバー要素と発生保険金要素の合計です。残存カバー要素は、(a) 契約に基づき、将来の期間に受け取ることとなるサービスに係る履行キャッシュ・フロー及び(b) 報告日の残存CSMで構成されています。

当社グループは、原保険契約の将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りを測定するのに用いた仮定と整合的な仮定を用いて、再保険者の不履行リスクに関する調整を加えて将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りを測定しています。再保険者の不履行リスクの影響は報告日ごとに評価し、その不履行リスクの変動の影響は純損益で認識しています。

非金融リスクに係るリスク調整は、当社グループから再保険者に移転したリスクの金額です。

当初認識時の再保険契約グループのCSMは、再保険の購入に係る正味のコスト又は正味の利得を表しています。当該CSMは、履行キャッシュ・フロー、グループの認識前に発生したキャッシュ・フローについて認識の中止を行った資産、当初認識時に生じたキャッシュ・フロー、及び不利な原保険契約の認識により純損益に認識された収益の合計と、同額で正負が逆の金額として測定します（再保険契約は、不利になることはありません）。ただし、再保険カバーの購入に係る正味のコストが、そのグループの購入前に発生した保険事故に関連するものである場合には、当社グループはそのコストを費用としてただちに純損益で認識しています。

各6ヶ月間の末日現在のCSMの帳簿価額は、その6ヶ月間の期首の帳簿価額に以下のものを調整した金額です。

- －当期間にグループに加えられた新契約のCSM
- －当期間中にCSMの帳簿価額に対して発生し、計上した利息（基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しない名目キャッシュ・フローに対して、当初認識時に決定した割引率で測定）
- －不利な原保険契約グループの当初認識時に純損益で認識された当期間の収益
- －その再保険契約グループの履行キャッシュ・フローが変動しない範囲での損失回収要素の戻入れ
- －将来のサービスに係る履行キャッシュ・フローの変動（ただし、原保険契約グループに配分された履行キャッシュ・フローの変動から生じていて、その変動がその原保険契約グループのCSMを調整しない場合を除く。この場合、その変動は純損益で認識しています。）
- －当期間にサービスを提供されたことにより、純損益として認識した金額

再保険契約が不利な原保険契約の認識以前又は同時に締結されている場合、当社グループは、再保険契約が属するグループのCSMを調整し、不利な原保険契約の当初認識時に損失を認識した場合に収益を認識しています。CSMに対する調整の額は、以下の積として算定しています。

- －原保険契約に係る損失額
- －当社グループが、再保険契約から回収できると見込む、原保険契約に係る保険金請求の割合

再保険契約が不利な保険契約グループに含まれる保険契約の一部のみをカバーする場合、当社グループは、規則的かつ合理的な方法を用いて、不利な保険契約グループに関して認識した損失のうち、再保険契約でカバーされている原保険契約の割合を算定しています。

損失回収要素は、CSMの調整を表すものとして再保険契約グループに対して設定又は調整されます。損失回収要素を設定又は調整することによって、その後、再保険契約に係る損失の回収の戻入れとして純損益に表示し、支払った再保険料の配分から除外する金額を決定します。

PAAを適用して測定している保険契約

保険契約

各保険契約グループの当初認識時の残存カバーに係る負債の帳簿価額は、当初認識時に受け取った保険料として測定します。保険獲得キャッシュ・フローは、各保険契約グループの当初認識時におけるカバー期間が1年以内であるため、当該コストの発生時に費用として認識しています。

その後、残存カバーに係る負債の帳簿価額は、受け取った保険料によって増加し、提供したサービスに対する保険収益によって減少します。

当初認識時におけるカバー期間は1年以内であるため、残存カバーに係る負債について貨幣の時間価値及び金融リスクの影響を反映するような調整を行っていません。

再保険契約

当社グループは、同じ会計方針を適用して再保険契約グループを測定しています。

⑦ 認識の中止及び契約の条件変更

当社グループは、契約が消滅する場合（すなわち、契約で定められた義務の失効、免責又は取消しがあった場合）に、契約の認識の中止を行っています。

当社グループは、契約の条件変更について、変更後の契約条件が以前から存在していたとすれば、その契約の会計処理が著しく異なっていたであろう程度のものである場合にも、契約の認識の中止を行っています。この場合、変更後の条件に基づいて新しい契約が認識されます。契約の条件変更によって認識の中止が行われなない場合には、当社グループは、その条件変更により生じたキャッシュ・フローの変動を、履行キャッシュ・フローの見積りの変更として扱っています。

保険契約グループ内で契約の認識の中止が行われる場合には、以下のように処理しています。

- －そのグループに配分される履行キャッシュ・フローは、認識の中止が行われた権利及び義務に係る履行キャッシュ・フローを除去するように修正しています。
- －そのグループのCSMは、履行キャッシュ・フローの変動について修正しています。ただし、その変動が損失要素に配分される場合を除きます。
- －見込まれる残存カバーに係るカバー単位の数は、そのグループから認識の中止が行われるカバー単位を反映するように修正しています。

⑧ 表示

資産である保険契約のポートフォリオ及び負債である保険契約のポートフォリオ、並びに資産である再保険契約のポートフォリオ及び負債である再保険契約のポートフォリオは、連結財政状態計算書において区分して表示しています。

当社グループは、連結損益計算書に認識した金額を、(a) 保険サービスの成果（保険収益と保険サービス費用で構成）及び(b) 保険金融収益又は費用に分解しています。

再保険契約からの収益及び費用は、保険契約からの収益及び費用と区分して表示しています。再保険契約からの収益及び費用は、保険金融収益又は費用を除いて、保険サービスの成果の「再保険損益」として純額ベースで表示しています。

当社グループは、非金融リスクに係るリスク調整の変動を、保険サービスの成果と保険金融収益又は費用とに分解しています。

保険収益は、投資要素を除外し、以下のように認識しています。

保険収益

PAAを適用せずに測定している保険契約

当社グループは、履行義務を充足するにつれて（すなわち、保険契約に基づいてカバーその他のサービスを提供するにつれて）保険収益を認識しています。各期間における提供したサービスに係る保険収益は、当社グループが対価を受け取ることを見込むサービスに関連する残存カバーに係る負債の変動の合計を表しています。

また、当社グループは、保険料のうちの保険獲得キャッシュ・フローの回収に関連する部分を、時の経過に基づいて規則的な方法で各期間に配分しています。当社グループは、配分した金額を保険収益として認識し、同額を保険サービス費用として認識しています。

各6ヶ月間において保険収益として認識している保険契約グループのCSMの金額は、グループのカバー単位を識別し、各6ヶ月間の末日に残存するCSM（配分前）を当期間に提供した各カバー単位と将来の期間に提供することが見込まれる各カバー単位に同等に配分し、当期間に提供したカバー単位に配分したCSMの金額を純損益に認識することによって決定しています。カバー単位は、グループ内の契約によって提供されたカバーの量であり、各契約について提供した給付の量及びカバーの予想存続期間を考慮して決定しています。

PAAを適用して測定している保険契約

当期の保険収益は、当社グループが提供するサービスの対価として受け取ることを見込む保険料の金額です。当社グループは、保険料の予想受取額を時の経過に基づき各期間に配分しています。

損失要素

当社グループは、不利な保険契約グループの残存カバーに係る負債の損失要素を設定しています。損失要素は、発生時に保険収益から除外される履行キャッシュ・フローの金額を決定するものです。その履行キャッシュ・フローが発生する場合は、損失要素と損失要素を除く残存カバーに係る負債とに規則的な方法で配分しています。

規則的な方法とは、各期間の期首現在（又は、当期に契約グループを当初認識している場合には、当初認識時）の将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積りに、非金融リスクに係るリスク調整を加算した合計に対する損失要素の割合によって決定することを指します。

将来のサービスに係るキャッシュ・フローの見積りの変動は、損失要素のみに配分しています。損失要素をゼロまで減額している場合には、損失要素に配分した金額を超過する額によって、契約グループの新たなCSMが生じます。

保険サービス費用

保険契約から生じる保険サービス費用は、通常、発生時に純損益に認識します。これらの費用は、投資要素の返済を除外し、以下の項目から構成されています。

- －発生保険金及び維持費：一部の保険契約について、発生保険金には、障害等により払込免除となる保険料が含まれます。
- －PAAを適用して測定している保険契約にかかる発生時に費用として認識した保険獲得キャッシュ・フロー
- －保険獲得キャッシュ・フローの償却：保険獲得キャッシュ・フローの回収に関連して当連結会計年度に認識される保険収益の金額と同額となります。
- －不利な契約に係る損失及び当該損失の戻入れ
- －発生保険金に係る負債の調整

再保険損益

再保険損益は、再保険サービス費用から、再保険者から回収した金額を差し引いて構成されています。

当社グループは、再保険契約グループに基づくカバー又はその他のサービスを受け取る際に、再保険サービス費用を認識しています。各報告期間に受け取ったサービスに関連する再保険サービス費用は、当社グループが対価を支払うことを見込んでいるサービスに関連する残存カバー要素の変動の合計を表しています。

不利な原保険契約をカバーする再保険契約グループについて、当社グループは、認識された損失の回収を表すため、以下のとおり、残存カバーに係る資産の損失回収要素を設定しています。

- －不利な原保険契約をカバーする再保険契約が、不利な原保険契約の認識と同時に又はそれ以前に締結されている場合は、不利な原保険契約の認識時に
- －不利な原保険契約の履行キャッシュ・フローの変動から生じる、将来のサービスに関連する再保険契約グループの履行キャッシュ・フローの変動に対して

この損失回収要素は、再保険契約に係る損失の回収の戻入れとして純損益に表示され、支払再保険料の配分から除外される金額を決定するものです。損失回収要素は、不利な基礎となる契約グループの損失要素の変動を反映するために調整しますが、当社グループが再保険契約から回収を見込む不利な原保険契約グループの損失要素の金額を超過することはできません。

保険金融収益及び費用

保険金融収益及び費用は、貨幣の時間価値及び金融リスク並びにこれらの変動の影響から生じた、保険契約グループ及び再保険契約グループの帳簿価額の変動で構成されています。

当社グループは、保険金融収益及び費用を純損益とその他の包括利益とに分解することを選択しています。純損益に含める金額は、見込まれる保険金融収益及び費用の合計額を契約グループの存続期間にわたり定期的に配分することによって算定しています。規則的な配分額は、契約グループの当初認識時に決定した割引率を使用して算定しています。

その他の包括利益に表示されている金額は、保険金融費用積立金に累積しています。当社グループが契約の認識の中止を行う場合には、その契約に係るその他の包括利益累計額の残額は、組替調整額として純損益に振り替えています。

(4) 金融商品

① 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しています。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した取得価額で測定しています。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しています。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しています。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

公正価値で測定する負債性金融資産については、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日を生じる。

重大な金融要素を含んでいない営業債権、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

② 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しています。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しています。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しています。

なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識していません。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産については、公正価値の変動額は、減損戻入又は減損損失、利息収入及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止又は分類変更が行われるまで、その他の包括利益として認識しています。

③ 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しています。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しています。

④ 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしていますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しています。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しています。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しています。

予想信用損失は、契約に従って当社グループに支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しています。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っています。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しています。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しています。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しています。

⑤ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

⑥ デリバティブ

デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で事後測定しています。

当社グループは、認識されている金融資産の取引に関するキャッシュ・フローの変動を抑えるため、為替予約を利用しています。

なお、上記デリバティブについて、ヘッジ会計の適用となるものではありません。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されています。

(6) 有形固定資産

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、並びに原状回復費用の当初見積額が含まれています。

減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主に定額法で計上されています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- －建物： 5～18年
- －その他： 5～15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(7) 無形資産

個別に取得した無形資産は、原価モデルを採用し、当初認識時に取得原価で測定しています。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しています。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウェア： 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(8) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しています。契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、当社グループが借手の場合、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しています。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用权資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しています。

当初認識後は、使用权資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っています。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しています。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しています。

(9) 非金融資産の減損

当社グループは各報告日に、減損の兆候の有無を判定するために、非金融資産（保険契約資産及び再保険契約資産、繰延税金資産を除く）の帳簿価額を見直しています。減損の兆候が存在する場合には、その資産の回収可能価額を見積っています。

非金融資産について、減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れています。

(10) 従業員給付

短期従業員給付は、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しています。従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的債務又は推定的債務を負っており、かつその金額について信頼性をもって見積ることができる場合には、支払うと見込まれる金額を負債として認識しています。

長期従業員給付は、確定拠出型年金制度を採用しています。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度です。確定拠出型年金制度の拠出額は、従業員がサービスを提供した期間に、純損益として認識しています。

(11) 株式に基づく報酬

当社は取締役及び執行役員※を対象とした持分決済型の株式に基づく報酬として譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。

受領したサービスの対価は、当社株式の付与日における公正価値で測定し、付与日から権利確定期間にわたって費用として認識し、対応する金額を資本の増加として認識しています。

※新たに執行役員に対して取締役（社内）と同様の譲渡制限付株式報酬制度を2024年6月に導入しました。

(12) 引当金

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の（法的又は推定的）債務を負っており、その債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、その債務の金額を信頼性をもって見積りができる場合に認識しています。

引当金は、貨幣の時間価値及びその負債に固有のリスクに関する現時点での市場の評価を反映した税引前の割引率を用いて、見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いています。割引の振戻しは、「その他の金融費用」として認識しています。

－資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある事務所等の原状回復費用等の見込額について、資産除去債務を計上しています。

(13) 資本

① 普通株式

普通株式は、資本として分類しています。また、株式発行費用は、資本から控除しています。

② 自己株式

自己株式は取得原価で評価し、資本から控除しています。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識していません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は、資本として認識しています。

(14) 収益

収益は、以下で構成されています。

－保険収益（(3)を参照）

－投資損益（純損益を通じて公正価値で測定する区分ではない金融資産に係る利息収益及びその他の投資収益で構成されています。その他の投資損益には、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及びデリバティブに係る純損益、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の認識の中止による純損益が含まれています（(4)を参照）。

－顧客との契約から生じる収益

(15) その他の金融費用

その他の金融費用は、以下で構成されています。

－リース負債に係る利息費用（(8)を参照）

－引当金に対する割引の振戻し（(12)を参照）

(16) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金及び繰延税金から構成されています。これらは、その他の包括利益又は資本に直接認識される項目から生じる場合、及び企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しています。当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しています。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されているものです。繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しています。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上していません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えない、かつ取引時、同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識しています。繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しています。未認識の繰延税金資産は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しています。繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しています。繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しています。

(17) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しています。

希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しています。

(18) セグメント報告

事業セグメントとは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位です。すべての事業セグメントの事業の成果は、個別にその財務情報が入手可能なものであり、かつ各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社の取締役会が定期的にレビューしています。

なお、当社グループは現在、生命保険事業の単一セグメントです。

6. 重要な会計上の見積り及び判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、当社グループの会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っており、実際の業績は当該見積りとは異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりです。

(1) 判断

以下の注記には、連結財務諸表上で認識する金額に重要な影響を与える会計方針の適用に際して行う判断に関する情報が含まれています。

－注記5(1)

連結：当社グループが被投資会社を支配しているか否かの判断

－注記5(3)及び35

保険契約及び再保険契約の分類：契約が重要な保険リスクを移転するか否か

保険契約及び再保険契約の集約のレベル：保険契約ポートフォリオの特定、及び当初認識時に不利な契約グループの決定と当初認識後に不利となる可能性が低い契約グループの決定

－注記5(3)及び35

保険契約及び再保険契約の測定：非金融リスクに係るリスク調整の見積り方法の決定、及び契約に基づいて提供される給付の量

－注記5(4)

金融資産の減損：当初認識以降に金融資産に係る信用リスクが著しく増大しているか否かの評価

－注記36

金融資産の分類：金融資産が保有されている事業モデルの評価、及び金融資産の契約条件が元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるか否かの評価

(2) 仮定及び見積りの不確実性

以下の注記には、2025年3月31日に終了する連結会計年度において、資産及び負債の帳簿価額に重要な修正をもたらすリスクのある、仮定及び見積りの不確実性に関する情報が含まれています。

－注記5(4)

金融資産の減損：予想信用損失の測定に将来情報を織り込むこと

－注記5(16)

繰延税金資産の認識：税務上の繰越欠損金の便益を利用するために必要な将来の課税所得の発生可能性

－注記36

重要な観察不能なインプットを伴う金融商品の公正価値の算定

保険契約及び再保険契約の測定で用いた仮定に関する情報については、注記35に記載しています。以下の主要な仮定の変動により、将来の会計期間において履行キャッシュ・フローが著しく変動する可能性があります。不利な契約より生じる変動ではない場合、かつ将来のサービスに関連する変動である場合は、契約の帳簿価額に影響を及ぼすものではなく、CSMで調整される変動です。

－生命保険：死亡率、罹患率、解約失効率及び更新率等の契約者の行動、事業費に関する将来キャッシュ・フローの算定に用いる仮定

－すべての保険契約：非流動性プレミアムなどの割引率に関する仮定

7. セグメント情報

(1) セグメント収益及び業績

当社グループは生命保険事業の単一セグメントのみとなるため、事業分野ごとの収益、損益及びその他項目の記載を省略しています。

(2) 製品及びサービス別に関する情報

当社グループは単一の製品及びサービスを販売しているため、製品及びサービス別の売上収益の記載を省略しています。

(3) 地域別に関する情報

外部顧客からの国内売上収益が連結損益計算書の売上収益の大部分を占めるため、地域別の売上収益の記載を省略しています。

(4) 主要な顧客に関する情報

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社グループの売上収益の10%以上を占める単一の外部顧客は存在しないため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	保険収益	関連するセグメント名
auじぶん銀行㈱	5,797	生命保険事業

8. 現金及び現金同等物

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
現金及び銀行預金	24,423	17,234
合計	24,423	17,234

現金及び現金同等物は、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

9. 投資有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
国債	7,679	6,983
地方債	1,399	1,245
社債	28,988	37,472
株式	265	80
外国証券	10,633	16,311
その他の証券	2,598	87
合計	51,564	62,180

10. デリバティブ

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
	資産	負債	資産	負債
ヘッジ手段として指定していないもの 為替予約	0	171	—	186
合計	0	171	—	186

11. その他の金融資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未収金及び未収収益	1,073	1,237
合計	1,073	1,237

その他の金融資産は、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

12. 有形固定資産

有形固定資産の増減は以下のとおりです。

取得原価

(単位：百万円)

	建物	その他	合計
2023年3月31日	136	226	362
取得	—	36	36
2024年3月31日	136	263	399
取得	416	145	561
売却又は処分	△136	△123	△259
2025年3月31日	416	285	701

償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	建物	その他	合計
2023年3月31日	△113	△179	△292
減価償却費	△2	△18	△20
減損損失	△20	△2	△23
2024年3月31日	△136	△200	△336
減価償却費	△33	△36	△70
減損損失	—	△0	△0
売却又は処分	136	119	255
2025年3月31日	△33	△118	△152

帳簿価額

(単位：百万円)

	建物	その他	合計
2024年3月31日	0	62	62
2025年3月31日	382	166	549

有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「保険サービス費用」及び「その他の費用」に含まれています。

13. 無形資産

無形資産の増減は以下のとおりです。

取得原価

(単位：百万円)

	ソフトウェア	その他	合計
2023年3月31日	4,392	5	4,397
取得	736	—	736
売却又は処分	△60	—	△60
2024年3月31日	5,068	5	5,073
取得	789	—	789
売却又は処分	△74	—	△74
2025年3月31日	5,782	5	5,788

償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	ソフトウェア	その他	合計
2023年3月31日	△2,699	△5	△2,704
償却費	△502	△0	△502
減損損失	△29	△0	△30
売却又は処分	55	—	55
2024年3月31日	△3,175	△5	△3,181
償却費	△608	—	△608
売却又は処分	74	—	74
2025年3月31日	△3,709	△5	△3,714

帳簿価額

(単位：百万円)

	ソフトウェア	その他	合計
2024年3月31日	1,892	—	1,892
2025年3月31日	2,073	—	2,073

無形資産の償却費は、連結損益計算書の「保険サービス費用」及び「その他の費用」に含まれています。

14. 非金融資産の減損損失

当社グループは、減損損失の算定にあたって概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っています。

減損損失は、連結損益計算書の「保険サービス費用」及び「その他の費用」に計上しています。

減損損失の資産種類別の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
有形固定資産		
建物	20	—
その他	2	0
無形資産		
ソフトウェア	29	—
その他	0	—
合計	53	0

前連結会計年度の減損損失は、主に建物、ソフトウェア等について、収益性の低下又はオフィス移転の機関決定により帳簿価額を回収可能価額まで減額したものです。

当連結会計年度の減損損失は、器具備品について、オフィス移転に伴い移設しないことが確実となった資産を対象に帳簿価額を回収可能価額まで減額したものです。

15. その他の資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
前払費用	228	295
その他	94	321
合計	322	616

16. 法人所得税

(1) 繰延税金残高の増減

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	2023年 4月1日	純損益を 通じて認識	その他の 包括利益に おいて認識	2024年 3月31日
投資有価証券	121	△43	187	265
保険契約及び再保険契約	△20,190	△2,845	△39	△23,075
有形固定資産	1	6	—	7
使用権資産	△69	39	—	△30
無形資産	118	△12	—	106
リース負債	69	△38	—	31
従業員給付	62	17	—	79
株式報酬	27	5	—	33
税務上の繰越欠損金	3,481	398	—	3,879
その他	128	△34	—	93
繰延税金資産（負債）の純額	△16,248	△2,508	147	△18,610

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	2024年 4月1日	純損益を 通じて認識	その他の 包括利益に おいて認識	2025年 3月31日
投資有価証券	265	△62	502	705
保険契約及び再保険契約	△23,075	△3,762	1,384	△25,453
有形固定資産	7	△44	—	△37
使用権資産	△30	△310	—	△340
無形資産	106	△16	—	89
リース負債	31	347	—	378
従業員給付	79	13	—	93
株式報酬	33	5	—	39
税務上の繰越欠損金	3,879	552	—	4,432
その他	93	89	—	183
繰延税金資産（負債）の純額	△18,610	△3,186	1,887	△19,909

(2) 未認識の繰延税金資産

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
将来減算一時差異	321	316
税務上の繰越欠損金	286	300
合計	607	616

(注) 上記の将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金は所得ベースの金額です。

(3) 税務上の繰越欠損金

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年目	—	—
2年目	—	—
3年目	—	—
4年目	—	—
5年目以降	286	300
合計	286	300

(注) 上記の税務上の繰越欠損金は所得ベースの金額です。

(4) 未認識の繰延税金負債

該当事項はありません。

(5) 法人所得税の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
当期税金費用	19	0
繰延税金費用		
一時差異等の発生及び解消	2,351	2,573
繰延税金資産の取崩し	157	—
税率の変更	—	612
繰延税金費用合計	2,508	3,186
合計	2,527	3,186

(6) 実効税率の調整表

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
法定実効税率	28.0	28.0
繰延税金資産の取崩し	1.9	—
税率の変更	—	6.7
その他	0.7	0.0
平均実際負担税率	30.6	34.7

当社グループは、主に法人税及び住民税を課されており、これらを基礎として計算した前連結会計年度及び当連結会計年度における法定実効税率は、ともに28.0%です。

(7) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については法定実効税率を28.00%から28.93%に変更し計算しています。

この変更により、繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)は604百万円増加し、法人所得税費用は612百万円増加しています。

17. リース

(1) 借手としてのリース

当社グループは、借手として、主として建物及び事務機器を賃借しています。契約期間は1年～5年です。

リースに係る損益及びキャッシュ・アウトフローは以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
使用権資産の減価償却費		
建物	106	268
その他の有形固定資産	1	1
合計	108	270
リース負債に係る金利費用	1	11
少額資産リース費用	32	46
リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額	142	223

リース負債の満期分析については、注記「34. リスク管理 (6) 流動性リスク ②満期分析」に記載していません。

使用権資産の帳簿価額の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	建物	その他の 有形固定資産	合計
2024年3月31日	106	3	110
2025年3月31日	1,186	1	1,187

(2) 借手が契約しているがまだ開始していないリース

当連結会計年度において契約を締結しているものの、まだ開始していないリースはありません。

18. その他の金融負債

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
代理店借	48	57
未払金及び未払費用	1,416	1,147
その他	20	22
合計	1,485	1,228

その他の金融負債は、償却原価で測定する金融負債に分類しています。

19. 従業員給付

確定拠出制度に関して費用として認識した金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ27百万円及び32百万円です。

20. 引当金

重要性が乏しいため注記を省略しています。

21. その他の負債

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
従業員給付債務	297	340
その他	60	67
合計	357	407

22. 流動・非流動の区分

回収又は決済が見込まれる期間に関する資産及び負債の分析は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
	1年内	1年超	1年内	1年超
資産の部				
投資有価証券	4,805	46,759	3,720	58,460
保険契約資産	4,494	27,884	3,759	26,465
再保険契約資産	991	△419	719	150
その他の資産	322	—	242	373
負債の部				
再保険契約負債	△106	185	△10	22
リース負債	109	1	282	1,012

23. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数及び発行済株式総数

授権株式数及び発行済株式総数の増減は以下のとおりです。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
授権株式数		
普通株式	200,000,000	200,000,000
発行済株式総数		
期首残高	69,736,419	80,279,827
期中増減 (注) 2	10,543,408	38,513
期末残高	80,279,827	80,318,340

- (注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっています。
2. 前連結会計年度の発行済株式総数の増減は、公募増資及び第三者割当増資による新株式の発行による増加10,500,000株、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加43,408株です。当連結会計年度の発行済株式総数の増減は、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加38,513株です。
3. 上記の発行済株式総数に含まれる自己株式数は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、それぞれ345株及び398株です。

(2) 資本剰余金及び利益剰余金

資本剰余金は、資本準備金及びその他資本剰余金から構成されています。利益剰余金は、利益準備金及びその他利益剰余金から構成されています。会社法及び保険業法では、剰余金の配当として支出する金額の5分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の額に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されています。

(3) その他の資本の構成要素

- ① その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額です。
- ② 保険金融費用積立金
保険金融費用積立金は、その他の包括利益で認識した保険金融収益及び費用の累計額です。

24. 配当

配当金の支払額は以下のとおりです。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日至 2024年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日至 2025年3月31日)
該当事項はありません。

配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは以下のとおりです。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日至 2024年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日至 2025年3月31日)
該当事項はありません。

25. 保険収益

(単位：百万円)

	個人保険	団体保険	合計
前連結会計年度			
(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)			
PAAを適用せずに測定している保険契約			
残存カバーに係る負債の変動額			
提供したサービスについて認識したCSM	7,056	—	7,056
消滅したリスクに関する非金融リスクに係るリスク調整の変動	1,678	—	1,678
予想保険金及び維持費	10,464	—	10,464
その他	△150	—	△150
保険獲得キャッシュ・フローの回収	3,647	—	3,647
	22,694	—	22,694
PAAを適用して測定している契約	—	2,004	2,004
保険収益合計	22,694	2,004	24,698
当連結会計年度			
(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)			
PAAを適用せずに測定している保険契約			
残存カバーに係る負債の変動額			
提供したサービスについて認識したCSM	7,440	—	7,440
消滅したリスクに関する非金融リスクに係るリスク調整の変動	1,612	—	1,612
予想保険金及び維持費	11,170	—	11,170
その他	△83	—	△83
保険獲得キャッシュ・フローの回収	4,143	—	4,143
	24,283	—	24,283
PAAを適用して測定している契約	—	5,797	5,797
保険収益合計	24,283	5,797	30,081

26. 投資損益及び保険金融費用

(1) 金利収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性 金融資産		
国債	105	105
地方債	21	20
社債	143	237
外国証券	178	603
小計	448	966
償却原価で測定する金融資産		
現金及び現金同等物	1	7
小計	1	7
合計	450	974

(2) その他の投資損益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品		
デリバティブ	△323	△480
社債	13	△0
株式	△19	△179
外国証券	314	△20
その他の証券	21	△26
小計	6	△707
その他		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債 性金融資産－認識の中止に係る純損益	△34	16
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債 性金融資産－為替差損益（純額）	219	△218
その他	33	△5
小計	218	△208
合計	225	△915

(3) 投資損益及び保険金融費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
投資損益	2	△1,665
保険金融収益又は費用		
発生利息	△120	△104
金利及びその他の財務上の仮定の影響	81	△5,558
保険金融収益又は費用合計	△38	△5,663
再保険契約に係る保険金融収益又は費用		
発生利息	17	17
金利及びその他の財務上の仮定の影響	48	566
再保険契約に係る保険金融収益又は費用合計	65	583
純損益で認識された金額		
投資損益	670	53
保険金融収益又は費用	△126	△105
再保険契約に係る保険金融収益又は費用	11	17
その他の包括利益で認識された金額		
投資損益	△668	△1,719
保険金融収益又は費用	87	△5,558
再保険契約に係る保険金融収益又は費用	54	565

27. その他の収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
雑収入	22	82
合計	22	82

28. 費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
発生保険金	7,824	10,142
従業員給付費用	2,273	2,470
減価償却費及び償却費	631	948
広告宣伝費	5,960	6,003
その他	5,669	6,113
	22,359	25,678
保険獲得キャッシュ・フローに帰属する金額	△9,377	△9,814
保険獲得キャッシュ・フローの償却	3,647	4,143
合計	16,628	20,007
内訳：		
保険サービス費用	16,081	19,575
その他の費用	547	431
	16,628	20,007

29. その他の金融費用

重要性が乏しいため注記を省略しています。

30. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び純損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産		
当期発生額	△702	△1,703
組替調整額	33	△16
税効果額	187	502
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産	△481	△1,216
保険金融収益又は費用		
当期発生額	87	△5,558
税効果額	△24	1,547
保険金融収益又は費用	63	△4,010
再保険契約に係る保険金融収益又は費用		
当期発生額	54	565
税効果額	△15	△163
再保険契約に係る保険金融収益又は費用	38	402
その他の包括利益合計	△378	△4,824

31. 1株当たり利益

基本的1株当たり利益は、普通株主に帰属する利益及び加重平均普通株式数に基づき、以下のよう計算しています。

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	5,734	5,993
加重平均普通株式数 (千株)	75,478	80,304
基本的1株当たり当期利益 (円)	75.97	74.63

32. キャッシュ・フロー情報

(1) 財務活動に係る負債の変動

財務活動から生じた負債の変動は、以下のとおりです。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	2023年4月1日	キャッシュ・フロー を伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動		2024年3月31日
			新規リース	その他	
リース負債	255	△108	—	△35	110
合計	255	△108	—	△35	110

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	2024年4月1日	キャッシュ・フローを伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動		2025年3月31日
			新規リース	その他	
リース負債	110	△164	1,359	△11	1,294
合計	110	△164	1,359	△11	1,294

(2) 重要な非資金取引

重要な非資金取引は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当連結会計年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
リースにより取得した使用権資産	—	1,359

33. 株式報酬

(1) 譲渡制限付株式報酬制度の内容

当社は、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」）を導入しています。本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。本制度では、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に對して、株主総会において承認された報酬枠の範囲内にて金銭報酬債権を支給します。

なお、当社は、当社の執行役員（取締役兼務の執行役員を除く。以下、対象取締役に併せて「対象役員」）に對しても、取締役向け制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を2024年6月に導入しました。

(2) 譲渡制限付株式の数及び公正価値

譲渡制限付株式報酬の公正価値は、付与した当社株式の公正価値を参照して測定しています。

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
付与日	2023年7月14日	2024年7月17日
付与した株式の数 (株)	43,408	38,513
付与日の公正価値 (円)	1,009	1,822
譲渡制限期間	2023年8月8日から、対象取締役に對して当社又は当社の子会社の取締役、執行役員その他これに準ずる地位又は従業員の地位のいずれの地位からも退任又は退職する日まで	2024年8月8日から、対象役員に對して当社又は当社の子会社の取締役、執行役員その他これに準ずる地位又は従業員の地位のいずれの地位からも退任又は退職する日まで

(3) 株式報酬費用

譲渡制限付株式報酬制度は、持分決済型の株式報酬として会計処理しており、従業員給付費用に含まれている株式報酬費用計上額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ43百万円及び63百万円です。

34. リスク管理

(1) 資本管理

当社グループの資本構造は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債合計	21,535	24,058
資本合計	90,882	92,120

① 規制資本

当社グループは、財務の健全性を保ちつつ将来の保険金・給付金支払いを確実に行っていくため、法令に従い、責任準備金を適切な水準で積み立てるとともに、規制で求められるソルベンシー・マージン比率を適切な水準に保つための純資産等を確保しています。

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株式市場の暴落など、通常の予測の範囲を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための経営指標・行政監督上の指標のひとつです。

具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計（ソルベンシー・マージンの総額＝支払余力）を、定量化した諸リスクの合計額で除して求めます。

ソルベンシー・マージン比率が200%以上であれば、行政監督上、健全性についてのひとつの基準を満たしていると考えられます。

当社は、これらの指標を定期的にモニタリングし、適切なリスク管理を通じ財務の健全性を確保しています。

② 資本の配分

当社グループは、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」ことを経営理念として掲げ、デジタルテクノロジーを活用しながら、一貫してお客さま視点で商品・サービスを提供し、生命保険の未来をつくるオンライン生保のリーディングカンパニーとなることを目指しています。

また、当社は死亡保障分野および医療保障分野を中心に、保険引受リスクを適切に管理しながら積極的に受け入れ、より多くのお客さまへ保障を提供していくこととしています。

当社は、これらの考え方のもとで適切に資本を配分し、健全な事業の成長および企業価値の向上に努めています。

(2) リスク管理体制

当社グループは、生命保険会社としての財務の健全性及び業務の適切性を確保しつつ、リスク戦略を実現するため、リスク管理体制の整備・確立が経営上極めて重要であると認識しています。これらリスク管理に係る基本的な考えを「リスク管理に関する基本方針」に定めつつ、リスク管理のために社内規程を制定し、社内の組織体制を確立することにより、当社グループが抱えるリスクの評価・改善体制を整備しています。

具体的には、リスク管理に関する基本方針において、当社グループが管理すべきリスクを、保険引受リスク、市場リスク・信用リスク・流動性リスク、オペレーショナルリスクと規定しています。また、統合的リスク管理規程において、各リスクの一次リスク管理部門を定め、リスク管理部が主な二次リスク管理部門として、リスクを統括するものとしています。当社グループのリスク管理は、原則として計量化できるものについてはVaR※1リミットを設定して管理し、計量化できないものについては想定し得るリスクシナリオを考え、当社グループの事業に与える影響の大きいリスクから優先して対応するものとしています。

その上で、リスク管理部は、計量化手法の限界及び弱点を十分に認識し、計量化できるリスクの範囲を広げるものとしています。

また、当社グループは、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効との考えに基づき、関係役員・部門長等で構成される「リスク管理委員会」を設置し定期的に開催しています。さらに、「ALM※2委員会」を設置し、金融商品に係る各種リスクの管理及び資産・負債の総合管理に努めています。

当社グループが保有する金融商品は主として国内及び海外の公社債、株式、投資信託であり、それらについて当社グループが考慮すべきリスクは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクとなります。また、当社が保有する保険契約について考慮すべきリスクは、保険引受リスク、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクとなります。

※1 Value at Risk

2 Asset Liability Management (資産・負債の総合管理)

(3) 保険引受リスク

保険引受リスクは、死亡リスク、罹患リスク、解約・失効リスク、及び経費リスクで構成されます。

- －死亡リスク：死亡率の水準の予期せぬ変化により生じるリスク
- －罹患リスク：罹患率等の水準の予期せぬ変化により生じるリスク
- －解約・失効リスク：解約失効率、更新率の水準の予期せぬ変化により生じるリスク
- －経費リスク：契約のサービス提供に関連した管理費の予期せぬ増加により生じるリスク

① 保険引受リスクの管理

死亡リスクや罹患リスクについては、死亡率や罹患率等が適正な範囲を超えることがないよう、商品開発時に保障内容や審査方法等を適切に設定するとともに、死亡率や罹患率等の状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて審査方法等の見直しや商品改定を実施する体制としています。

解約・失効リスクについては、解約等の抑制策に取り組みつつ、解約失効率等の状況を定期的にモニタリングしています。

経費リスクについては、事業費削減策に継続的に取り組みつつ、事業費率等の状況を定期的にモニタリングしています。

② 保険引受リスクの集中

国別には、当社グループは日本国内のみで営業しているため、保険契約は日本におけるもののみから構成され、保険引受リスクも日本国内での保険契約に係るものみに集中しています。

保険商品別には、定期死亡保険に係るものの割合が相対的に大きく、保険引受リスクのうち死亡リスクが相対的に大きいものとなります。

③ 感応度分析

以下の表は、合理的に生じ得る保険引受リスクの変動が報告日に生じた場合に、CSM、純損益及び資本がどのように増加（減少）するかを分析したものです。

この分析は、再保険によるリスク控除前後の感応度を示しています。また、他のすべての変数は一定であると仮定しています。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	(単位：百万円)					
	CSM		純損益		資本	
	再保険 控除前	再保険 控除後	再保険 控除前	再保険 控除後	再保険 控除前	再保険 控除後
個人保険						
死亡率・罹患率5%低下	11,407	9,088	917	740	660	532
解約失効率10%低下	2,328	2,121	215	199	155	143
事業費率10%減少	6,800	6,814	538	538	387	387
非更新率10%低下	7,553	7,691	605	612	435	441

当連結会計年度（2025年3月31日）

	(単位：百万円)					
	CSM		純損益		資本	
	再保険 控除前	再保険 控除後	再保険 控除前	再保険 控除後	再保険 控除前	再保険 控除後
個人保険						
死亡率・罹患率5%低下	11,728	9,436	1,144	997	813	708
解約失効率10%低下	2,384	2,124	193	177	137	126
事業費率10%減少	7,406	7,422	776	775	551	550
非更新率10%低下	8,097	8,182	664	668	472	475

保険引受リスク・エクスポージャーの変動は、CSM、純損益及び資本に対して主に以下のような影響を及ぼす可能性があります。純損益及び資本への影響は、関連する法人所得税を控除して表示されています。

a. CSM	－保険金融収益又は費用として認識されるものを除き、損失要素に関連のない、履行キャッシュ・フローの変動
b. 純損益	－損失要素に関連する履行キャッシュ・フローの変動 －保険金融収益又は費用として純損益で認識される履行キャッシュ・フローの変動
c. 資本	－保険金融収益又は費用としてその他の包括利益で認識される履行キャッシュ・フローの変動 (b)で算定された純損益への影響額

(4) 市場リスク

当社グループの事業活動は、主に経済環境・金融市場環境の変動に起因する市場リスクにさらされています。市場リスクとして、具体的には金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクがあります。

当社グループが保有する金融商品には、国債、地方債、社債、株式、投資信託等が含まれており、金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクにさらされています。また、当社グループが保有する保険契約は、金利リスクにさらされています。

① 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当社グループは、取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針等において、VaR等を用いたリスク・リミットを定め、リスク・リミットを超えていないことを検証する等によりリスク管理部が定期的に総合的な市場リスクの管理を行い、取締役会等へ報告しています。通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行うALMの考え方に基づき資産運用を行っています。当社グループは、掛け捨て及び保障性の商品を中心に取り扱っているため、資産と負債の金利のミスマッチを要因として損失を被るリスクが当社グループへ与える影響は限定的であります。資産と負債の双方が抱える金利リスクのバランスを管理するため、リスク管理部において、資産と負債の金利感応度分析等を行うことで、金利リスクが当社グループに与える影響をモニタリングしています。

(b) 価格変動リスクの管理

当社グループは、株式や投資信託へ投資しており、これらの価格変動リスクを負っています。当社グループは、VaR等のリスク・リミットに価格変動リスクも1つの要因として含め、リスク管理部が定期的に総合的な市場リスクの管理を行い、取締役会等へ報告しています。

(c) 為替リスクの管理

当社グループは、外貨建債券等へ投資しており、これらの為替リスクを負っています。当社グループは、VaR等のリスク・リミットに為替リスクも1つの要因として含め、リスク管理部が定期的に総合的な市場リスクの管理を行い、取締役会等へ報告しています。

② 定量的情報

以下の表は、当社の保険契約について、金利の変動が報告日に生じた場合に、将来キャッシュ・フローを改定後の実勢利率で割り引いた結果として、その他の包括利益で認識される保険金融収益又は費用がどのように増加（減少）するかを分析したものです。

この分析は、再保険によるリスク控除前後の感応度を示しています。また、他のすべての変数は一定であると仮定しています。

資本への影響は、関連する法人所得税を控除して表示されています。

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	資本	
	再保険控除前	再保険控除後
個人保険		
金利1%上昇	△4,704	△4,331
金利1%低下	4,458	4,025
金利0.5%上昇	△2,342	△2,149
金利0.5%低下	2,284	2,076

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	資本	
	再保険控除前	再保険控除後
個人保険		
金利1%上昇	△4,817	△4,453
金利1%低下	4,747	4,322
金利0.5%上昇	△2,432	△2,243
金利0.5%低下	2,385	2,181

以下の表は、当社の金融商品について、前連結会計年度及び当連結会計年度における市場リスク量をVaR（保有期間：1年、信頼区間：99.5%）により算定したものです。

当社は、金融商品に関するVaRを分散共分散法により月次で算定しています。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
VaR	3,128	2,895

なお、当社では算出されたVaRと損益を比較するバックテストを実施し、モデルの有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においてはリスクを十分に捕捉できない場合があります。

(5) 信用リスク

信用リスクとは、金融商品や債権について、信用供与先の財務状況の悪化等により債務不履行が生じ、資産の価値が減少ないし消失し、当社グループが損失を被るリスクをいいます。

再保険契約や店頭デリバティブ取引等におけるカウンター・パーティの財務状況の悪化等に起因するリスクを含みます。

① 信用リスクの管理

有価証券への投資に伴う信用リスクに関しては、取締役会が定めるリスク・リミットに基づき、リスク管理部において、発行体の格付等の信用情報や有価証券の時価等の把握・評価を定期的に行うことで管理しています。

社債への投資にあたっては、原則として、外部格付機関による信用格付けがBBB以上のものを対象としています。

また、再保険会社への再保険出再に伴う信用リスクに関しては、リスク管理部において、再保険会社の格付等の信用情報や、再保険貸や担保の残高等の把握・評価を定期的に行うことで管理しています。

再保険会社との再保険出再契約の新規締結にあたっては、原則として、外部格付機関による再保険会社の信用格付がBBB以上であることを必要としています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品（日本国債・地方債を除く）の帳簿価額（総額）の外部格付別内訳は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	12ヶ月の予想信用損失と 等しい金額で計上されるもの	12ヶ月の予想信用損失と 等しい金額で計上されるもの
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性 金融商品（日本国債・地方債を除く）		
外部格付BBB以上	38,741	52,134
合計	38,741	52,134

② 信用リスクの集中

当社グループでは、保険契約について、単一の再保険者への信用リスクの重大な集中はありません。

また、当社グループでは、金融商品について、発行体の国・地域別及び業種別の負債性証券への投資から生じる信用リスクの集中をモニタリングしており、大宗を日本国で構成しています。

③ 金融資産の減損

貸倒引当金

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法
重要性がある会計方針をご参照ください。

信用リスクの著しい増大

当社グループは、金融資産について、その返済又は決済が原則として期日以降30日超遅延した場合、又は、当初認識時において投資適格であった格付が、投資適格未満に格下げとなった場合に、当該金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したものと判定しています。

外部格付を参照し、報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合は、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないものと推定しています。

なお、信用リスクの判定には、大手格付機関の格付情報等を利用しています。

債務不履行の定義

当社グループは、債権管理において主として用いられている管理上の分類方針を踏まえ、次のいずれかの場合に金融資産が債務不履行になっていると考えます。

- ・ 法的破綻
- ・ 金融債務の支払不履行
- ・ 債権者に著しく不利益となるような債務の条件変更の要請もしくは実施

予想信用損失の測定

金融資産については、その格付及び損失測定期間に対応するPD (Probability of Default)、LGD (Loss Given Default) 及び債権額をインプットとする見積技法により測定しています。

PD及びLGDは、外部機関から入手した情報（信用格付別の累積デフォルト率等）を基礎とし、将来予測的な情報も勘案して決定しています。

以下の表は、金融商品の種類別の貸倒引当金の期首残高から期末残高までの調整表です。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
	12ヶ月の予想信用損失と等しい金額で計上されるもの	12ヶ月の予想信用損失と等しい金額で計上されるもの
国債		
4月1日残高	-	-
貸倒引当金の純額の再測定	-	-
金融資産の新規発生及び回収に伴う増減	-	-
その他	-	-
3月31日残高	-	-

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
	12ヶ月の予想信用損失と等しい金額で計上されるもの	12ヶ月の予想信用損失と等しい金額で計上されるもの
地方債		
4月1日残高	-	-
貸倒引当金の純額の再測定	-	-
金融資産の新規発生及び回収に伴う増減	-	-
その他	-	-
3月31日残高	-	-

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
	12ヶ月の予想信用損失と等しい金額で計上されるもの	12ヶ月の予想信用損失と等しい金額で計上されるもの
社債		
4月1日残高	7	9
貸倒引当金の純額の再測定	△0	△0
金融資産の新規発生及び回収に伴う増減	1	2
その他	-	-
3月31日残高	9	11

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
	12ヶ月の予想信用損失と等しい金額で計上されるもの	12ヶ月の予想信用損失と等しい金額で計上されるもの
外国証券		
4月1日残高	0	4
貸倒引当金の純額の再測定	-	0
金融資産の新規発生及び回収に伴う増減	4	1
その他	-	-
3月31日残高	4	7

(6) 流動性リスク

流動性リスクは、保険契約及び再保険契約、金融資産・負債等に起因する、資金繰りリスクと市場流動性リスクから構成されます。資金繰りリスクとは、予期せぬ急激な資金流失等により予定外の資金調達を余儀なくされる等して損失を被るリスクをいいます。また、市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスクをいいます。

① 流動性リスクの管理

当社グループの取扱商品は解約返戻金がない、又は少ない保障性商品のみに限られているため、予期せず大量の解約が発生した場合に資金繰りが逼迫する可能性は低いものと捉えています。しかしながら、感染症の大流行・地震・津波・テロ等の大規模災害が発生し保険金や給付金の支払いが増加した場合に備え、当社グループは、一定程度の預貯金を含め、手元流動性を確保した資産運用を行っています。また、資産運用においては、予期せず資産の売却を迫られる場合に備え、一般的に市場流動性が高いと考えられる金融市場で流通している有価証券を投資対象としています。

② 満期分析

以下の表は、当社グループの保険契約及び再保険契約の満期分析で、キャッシュ・フローが発生すると予想される日を反映しています。

(単位：百万円)

	将来キャッシュ・フローの現在価値の見積り			
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内
前連結会計年度 (2024年3月31日)				
保険契約				
負債	—	—	—	—
資産	△12,260	△12,307	△11,309	△9,950
合計	△12,260	△12,307	△11,309	△9,950
再保険契約				
負債	13	85	85	80
資産	△276	240	282	301
合計	△262	325	372	381
当連結会計年度 (2025年3月31日)				
保険契約				
負債	—	—	—	—
資産	△11,233	△11,481	△10,496	△9,014
合計	△11,233	△11,481	△10,496	△9,014
再保険契約				
負債	2	9	9	8
資産	△69	320	357	343
合計	△67	329	367	352

(単位：百万円)

	将来キャッシュ・フローの 現在価値の見積り			合計
	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	
前連結会計年度（2024年3月31日）				
保険契約				
負債	—	—	—	—
資産	△8,779	△36,366	△59,719	△150,693
合計	△8,779	△36,366	△59,719	△150,693
再保険契約				
負債	75	338	1,341	2,020
資産	306	1,227	4,263	6,349
合計	381	1,565	5,605	8,369
当連結会計年度（2025年3月31日）				
保険契約				
負債	—	—	—	—
資産	△8,258	△35,263	△58,023	△143,771
合計	△8,258	△35,263	△58,023	△143,771
再保険契約				
負債	8	38	134	211
資産	339	1,216	4,728	7,236
合計	348	1,255	4,862	7,447

(注) PAAを適用して測定している保険契約を含みません。

以下の表は、当社グループの金融負債の契約終了までの残存期間を示しています。

(単位：百万円)

	契約上の割引前キャッシュ・フロー						合計	帳簿価額
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		
前連結会計年度（2024年3月31日）								
非デリバティブ金融負債								
リース負債	109	1	—	—	—	—	111	110
その他の金融負債	1,485	—	—	—	—	—	1,485	1,485
デリバティブ金融負債								
デリバティブ負債	171	—	—	—	—	—	171	171
当連結会計年度（2025年3月31日）								
非デリバティブ金融負債								
リース負債	297	296	296	296	148	—	1,334	1,294
その他の金融負債	1,228	—	—	—	—	—	1,228	1,228
デリバティブ金融負債								
デリバティブ負債	186	—	—	—	—	—	186	186

③ 要求払に対応する保険契約負債の金額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
	要求払 対応金額	帳簿価額	要求払 対応金額	帳簿価額
個人保険	813	813	1,066	1,066
団体保険	292	292	376	376
合計	1,105	1,105	1,443	1,443

35. 保険契約及び再保険契約

(1) 保険契約残高及び再保険契約残高の増減

① 個人保険

保険契約

残存カバー及び発生保険金別の分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)				当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)			
	残存カバーに係る負債		発生 保険金に 係る負債	合計	残存カバーに係る負債		発生 保険金に 係る負債	合計
	損失要素 以外	損失要素			損失要素 以外	損失要素		
期首の資産	△30,188	2	1,659	△28,526	△34,141	78	1,684	△32,378
期首の負債	—	—	—	—	—	—	—	—
期首残高の純額	△30,188	2	1,659	△28,526	△34,141	78	1,684	△32,378
純損益及びその他の包括利益計算 書における変動								
保険収益	△22,694	—	—	△22,694	△24,283	—	—	△24,283
	△22,694	—	—	△22,694	△24,283	—	—	△24,283
保険サービス費用								
発生保険金及び維持費	—	△6	9,686	9,679	—	△12	10,991	10,978
保険獲得キャッシュ・フローの 償却	3,647	—	—	3,647	4,143	—	—	4,143
不利な契約に係る損失及び損失 の戻入れ	—	83	—	83	—	231	—	231
	3,647	76	9,686	13,410	4,143	218	10,991	15,353
保険サービス損益	△19,047	76	9,686	△9,284	△20,140	218	10,991	△8,930
保険金融費用（純額）	40	△1	—	38	5,693	△29	—	5,663
純損益及びその他の包括利益計算 書における変動合計	△19,007	75	9,686	△9,245	△14,447	189	10,991	△3,266
キャッシュ・フロー								
保険料の受取額	24,432	—	—	24,432	25,855	—	—	25,855
保険金及び維持費の支払額（投 資要素を含む）	—	—	△9,661	△9,661	—	—	△10,620	△10,620
保険獲得キャッシュ・フロー	△9,377	—	—	△9,377	△9,814	—	—	△9,814
キャッシュ・フロー合計	15,054	—	△9,661	5,393	16,040	—	△10,620	5,420
期末残高の純額	△34,141	78	1,684	△32,378	△32,548	268	2,055	△30,224
期末の資産	△34,141	78	1,684	△32,378	△32,548	268	2,055	△30,224
期末の負債	—	—	—	—	—	—	—	—
期末残高の純額	△34,141	78	1,684	△32,378	△32,548	268	2,055	△30,224

測定要素別の分析－PAAを適用せずに測定している保険契約

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)				当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)			
	将来キャッ シュ・フロ ーの現在価 値の見積り	非金融 リスクに 係るリスク 調整	CSM	合計	将来キャッ シュ・フロ ーの現在価 値の見積り	非金融 リスクに 係るリスク 調整	CSM	合計
期首の資産	△144,811	32,680	83,604	△28,526	△150,693	26,141	92,173	△32,378
期首の負債	—	—	—	—	—	—	—	—
期首残高の純額	△144,811	32,680	83,604	△28,526	△150,693	26,141	92,173	△32,378
純損益及びその他の包括利益計算 書における変動								
現在のサービスに関する変動								
提供したサービスについて認 識したCSM	—	—	△7,056	△7,056	—	—	△7,440	△7,440
消滅したリスクに関する非金 融リスクに係るリスク調整の 変動	—	△1,678	—	△1,678	—	△1,613	—	△1,613
実績調整	△633	—	—	△633	△107	—	—	△107
将来のサービスに関する変動								
当期に当初認識した契約	△6,316	2,900	3,473	57	△5,563	2,121	3,486	44
CSMを修正する見積りの変更	△6,801	△4,507	11,309	—	△2,676	△211	2,887	—
不利な契約に係る損失及び損 失の戻入れを伴う見積りの変 更	42	△16	—	26	198	△11	—	186
保険サービス損益	△13,709	△3,301	7,726	△9,284	△8,149	285	△1,066	△8,930
保険金融費用（純額）	2,433	△3,237	842	38	9,651	△4,940	952	5,663
純損益及びその他の包括利益計算 書における変動合計	△11,275	△6,538	8,568	△9,245	1,502	△4,654	△113	△3,266
キャッシュ・フロー（注）	5,393	—	—	5,393	5,420	—	—	5,420
期末残高の純額	△150,693	26,141	92,173	△32,378	△143,771	21,486	92,059	△30,224
期末の資産	△150,693	26,141	92,173	△32,378	△143,771	21,486	92,059	△30,224
期末の負債	—	—	—	—	—	—	—	—
期末残高の純額	△150,693	26,141	92,173	△32,378	△143,771	21,486	92,059	△30,224

(注) キャッシュ・フローの分析は、前項に記載しています。

再保険契約

残存カバー及び発生保険金別の分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)				当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)			
	残存カバー要素		発生 保険金要素	合計	残存カバー要素		発生 保険金要素	合計
	損失回収 要素以外	損失回収 要素	発生保険金 に係る負債		損失回収 要素以外	損失回収 要素	発生保険金 に係る負債	
期首の資産	△93	—	△486	△579	277	—	△489	△211
期首の負債	157	△0	△63	94	157	△0	△77	78
期首残高の純額	64	△0	△549	△485	435	△0	△567	△132
純損益及びその他の包括利益計算 書における変動								
再保険損益	1,589	△0	△938	650	1,564	△1	△1,089	473
うち、再保険者の不履行リス クの変化の影響	4	—	—	4	5	—	—	5
再保険契約から生じる金融収益 の純額	△65	0	—	△65	△583	0	—	△583
純損益及びその他の包括利益計算 書における変動合計	1,523	△0	△938	584	980	△1	△1,089	△110
キャッシュ・フロー								
保険料の支払額	△1,153	—	—	△1,153	△1,501	—	—	△1,501
受取額	—	—	920	920	—	—	1,091	1,091
キャッシュ・フロー合計	△1,153	—	920	△232	△1,501	—	1,091	△409
期末残高の純額	435	△0	△567	△132	△85	△2	△564	△652
期末の資産	277	—	△489	△211	△110	—	△553	△663
期末の負債	157	△0	△77	78	25	△2	△11	11
期末残高の純額	435	△0	△567	△132	△85	△2	△564	△652

測定要素別の分析－PAAを適用せずに測定している保険契約

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)				当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)			
	将来キャッ シュ・フロ ーの現在価 値の見積り	非金融 リスクに 係るリスク 調整	CSM	合計	将来キャッ シュ・フロ ーの現在価 値の見積り	非金融 リスクに 係るリスク 調整	CSM	合計
期首の資産	4,904	△4,128	△1,355	△579	6,349	△2,574	△3,985	△211
期首の負債	1,957	△167	△1,694	94	2,020	△173	△1,768	78
期首残高の純額	6,861	△4,296	△3,050	△485	8,369	△2,748	△5,753	△132
純損益及びその他の包括利益計算 書における変動								
現在のサービスに関する変動								
受け取ったサービスについて認 識したCSM	—	—	285	285	—	—	401	401
消滅したリスクに関する非金融 リスクに係るリスク調整の変動 実績調整	—	200	—	200	—	155	—	155
将来のサービスに関する変動								
当期に当初認識した契約	217	△213	△6	△2	54	△8	△46	△0
CSMを修正する見積りの変更 基礎となる不利な契約に係る損 失及び損失の戻入れに関する見 積りの変更	1,699	1,245	△2,945	—	452	125	△578	—
再保険者の不履行リスクの変化の 影響	0	0	—	1	△2	0	—	△1
再保険者の不履行リスクの変化の 影響	6	△1	—	4	7	△1	—	5
再保険損益	2,084	1,232	△2,666	650	424	271	△223	473
再保険契約から生じる金融収益の 純額	△344	316	△37	△65	△937	407	△54	△583
純損益及びその他の包括利益計算 書における変動合計	1,739	1,548	△2,703	584	△512	679	△277	△110
キャッシュ・フロー (注)	△232	—	—	△232	△409	—	—	△409
期末残高の純額	8,369	△2,748	△5,753	△132	7,447	△2,068	△6,031	△652
期末の資産	6,349	△2,574	△3,985	△211	7,236	△2,051	△5,848	△663
期末の負債	2,020	△173	△1,768	78	211	△17	△182	11
期末残高の純額	8,369	△2,748	△5,753	△132	7,447	△2,068	△6,031	△652

(注) キャッシュ・フローの分析は、前項に記載しています。

② 団体保険

保険契約

残存カバー及び発生保険金別の分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)				当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)			
	残存カバ ーに係る 負債	発生保険金に係る負債		合計	残存カバ ーに係る 負債	発生保険金に係る負債		合計
		将来キャッ シュ・フロ ーの現在価 値の見積り	非金融リス クに係るリ スク調整			将来キャッ シュ・フロ ーの現在価 値の見積り	非金融リス クに係るリ スク調整	
期首の資産	—	—	—	—	—	—	—	—
期首の負債	—	—	—	—	—	685	—	685
期首残高の純額	—	—	—	—	—	685	—	685
純損益及びその他の包括利益計算 書における変動								
保険収益	△2,004	—	—	△2,004	△5,797	—	—	△5,797
	△2,004	—	—	△2,004	△5,797	—	—	△5,797
保険サービス費用								
発生保険金及び維持費	—	2,671	—	2,671	—	4,221	—	4,221
	—	2,671	—	2,671	—	4,221	—	4,221
保険サービス損益	△2,004	2,671	—	666	△5,797	4,221	—	△1,575
純損益及びその他の包括利益計算 書における変動合計	△2,004	2,671	—	666	△5,797	4,221	—	△1,575
キャッシュ・フロー								
保険料の受取額	2,004	—	—	2,004	5,797	—	—	5,797
保険金及び維持費の支払額（投 資要素を含む）	—	△1,985	—	△1,985	—	△4,027	—	△4,027
キャッシュ・フロー合計	2,004	△1,985	—	19	5,797	△4,027	—	1,770
期末残高の純額	—	685	—	685	—	880	—	880
期末の資産	—	—	—	—	—	—	—	—
期末の負債	—	685	—	685	—	880	—	880
期末残高の純額	—	685	—	685	—	880	—	880

再保険契約

残存カバー及び発生保険金別の分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)				当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)			
	発生保険金要素			合計	発生保険金要素			合計
	残存カバ ー要素	将来キャッ シュ・フロ ーの現在価 値の見積り	非金融リス クに係るリ スク調整		残存カバ ー要素	将来キャッ シュ・フロ ーの現在価 値の見積り	非金融リス クに係るリ スク調整	
期首の資産	—	—	—	—	167	△527	—	△360
期首の負債	—	—	—	—	—	—	—	—
期首残高の純額	—	—	—	—	167	△527	—	△360
純損益及びその他の包括利益計算書 における変動								
再保険損益	665	△921	—	△256	1,924	△1,469	—	455
純損益及びその他の包括利益計算書 における変動合計	665	△921	—	△256	1,924	△1,469	—	455
キャッシュ・フロー								
保険料の支払額	△498	—	—	△498	△1,697	—	—	△1,697
受取額	—	394	—	394	—	1,396	—	1,396
キャッシュ・フロー合計	△498	394	—	△104	△1,697	1,396	—	△301
期末残高の純額	167	△527	—	△360	394	△599	—	△205
期末の資産	167	△527	—	△360	394	△599	—	△205
期末の負債	—	—	—	—	—	—	—	—
期末残高の純額	167	△527	—	△360	394	△599	—	△205

(2) 当期に当初認識した契約の影響

以下の表は、当期に当初認識したPAAを適用せずに測定している保険契約及び再保険契約の当初認識から生じる測定要素に対する影響を要約したものです。

保険契約

(単位：百万円)

	発行した 不利でない契約	発行した 不利な契約	合計
前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)			
保険獲得キャッシュ・フロー	8,824	695	9,520
未払保険金及びその他の保険サービス費用	26,104	1,679	27,784
キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	34,929	2,375	37,304
キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	△41,136	△2,484	△43,621
非金融リスクに係るリスク調整	2,745	155	2,900
CSM	3,469	3	3,473
当初認識時に認識した損失	7	50	57
当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)			
保険獲得キャッシュ・フロー	8,820	1,043	9,864
未払保険金及びその他の保険サービス費用	21,606	2,156	23,763
キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	30,427	3,200	33,627
キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	△35,862	△3,327	△39,190
非金融リスクに係るリスク調整	1,949	171	2,121
CSM	3,486	—	3,486
当初認識時に認識した損失	—	44	44

(注) 当社グループは、当初認識時の保険契約グループのCSMは6か月ごとに計算している一方、保険契約グループを発行年度によって分割していることから、不利な契約グループでもCSMを計上する契約が含まれることがあります。

再保険契約

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	△2,857	△265
キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	3,074	320
非金融リスクに係るリスク調整	△213	△8
当初認識時に認識した収益	2	0
CSM	△6	△46

(3) 契約上のサービス・マージン (CSM)

以下の表は、PAAを適用せずに測定している保険契約及び再保険契約について当社グループが残存CSMを保険収益として認識することを見込む時期を示したものです。

(単位：百万円)

	1年未満	1-2年	2-3年	3-4年	4-5年	5-10年	10年超	合計
前連結会計年度 (2024年3月31日)								
保険契約	7,235	6,883	6,575	6,289	6,000	24,755	34,433	92,173
再保険契約	△374	△363	△355	△349	△342	△1,515	△2,452	△5,753
当連結会計年度 (2025年3月31日)								
保険契約	7,277	6,951	6,653	6,352	6,025	24,616	34,182	92,059
再保険契約	△399	△390	△383	△375	△364	△1,590	△2,526	△6,031

(4) 重要な判断及び見積り

① 履行キャッシュ・フロー

履行キャッシュ・フローは、以下で構成されています。

－将来キャッシュ・フローの見積り

－貨幣の時間価値及び将来キャッシュ・フローに係る金融リスク（当該金融リスクが将来キャッシュ・フローの見積りに反映されていない範囲で）を反映するための調整

－非金融リスクに係るリスク調整

当社グループの将来キャッシュ・フローの見積りの目的は、生じ得るすべての範囲の結果を反映する一定範囲のシナリオの期待値を算定することです。

当社グループで取り扱う保険契約は配当や解約返戻金等のない単純な構造であるため、単一シナリオによる決定論的手法を用いて将来キャッシュ・フローを見積もっています。

(a) 将来キャッシュ・フローの見積り

将来キャッシュ・フローを見積もる際に、当社グループは報告日現在で過大なコストや労力を掛けずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を偏りのない方法で織り込んでいます。この情報は保険金及びその他の実績に関する内部及び外部の過去データを含み、将来の事象についての現在の予想を反映するように更新されます。

将来キャッシュ・フローの見積りは、関連する市場変数の見積りが観察可能な市場価格と整合的であることを条件として、報告日現在の状況に関する当社グループの見解を反映しています。将来キャッシュ・フローを見積もる際に、当社グループは将来キャッシュ・フローに影響を与える可能性のある将来の事象についての現在の予想を考慮に入れていますが、ただし、既存の契約における現在の義務を変更又は免除するか、若しくは新たな義務を創出することとなる将来の法制の変更についての予想は、その法制の変更が実質的に制定されるまでは、考慮に入れていません。

保険契約の境界線内のキャッシュ・フローは、契約の履行に直接関連するキャッシュ・フローです。これには、保険契約者に対する（又は保険契約者のための）支払い、保険獲得キャッシュ・フロー、保険契約を履行する際に発生するその他のコストが含まれます。

保険獲得キャッシュ・フローは、保険契約グループの販売、引受け及び開始の活動により生じるキャッシュ・フローのうち、当該グループが属する保険契約ポートフォリオに直接起因するものです。保険契約を履行する際に発生するその他のコストには、保険金請求処理、維持及び管理のコスト、保険契約の境界線内の受け取るべき平準払保険料に対して支払うべき継続的な手数料が含まれます。

保険獲得キャッシュ・フロー及び保険契約を履行する際に発生するその他のコストは、直接費と固定間接費及び変動間接費の配分額で構成されています。

保険獲得キャッシュ・フロー及び保険契約を履行する際に発生するその他のコストは、規則的かつ合理的で、類似の特徴を有するすべてのコストに首尾一貫して適用される方法を用いて契約グループに配分しています。その他のコストは発生時に純損益に認識しています。

契約の境界線

契約の測定に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、当社グループの契約上の実質的な権利及び義務に関して判断し、評価しています。

－保険契約

当社グループが発行する定期死亡保険の一部、定期医療保険及び定期療養保険は、更新型の契約です。当社グループは、これらの契約の将来の更新に係るキャッシュ・フローは、契約の境界線内であると判断しています。これは、当社グループが更新後の保険契約に適用される保険料について当該保険契約の属するポートフォリオのリスクを反映して価格を改定する実務上の能力を有していないためです。

団体信用生命保険は、毎年更新型の1年契約です。当社グループは、これらの契約の将来の更新に係るキャッシュ・フローは、契約の境界線外であると判断しています。これは、毎年請求される保険料が、当社グループが予想するその年のリスクに対するエクスポージャーを反映しており、当社グループは、更新に伴って、保険金請求実績及び各ポートフォリオの予想に基づき翌年度の保険料について再評価したリスクを反映して価格を改定できるためです。

－再保険契約

当社グループの各比例再保険契約は、契約期間内に基礎となる保険契約から生じた保険金請求をカバーしています。いずれの再保険契約についても、当社グループ及び再保険者の両方に、実質的な解約権はな

く、また、再保険者に再保険料率を改訂する実務上の能力もないことから、基礎となる保険契約の境界線内にあるキャッシュ・フローに起因する再保険契約に関するすべてのキャッシュ・フローを見込んでいます。

保険契約及び再保険契約の測定に用いた仮定

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる死亡率、罹患率及び保険契約者の行動に関する仮定は、商品の種類別に策定し、最近の実績及び保険契約グループ内の保険契約者の特性を反映しています。

死亡率及び罹患率の仮定は、国民生命表や医療統計等の公的データ、業界の傾向及び最近の実績を組み合わせて策定しています。実績は定期的にモニタリングしており、その結果は新商品の料率設定と既存の保険契約の測定の両方に反映しています。

－死亡率：公益社団法人日本アクチュアリー会が作成した生保標準生命表2018（死亡保険用）又は第三分野標準生命表2018を無配当保険用に調整した予定死亡率に、直近の実績及び業界の傾向を踏まえて保険年度別に算定した係数を乗じたものを設定しています。

－罹患率：給付種類別に、厚生労働省が作成した患者調査等の医療統計データや保険金等の支払実績を基に作成した予定発生率に、直近の実績を踏まえて到達年齢別又は保険年度別に算定した係数を乗じたものを設定しています。

－保険契約者の行動：解約失効率は、最近の実績における傾向に基づき、保険商品の種類、販売経路及び保険年度別に見積もっています。また、更新率は、最近の実績における傾向に基づき、保険商品の種類及び更新時年齢別に見積もっています。

－事業費：最近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っています。当該経費は、固定間接費及び変動間接費の配分を含む、保険契約グループに直接起因する経費から構成されます。また、将来の経費の見積りについては、インフレの調整を行っています。インフレ率については、割引率に使用しているフォワードレート¹の補外開始年度（40年目）までは物価連動国債から算出されるブレイク・イーブン・インフレ率を参考に1.4%とし、補外開始年度を超える期間については、終局水準を2.0%として割引率に使用しているフォワードレートに合わせて上昇するように設定しています。

死亡率及び解約失効率の仮定は以下のとおりです（加重平均）。

	死亡率	解約失効率
2024年3月31日	0.76%	4.03%
2025年3月31日	0.78%	3.97%

(注) 保険年度や販売経路別に設定された前提条件をもとに契約毎に将来の保有契約、死亡率、解約失効率を見積もり、保有契約全体の将来の各年度における死亡率又は解約失効率を将来の各年度における保有契約の規模で重み付けしたものです。

(b) 割引率

すべてのキャッシュ・フローは、当該キャッシュ・フロー特性と保険契約の流動性特性を反映するように調整したリスクフリーのイールド・カーブを用いて割り引いています。当社グループは原則として、国債金利を用いてリスクフリーのイールド・カーブを算定しています。当該イールド・カーブは、長期の実質金利とインフレ予想を考慮して、利用可能な最新の市場データと終局フォワードレートで補間計算することにより算出しています。終局フォワードレートは3.8%を仮定し、補外開始年度を40年目としています。41年目以降のフォワードレートは補外開始以降20年で終局金利の水準に収束するようにSmith-Wilson法により補外しています。

終局フォワードレートは、見直されることになっているものの、安定的であることが予想されており、かつ、長期の予想に著しい変化がある場合にのみ変動するものです。保険契約の流動性特性を反映するために、リスクフリーのイールド・カーブは非流動性プレミアムによって調整しています。非流動性プレミアムは原則として、リスクフリーのイールド・カーブに対する債券のспредのマーケットデータ等を用いて調整したものとしてSolvency IIにおけるVolatility Adjustmentを参考に設定しています。

以下の表は、保険契約のキャッシュ・フローを割り引くのに用いたイールド・カーブを示したものです。

	1年	5年	10年	20年	40年
2024年3月31日	0.02%	0.73%	1.72%	2.53%	2.75%
2025年3月31日	0.82%	1.69%	2.74%	3.30%	3.82%

(c) 非金融リスクに係るリスク調整

非金融リスクに係るリスク調整は原則として、非金融リスクを負担することに対する報酬を反映して設定しており、保険契約グループのリスク・プロファイルの分析を基礎として、規則的かつ合理的な方法を用いて契約グループに配分しています。また、非金融リスクに係るリスク調整には、当社グループが要求する報酬と整合的で、かつリスク回避の程度を反映する方法によって、分散効果を反映しています。

非金融リスクに係るリスク調整は、資本コスト法を用いて、将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りとは区別して算定しています。

資本コスト法においては、将来の各報告日現在の保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの現在価値の確率分布を見積もり、99.5%信頼水準にて保険契約期間にわたって生じる保険金支払に関する契約上の義務の履行に要するであろう所要資本を計算したうえで、資本コスト率（投資家が非金融リスクに対するエクスポージャーに対して要求するであろう追加的な報酬を表しています）を乗じた結果を非流動性について調整したリスクフリーの金利を用いて割り引くことによって、各保険契約グループの非金融リスクに係るリスク調整を算定しています。

なお、非金融リスクに係るリスク調整は、信頼水準72.8%（2023年度：74.3%）に対応しています。

② 契約上のサービス・マージン（CSM）

カバー単位の決定

保険契約グループのCSMの金額は、各期間に提供されたサービスを反映するために、個々の契約における給付の量とカバーの予想残存期間を考慮して決定したカバー単位の数に基づいて、各期間の純損益に認識しています。カバー単位は、各報告日に見直し、更新しています。

当社グループは、給付の量を保険金等の会計期間における最大支払金額の合計として決定しています。

CSMを純損益に配分することが見込まれる時期の分析は、「(3) 契約上のサービス・マージン（CSM）」で開示しています。

36. 金融商品

金融商品の公正価値の算定方法及び公正価値ヒエラルキーのレベル別分類は以下のとおりです。なお、各レベルは以下のように定義しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、直接又は間接的に観察可能な価格で構成されたインプット

レベル3：重要な観察可能でないインプット

帳簿価額と公正価値が近似している金融商品については、注記を省略しています。

上場株式の公正価値については、取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき主にレベル1に分類しています。非上場株式の公正価値については、純資産価値に基づき必要な修正を行う等、適切な評価方法により公正価値を算定しており、レベル3に分類しています。

債券の公正価値については、売買参考統計値やブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づく合理的な評価方法により算定しており、主に国債等はレベル1、それ以外の債券はレベル2又は3に分類しています。レベル3に分類された債券については、割引キャッシュ・フロー法等により公正価値を測定しており、クレジット・スプレッド等の観察可能でないインプットを用いています。重要な観察可能でないインプットのうち、クレジット・スプレッドが上昇（低下）した場合は、債券の公正価値は減少（増加）します。

投資事業組合への出資金の公正価値は、組合財産の公正価値を見積もった上、当該公正価値に対する持分相当額で測定しています。従って、投資事業組合への出資金の公正価値の測定は、観察不能なインプットを用いているため、レベル3に分類しています。

デリバティブは、為替レート及び金利等の市場データに基づいて取引先金融機関等が算定した価格に基づいており、レベル2に分類しています。

レベル3に分類された金融商品について、重要な観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更した場合の公正価値の変動は重要ではありません。

なお、以下の表において、「外国証券」には円建外国債券、外貨建債券及び外貨建株式が含まれ、「その他の証券」には投資事業組合への出資金が含まれます。

(1) 公正価値のヒエラルキー

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	—	0	—	0
投資有価証券				
国債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
社債	—	880	—	880
株式	260	—	4	265
外国証券	—	—	0	0
その他の証券	2,537	—	60	2,598
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 負債性金融資産				
投資有価証券				
国債	7,679	—	—	7,679
地方債	—	1,399	—	1,399
社債	—	28,108	—	28,108
株式	—	—	—	—
外国証券	—	799	9,834	10,633
その他の証券	—	—	—	—
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	171	—	171

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資有価証券				
国債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
社債	—	873	—	873
株式	70	—	9	80
外国証券	—	—	776	776
その他の証券	—	—	87	87
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 負債性金融資産				
投資有価証券				
国債	6,983	—	—	6,983
地方債	—	1,245	—	1,245
社債	—	36,599	—	36,599
株式	—	—	—	—
外国証券	—	2,172	13,362	15,534
その他の証券	—	—	—	—
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	186	—	186

当社グループは、各ヒエラルキー間の振替を、振替を生じさせた事象が発生した報告期間の末日において認識しています。各年度においてレベル1とレベル2の間の重要な振替はありません。

(2) 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品の公正価値の測定については、フロント部門から独立した管理部門にて内規を定めており、当該規程に沿って管理部門が行っています。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合には、所定の検証手続を実施しています。

(3) レベル3に分類された経常的に公正価値で測定する金融商品の期首残高から期末残高への調整表
前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株式	外国証券	その他の証券
期首残高	32	3,541	4,967
利得又は損失			
純損益（注）1	△28	557	△216
その他の包括利益（注）2	—	131	—
購入	—	9,387	60
売却・償還	—	△3,783	△4,721
レベル3への振替	—	—	—
レベル3からの振替	—	—	—
その他	—	—	△28
期末残高	4	9,834	60
報告期末に保有している資産について純損益に計上された当期の未実現損益の変動（注）1	△28	220	0

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株式	外国証券	その他の証券
期首残高	4	9,834	60
利得又は損失			
純損益（注）1	5	△65	△2
その他の包括利益（注）2	—	81	—
購入	—	5,569	30
売却・償還	—	△1,279	—
レベル3への振替	—	—	—
レベル3からの振替	—	—	—
その他	—	—	—
期末残高	9	14,139	87
報告期末に保有している資産について純損益に計上された当期の未実現損益の変動（注）1	5	△217	△2

（注）1. 連結損益計算書の「その他の投資損益」に含まれています。

2. 連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれています。

37. 子会社及び非支配持分

(1) 重要な子会社

当連結会計年度末の主要な子会社の状況は以下のとおりです。

名称	所在地	報告セグメント	議決権の所有割合 (%)
ライフネットみらい株式会社	日本	生命保険事業	91.1

(2) 連結しているストラクチャード・エンティティ

当社グループには、連結しているストラクチャード・エンティティとして金銭の信託があります。

当社グループは、契約上の義務なしに、連結しているストラクチャード・エンティティに対して重要な財務的支援又はその他の支援を提供しておらず、提供する予定もありません。

(3) 連結していないストラクチャード・エンティティ

連結していないストラクチャード・エンティティとして、当社グループが保有する投資ファンドがあります。

当該ファンドは、主にリミテッドパートナーシップ形態のベンチャーファンド、投資事業有限責任組合として組成されており、当社は有限責任組合員として出資しています。

非連結のストラクチャード・エンティティの規模、当社の当該エンティティに対する投資の帳簿価額、及び当社の潜在的な最大損失エクスポージャーは、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非連結のストラクチャード・エンティティの総資産額	955	2,222
当社グループが認識している資産の帳簿価額 (注)	60	87

(注) 連結財政状態計算書上、「投資有価証券」に含めて表示しています。

当社グループは、これらストラクチャード・エンティティに対して財務的支援又はその他の重要な支援を提供したことはなく、キャピタル・コールを除いて提供する意図もありません。そのため、当社グループが非連結のストラクチャード・エンティティへの関与により晒される損失の最大エクスポージャーは、帳簿価額にキャピタル・コールを加えた147百万円です。

38. 関連当事者

(1) 経営幹部との取引

経営幹部への報酬

経営幹部への報酬の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
短期従業員給付	149	110
株式報酬	43	38
合計	193	148

(2) 関連当事者との取引

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額 (百万円)	未決済残高 (百万円)
その他の関係会社の子会社	auじぶん銀行㈱	資金の預入 (注)	936	1,536

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額 (百万円)	未決済残高 (百万円)
その他の関係会社の子会社	auじぶん銀行㈱	資金の預入 (注)	2,519	4,057
		保険料収納	5,797	—
		保険金支払	3,461	—

(注) 1. 資金の預入については、期間が短く、かつ、回転が早いいため、取引金額の欄には純額表示としています。また、未決済残高の欄には、預金残高を記載しています。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の預入については、一般取引条件と同様に決定しています。

39. コミットメント

当社グループは、報告日後に資産を購入する契約は締結していません。

40. 偶発事象

該当事項はありません。

41. 後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
保険収益 (百万円)	14,297	30,081
税引前中間 (当期) 利益 (百万円)	4,378	9,179
親会社の所有者に帰属する中間 (当期) 利益 (百万円)	3,152	5,993
基本的1株当たり中間 (当期) 利益 (円)	39.26	74.63

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
現金及び預貯金	20,009	16,044
預貯金	20,009	16,044
金銭の信託	13,358	13,202
有価証券	42,992	52,045
国債	7,682	7,676
地方債	1,426	1,390
社債	29,310	38,426
株式	※5 489	※5 299
外国証券	1,486	4,168
その他の証券	2,595	84
有形固定資産	※1 65	※1 550
建物	0	382
リース資産	3	1
その他の有形固定資産	62	166
無形固定資産	1,749	1,915
ソフトウェア	1,441	1,501
ソフトウェア仮勘定	307	413
代理店貸	8	7
再保険貸	※4 4,698	※4 4,383
その他資産	1,311	1,716
未収金	894	988
前払費用	227	292
未収収益	113	131
預託金	73	296
仮払金	3	7
資産の部合計	84,194	89,866

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
保険契約準備金	※3 60,469	※3 69,020
支払備金	1,914	2,216
責任準備金	58,554	66,804
代理店借	56	64
再保険借	775	875
その他負債	1,685	1,676
未払法人税等	3	3
未払金	57	90
未払費用	1,552	1,407
預り金	20	22
リース債務	3	1
資産除去債務	34	141
仮受金	13	10
特別法上の準備金	141	157
価格変動準備金	141	157
繰延税金負債	0	0
負債の部合計	63,130	71,796
純資産の部		
資本金	26,617	26,652
資本剰余金	26,617	26,652
資本準備金	26,617	26,652
利益剰余金	△31,643	△34,696
その他利益剰余金	△31,643	△34,696
繰越利益剰余金	△31,643	△34,696
自己株式	△0	△0
株主資本合計	21,590	18,608
その他有価証券評価差額金	△526	△538
評価・換算差額等合計	△526	△538
純資産の部合計	21,063	18,069
負債及び純資産の部合計	84,194	89,866

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
経常収益	35,964	41,994
保険料等収入	34,264	41,438
保険料	26,338	31,562
再保険収入	※6 7,925	※6 9,875
資産運用収益	1,628	499
利息及び配当金等収入	388	425
預貯金利息	0	1
有価証券利息・配当金	388	423
その他利息配当金	0	0
金銭の信託運用益	※4 847	—
有価証券売却益	※1 385	※1 73
為替差益	7	—
その他経常収益	71	57
その他の経常収益	71	57
経常費用	40,634	45,022
保険金等支払金	15,547	20,569
保険金	4,914	7,130
給付金	2,157	2,393
その他返戻金	1	1
再保険料	※6 8,473	※6 11,043
責任準備金等繰入額	※5 9,472	※5 8,551
支払備金繰入額	550	301
責任準備金繰入額	8,921	8,249
資産運用費用	1,292	711
支払利息	1	1
金銭の信託運用損	—	※4 112
有価証券売却損	※2 1,234	※2 567
有価証券評価損	※3 45	—
為替差損	—	0
その他運用費用	11	29
事業費	12,607	13,296
その他経常費用	1,714	1,893
税金	1,181	1,277
減価償却費	464	613
その他の経常費用	68	1
経常損失 (△)	△4,670	△3,027
特別損失	45	20
固定資産等処分損	5	3
減損損失	23	0
特別法上の準備金繰入額	16	16
価格変動準備金繰入額	16	16
税引前当期純損失 (△)	△4,715	△3,048
法人税及び住民税	4	4
法人税等調整額	0	0
法人税等合計	5	4
当期純損失 (△)	△4,720	△3,052

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰余 金	利益剰余金 合計		
当期首残高	21,676	21,676	21,676	△26,923	△26,923	△0	16,430
当期変動額							
新株の発行	4,918	4,918	4,918	—	—	—	9,837
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	21	21	21	—	—	—	43
当期純損失（△）	—	—	—	△4,720	△4,720	—	△4,720
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	4,940	4,940	4,940	△4,720	△4,720	△0	5,160
当期末残高	26,617	26,617	26,617	△31,643	△31,643	△0	21,590

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	△855	△855	15,574
当期変動額			
新株の発行	—	—	9,837
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	—	—	43
当期純損失（△）	—	—	△4,720
自己株式の取得	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	328	328	328
当期変動額合計	328	328	5,489
当期末残高	△526	△526	21,063

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰余 金	利益剰余金 合計		
当期首残高	26,617	26,617	26,617	△31,643	△31,643	△0	21,590
当期変動額							
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	35	35	35	—	—	—	70
当期純損失（△）	—	—	—	△3,052	△3,052	—	△3,052
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	35	35	35	△3,052	△3,052	△0	△2,982
当期末残高	26,652	26,652	26,652	△34,696	△34,696	△0	18,608

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	△526	△526	21,063
当期変動額			
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	—	—	70
当期純損失（△）	—	—	△3,052
自己株式の取得	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	△11	△11	△11
当期変動額合計	△11	△11	△2,993
当期末残高	△538	△538	18,069

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)
 - (1) 満期保有目的の債券
移動平均法による償却原価法(定額法)を採用しています。
 - (2) 子会社株式
移動平均法による原価法を採用しています。
 - (3) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しています。
市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法を採用しています。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法によっています。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しています。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	5~18年
その他の有形固定資産	5~15年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。

ソフトウェア(自社利用分)	5年(社内における利用可能期間)
---------------	------------------
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしています。
破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下、「実質破綻先」)に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしています。
また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしています。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行うこととしています。
なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当事業年度末において貸倒引当金の計上はしていません。
 - (2) 価格変動準備金
株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しています。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場により円換算しています。

6. 保険契約に関する会計処理

(1) 保険料

保険業法施行規則第69条第3項に基づき、保険料については、契約応当日が到来している契約のうち、保険料の収納があったものについて、当該金額により計上しています。

(2) 保険金・支払備金

保険金等支払金（再保険料を除く）については、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算出された金額を支払った契約について、当該金額により計上しています。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているもの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもの（以下、「既発生未報告支払備金」）のうち、それぞれ支払いが行われていないものについて、支払備金を積み立てています。

既発生未報告支払備金については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設又は自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下、「みなし入院」）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下、「IBNR告示」）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しています。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本文に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しています。

(3) 責任準備金

期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てています。

責任準備金のうち保険料積立金については、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算しています。

なお、責任準備金については保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において保険計理人が責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを確認しています。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて、所定の積立基準額以上を繰入計上し、積立限度額の範囲内で積み立てています。

(4) 再保険

再保険収入及び再保険料については、再保険協約に基づき計上しています。

なお、新契約の一部（以下、「出再契約」）を対象として修正共同保険式再保険を行っています。修正共同保険式再保険は、出再契約のリスク及び収支構造の一部を一定期間再保険会社に移転するものです。出再契約にかかる新契約費の一部は再保険収入に含まれる出再手数料として収益計上し、未償却出再手数料として再保険貸に資産計上され、その後一定の期間において費用である再保険料を含む再保険収支に基づいて段階的に償却されます。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（消費税等の会計処理）

控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しています。

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われました。

検討の結果、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

当社は、2025年5月に、従前の契約に加え新たな修正共同保険式再保険契約を締結しました。概要は、以下のとおりです。

1. 契約締結の目的

修正共同保険式再保険の活用の強化による財務状況の改善

2. 再保険契約の締結時期

2025年5月

3. 契約の内容

2025年4月1日以降に締結された個人保険契約（ただし、一部の契約を除く）を対象とした修正共同保険式再保険

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりです。

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
319百万円	160百万円

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりです。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
金銭債権	8百万円	4百万円
金銭債務	24百万円	19百万円

※ 3 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金（以下、「出再支払備金」）の金額は、次のとおりです。

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
378百万円	635百万円

また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下、「出再責任準備金」）の金額は、次のとおりです。なお、出再責任準備金には危険準備金にかかる出再控除相当額を含めています。

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1,611百万円	2,130百万円

※ 4 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の残高は、次のとおりです。

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
4,092百万円	3,749百万円

※ 5 関係会社の株式の金額は次のとおりです。

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
224百万円	224百万円

(損益計算書関係)

※ 1 有価証券売却益の内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
国債等債券	0 百万円	0 百万円
その他の証券	385 百万円	73 百万円

※ 2 有価証券売却損の内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
国債等債券	14 百万円	4 百万円
その他の証券	1,220 百万円	563 百万円

※ 3 有価証券評価損の内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
株式等	45 百万円	－ 百万円
外国証券	0 百万円	－ 百万円

※ 4 当事業年度の金銭の信託運用損には、評価損が186百万円含まれています。(前事業年度の金銭の信託運用益には、評価損が171百万円含まれています。)

※ 5 当事業年度の支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は256百万円です。(前事業年度の支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は155百万円です。)

また、当事業年度の責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は518百万円です。(前事業年度の責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は1,232百万円です。)

※ 6 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額が含まれており、また、再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額が含まれており、その金額は以下のとおりです。

	前事業年度 (自2023年4月 1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月 1日 至2025年3月31日)
再保険収入に含まれる再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額	2,277 百万円	2,325 百万円
再保険料に含まれる再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額	6,197 百万円	7,153 百万円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がないため、時価を記載していません。なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は、次のとおりです。

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
224百万円	224百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注)	3,879	4,468
減価償却超過額	153	135
保険契約準備金	1,767	2,133
資産除去債務	9	40
代理店手数料	1	—
その他有価証券評価差額金	147	155
その他	269	390
繰延税金資産小計	6,229	7,324
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△3,879	△4,468
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,349	△2,818
評価性引当額小計	△6,228	△7,287
繰延税金資産合計	1	37
繰延税金負債との相殺	△1	△37
繰延税金資産の純額	—	—
繰延税金負債		
その他	△1	△37
繰延税金負債合計	△1	△37
繰延税金資産との相殺	1	37
繰延税金負債 (△) の純額	△0	△0

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	306	3,572	3,879
評価性引当額	—	△306	△3,572	△3,879
繰延税金資産	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

当事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	700	3,768	4,468
評価性引当額	—	△700	△3,768	△4,468
繰延税金資産	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び評価性引当額金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税

率を28.00%から28.93%に変更し計算しています。
この税率変更が財務諸表に与える影響は軽微です。

(収益認識関係)
重要性が乏しいため注記を省略しています。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

④【附属明細表】

【事業費明細表】

区分	金額（百万円）
営業活動費	537
募集代理店経費	536
選択経費	0
営業管理費	6,082
広告宣伝費	6,082
一般管理費	6,676
人件費	2,611
物件費	4,064
寄付・協賛金・諸会費	28
負担金	1
合計	13,296

(注) 1. 一般管理費・物件費の主なものは、保険事務・システム等の契約の維持・管理に際して必要な経費等です。

2. 負担金は、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金です。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形固定資産						
建物	0	416	0	33	382	33
リース資産	3	—	—	1	1	8
その他の有形固定資産	62	145	3	37 (0)	166	118
有形固定資産計	65	561	3	73 (0)	550	160
無形固定資産						
ソフトウェア	1,441	612	0	551	1,501	3,664
ソフトウェア仮勘定	307	716	610	—	413	—
その他の無形固定資産	—	—	—	—	—	5
無形固定資産計	1,749	1,328	610	551	1,915	3,669

(注) 1. 建物及びその他の有形固定資産の増加は、主に本社オフィス移転によるものです。

2. ソフトウェアの増加は、主にソフトウェアの完成に伴う振替によるものです。

3. ソフトウェア仮勘定の増加は、主に保険事業及び保険関連事業に係るシステム費用です。

4. ソフトウェア仮勘定の減少は、主にソフトウェアの完成に伴う振替によるものです。

5. 「当期償却額」欄の（ ）は内数で、当期の減損損失計上額です。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
価格変動準備金	141	16	—	—	157

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

① 決算日後の状況

特記事項はありません。

② 訴訟

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。 https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/ ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めています。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第18期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月18日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月18日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第19期中）（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2024年6月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書です。

2025年3月17日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月17日

ライフネット生命保険株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣瀬 文人

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライフネット生命保険株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準に準拠して、ライフネット生命保険株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

個人保険事業における保険契約資産の評価の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記「5. 重要性がある会計方針 (3) 保険契約及び再保険契約」及び「35. 保険契約及び再保険契約」に記載のとおり、会社は重要な保険リスクを引き受けている契約を、保険契約として分類し、IFRS第17号「保険契約」における一般的な測定モデルを適用して測定した個人保険事業に係る保険契約資産を、当連結会計年度末において30,224百万円計上しており、これは連結財政状態計算書において、総資産の26.0%と重要な割合を占めている。</p> <p>当該保険契約資産は、将来の期間において契約に基づき提供されることとなるサービスに係る履行キャッシュ・フロー、報告日の残存CSM、まだ支払われていない発生保険金（発生しているがまだ報告されていない保険金を含む）及び費用に係る履行キャッシュ・フローで構成されている。このうち、履行キャッシュ・フローは、報告日時点で、将来キャッシュ・フローに関する現在の見積り、現在の割引率及び非金融リスクに係るリスク調整に関する現在の見積りを用いて、保険契約グループ毎に保険数理に基づき測定される。</p> <p>保険契約の測定において、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる死亡率、罹患率並びに解約失効率及び更新率等の保険契約者の行動に関する重要な仮定（非経済前提）は、最近の実績及び保険契約グループ内の保険契約者の特性を反映させる必要がある。また、将来キャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー特性と保険契約の流動性特性を反映するように調整したリスクフリーのイールド・カーブ（経済前提）を用いて割引計算がなされる。</p> <p>これらの非経済前提及び経済前提の選択においては、経営者の重要な判断及び見積りが介在するとともに、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。</p> <p>以上より、当監査法人は、個人保険事業に係る保険契約資産の評価の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、個人保険事業における保険契約資産に係る評価の合理性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 保険契約資産の評価の合理性に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。特に、以下の統制に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●見積りに使用する重要な仮定である、解約失効率及び更新率の決定に係る内部統制 ●当該仮定を決定するために使用された過去の解約及び失効並びに更新に関連する基礎データの網羅性及び正確性を担保する内部統制 <p>(2) 保険契約資産の計上額の検証 経営者が重要な仮定を決定するために使用した基礎データの網羅性及び正確性を確認した。</p> <p>また、当監査法人内の保険数理の専門家を関与させ、主に以下の手続を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●解約失効率及び更新率の仮定について、これらの比率の比較や、過去の実績データとの比較を商品別に行い、保険数理の一般的な実務に基づいて合理性を評価した。 ●割引率について、計算手法及び国債金利等のインプットデータの合理性を評価した。 ●数理部門の責任者に対して質問し、経営者が重要な仮定である解約失効率及び更新率等を決定した方法の合理性、及び当該仮定の合理性を評価した。 ●抽出した保険契約について、保険契約資産を再計算し、同社の算定額と比較した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ライフネット生命保険株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ライフネット生命保険株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月17日

ライフネット生命保険株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣瀬 文人
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライフネット生命保険株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライフネット生命保険株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

責任準備金の計上額の正確性及び十分性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度の貸借対照表において責任準備金が66,804百万円計上されている。これは、【注記事項】（重要な会計方針）6. 保険契約に関する会計処理（3）責任準備金に記載のとおり、会社が保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき積み立てるものである。</p> <p>責任準備金は、保険事故発生率、予定事業費率、予定利率等の計算前提を用いて保険数理に基づき計算される。計算対象となる有効な保険契約を網羅的に集計し算出する必要があるが、その計算は複雑であり正確な計算を行うには高度な専門性を必要とする。</p> <p>また、責任準備金の算定に使用される計算前提が実際の結果と著しく異なる場合には責任準備金の積立不足が生じる可能性がある。</p> <p>特に、第三分野の保険商品に係る計算前提は多岐にわたり、責任準備金を算定するにあたっての標準的な指標が存在しない場合があるため、各社が給付事由毎に保険事故発生率を見込むことになる。そのため、保険会社においては、予め設定した保険事故発生率がリスクを十分にカバーしているかどうかを確認するためのテストが行われ（第三分野保険のストレステスト）、さらに当該第三分野保険のストレステストの結果に応じて、保険計理人は将来の収支を推計し、責任準備金の積立不足の有無を確認する（負債十分性テスト）。</p> <p>また、保険計理人は、会社が将来の保険金等の支払能力を維持し得るかどうかを判断するため、自らが作成したシナリオのもとに将来の収支を予測し（将来収支分析）、責任準備金の積立ての十分性を確認し、その結果を記載した意見書を取締役会に提出することが求められている。</p> <p>責任準備金の積立不足の有無を確認するために行われるこのような第三分野保険のストレステスト及び負債十分性テスト並びに将来収支分析においては、保険事故発生率等の計算前提を決定する際に判断が伴い、また、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。</p> <p>以上より、当監査法人は、責任準備金の計上額の正確性及び十分性に関する判断が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、責任準備金の計上額の正確性及び十分性に関する判断の妥当性について、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>保険業法第116条の規定に基づく責任準備金の計上に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下の統制に焦点を当てた。</p> <p>① 責任準備金の正確性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 数理部門において、責任準備金の計算対象となる契約が網羅的に含まれていることを確認していること ● 数理部門において、責任準備金の計算の正確性検証のため、複数名の担当者が独立して計算し、計算結果の一致を確認していること <p>② 責任準備金の積立ての十分性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取締役会が保険計理人の意見書の報告を受け、責任準備金の積立ての十分性について確認をしていること <p>(2) 責任準備金の計上額の検証</p> <p>責任準備金の計上額を検証するため、当監査法人内の保険数理の専門家を関与させ、主に以下の手続を実施した。</p> <p>① 責任準備金の正確性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約システムの保有契約データと責任準備金計算用の保有契約データとの整合性を確認した。 ● 予め定められた算出方法に従い責任準備金が計算されていることを確認するため、再計算を行った。 <p>② 責任準備金の積立ての十分性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会社が実施する第三分野保険のストレステストの実施方法及び実施結果について、過年度のストレステストにおける仮定と当年度の支払実績との比較及び関連資料の閲覧によりその合理性を評価した。またストレステストの結果、負債十分性テストの実施が不要であることを確認した。 ● 保険計理人の意見書及び附属報告書を閲覧し質問することにより、保険業法に基づき責任準備金が適正に積み立てられているかどうかに関する保険計理人の意見内容を確認した。 ● 将来収支分析の計算前提について、関連する法令や、日本アクチュアリー会の「生命保険会社の保険計理人の実務基準」への準拠性を検討した。また、前事業年度の計算結果との比較を実施した。

修正共同保険式再保険の会計処理及び注記の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、新契約の一部を対象とした修正共同保険式再保険契約（以下、「当該再保険」という。）を締結しており、以下の金額が会社の財務諸表に計上されている。また、会社は、当該再保険に関連した金額を【注記事項】（貸借対照表関係）※4及び（損益計算書関係）※6に記載している。</p> <p>（貸借対照表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再保険貸4,383百万円（当該再保険契約に係る未償却出再手数料3,749百万円を含む） <p>（損益計算書）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再保険収入9,875百万円（当該再保険に係る未償却出再手数料の増加額2,325百万円を含む） ●再保険料11,043百万円（当該再保険に係る未償却出再手数料の減少額7,153百万円を含む） <p>保険会社が行う再保険のうち、再保険に付した部分に係る保険契約から将来に発生することが見込まれる収益を出再手数料としてあらかじめ収受する再保険であって、大蔵省告示第233号の要件に該当する財務再保険については、保険業法施行規則に従って、収受した出再手数料に相当する金額を責任準備金として積み立てなければならない。他方、財務再保険に該当しない場合であっても、再保険の契約内容に照らして適切な会計処理を採用するとともに、保険業法施行規則別紙様式に定める再保険に該当するものについては、財務諸表利用者が再保険に係る財産及び損益の状況を正確に判断することができるよう、同規則別紙様式に従って注記することが求められる。</p> <p>会社は、当該再保険について、その契約内容を大蔵省告示第233号の要件に照らした上で財務再保険に該当しないと判断している。また、【注記事項】（重要な会計方針）6. 保険契約に関する会計処理（4）再保険に記載されているとおり、会社は当該再保険について、契約内容に照らして、収受した出再手数料を収益に計上するとともに、同額を再保険貸として資産に計上し、当該再保険貸を再保険に付した保険契約の収支に基づき償却する会計処理を採用している。さらに、当該再保険は保険業法施行規則別紙様式に定める再保険に該当するものとして【注記事項】（貸借対照表関係）※4及び（損益計算書関係）※6に注記をしている。</p> <p>このような当該再保険の財務再保険及び保険業法施行規則別紙様式に定める注記を要する再保険への該当性並びに契約内容に照らした会計処理の採用には、経営者による重要な判断が伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、当該再保険の会計処理及び注記の妥当性が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該再保険の会計処理及び注記の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>会社が実施している当該再保険の会計処理の採用に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性に係る評価を行った。評価にあたっては、特に以下の統制に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当該再保険の財務再保険への該当性に関する評価方法が妥当であるか。 ●上記の評価結果が適切な者により承認されているか。 <p>(2) 会計処理及び注記の妥当性</p> <p>当該再保険の財務再保険及び注記を要する再保険への該当性並びに契約内容に照らした会計処理の採用に関する経営者の判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会社と再保険会社との間で締結した再保険協約書、関連する会議体の議事録、再保険会社への再保険計算書及び関連証憑を閲覧し、財務再保険への該当性に関する経営者の判断の妥当性を大蔵省告示第233号の要件に照らして検討した。 ●会社の採用した会計処理及び注記を要する再保険への該当性の判断について、当該再保険の契約内容、保険業法施行規則及び同規則別紙様式並びに会計慣行に照らして妥当であるか否かを検討した。 ●採用した会計処理に基づく財務諸表への会計方針の開示の妥当性並びに貸借対照表注記及び損益計算書注記の保険業法施行規則別紙様式への準拠性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月17日
【会社名】	ライフネット生命保険株式会社
【英訳名】	LIFENET INSURANCE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 亮介
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長森亮介は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生の可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の保険収益、再保険損益、投資損益及びその他の収益の合計金額が、当連結会計年度の当社グループ合計の概ね3分の2に達していることから、当社のみを「重要な事業拠点」としてしております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として保険収益、保険サービス費用、保険契約資産・負債、再保険契約資産・負債、投資有価証券等に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月17日
【会社名】	ライフネット生命保険株式会社
【英訳名】	LIFENET INSURANCE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 亮介
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長森亮介は、当社の第19期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が、金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。